



清須市 第1次 地域福祉計画

2025(令和7)年度～2029(令和11)年度

2025(令和7)年3月
清須市・清須市社会福祉協議会

清須市第1次地域福祉計画

ごあいさつ

人口減少や少子高齢化が急速に進行し、ライフスタイル等の変化によって、世帯構造・地域社会が変容し、家族や親族、地域による自助・共助の力が弱まる中、一つの世帯に複数の課題が存在している8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど、地域生活課題はますます複雑化・複合化しています。

さまざまな背景や立場をもつ人が、共に生活し、互いに理解し合い、助け合うことができる社会の実現を目指した、包括的な支援体制の構築が必要です。



このたび、「みんなではぐくむ 安心して いきいきと暮らせるまち 清須 ～ともにめざす地域共生社会～」を基本理念のもと、清須市地域福祉計画を策定しました。

この計画は、市の長期的な発展を目指す総合計画と、整合を図るとともに、福祉分野に特化した保健福祉関連計画の上位計画として位置づけられ、福祉の視点を総合計画に反映させる役割を果たします。

地域福祉を推進していくためには、推進に向けた方向性を示す地域福祉計画（清須市）と、それを実行するためのあり方を定める地域福祉活動計画（清須市社会福祉協議会）が、車の両輪のように一体となって、行政や市民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など、地域に関わるものの役割を共有しながら、より実効性のある施策の推進に取り組んでいくことが大変重要だと考えています。

また、犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病等、さまざまな生きづらさを抱え、立ち直りに困難を抱える人が多くいます。

本計画に「再犯防止推進計画」を包含することで、安心・安全に暮らせる地域共生社会の推進を図り、様々な課題に対応できる地域を目指してまいります。

今後、基本理念の実現に向けて、地域の皆様、地域団体の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり長期に渡りご審議を重ねていただきました清須市地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査や市民ワークショップにご参加いただいた皆様に心から感謝を申し上げます。

2025（令和7）年3月

清須市長 永 田 純 夫

ごあいさつ

清須市社会福祉協議会は、2005（平成 17）年度から独自に「地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉活動を推進してきましたが、今回、清須市が策定する「地域福祉計画」に合わせて、「地域福祉活動計画」を一体的に策定することとなりました。行政計画である「地域福祉計画」と民間の行動計画である「地域福祉活動計画」は相互に連携することで大きな成果を期待できると考えたからです。



策定にあたっては、まず、アンケート調査をはじめ、地域懇談会の意見交換を踏まえて、市民ニーズや現在の到達点を明らかにしました。

社協内部では、職員意見交換会を開催し、今後社協が取り組むべき事業内容の整理を行い、作業部会で素案を作り、管理職会議で意思決定し、社協役員による地域福祉部会からのアドバイスも踏まえ、内容のブラッシュアップを行いました。

今回の計画の特徴は、市と社協が一緒に計画策定するメリットを生かし、基本理念、基本目標及び施策体系は、市、社協ともに共通のものとし、具体的な施策はそれぞれ役割を分担した点となります。取組は市が取り組むこと、社協が取り組むこと、市民・地域が取り組むことの3つに分担されています。

社会福祉法に位置づけられている地域福祉の推進は、すべての人が地域社会を構成する一員としてあらゆる活動に参加できるように、市民、社会福祉事業を経営する者、社会福祉に関する活動を行う者が相互に協力して作り上げていくことが義務付けられています。

一方で、支援が必要な人が福祉の相談窓口につながらない、複雑な課題を抱える世帯など支援困難事例も増加する中、縦割り行政の弊害をなくす「重層的支援体制整備事業」が全国の自治体でスタートしています。地域社会における社協の役割をしっかりと担っていけるように、本計画の基本理念である「みんなではぐくむ 安心して いきいきと暮らせるまち 清須」を目指して、地域共生社会の実現に向けて、役職員一同全力で取り組む所存です。

この取組の推進にあたっては、市民をはじめ、企業、ボランティア、学校、福祉事業所、福祉施設、その他福祉関係団体等様々な関係各位のご協力が欠かせませんので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画の策定にあたり熱心にご協議、ご助言を賜りました策定委員の皆様に厚くお礼申し上げます。

2025（令和 7）年 3 月

社会福祉法人清須市社会福祉協議会
会長 時 田 榮 一

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	4
4 策定の体制	5
5 計画策定にあたって踏まえる事項	6
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	10
1 統計からみる現状	10
2 アンケート調査結果からみる市民や活動者の意識	27
3 団体ヒアリング調査結果からみる団体の意識	33
4 地域懇談会からみる現状	36
5 清須市の地域福祉を取り巻く主要課題	38
第3章 計画の基本構想	39
1 基本理念	39
2 基本目標	40
3 施策体系	41
4 地域の範囲	42
第4章 地域福祉計画	43
基本目標1 地域の支え合いの仕組みづくり	43
基本目標2 必要とする人に必要な支援が届く仕組みづくり	51
基本目標3 安心・安全な暮らしのための環境づくり	60
第5章 地域福祉活動計画	64
基本目標1 地域の支え合いの仕組みづくり	65
基本目標2 必要とする人に必要な支援が届く仕組みづくり	71
基本目標3 安心・安全な暮らしのための環境づくり	77
第6章 清須市再犯防止推進計画	81
1 計画策定の趣旨	81
2 計画の基本方針	81
3 現状と課題	83
4 具体的な取組	83
第7章 計画の推進にあたって	86
1 計画の推進体制	86
2 計画の進捗管理・評価	86
3 計画推進のための評価指標	87

資料編	90
1 計画の策定経過	90
2 清須市地域福祉計画策定委員会設置要綱	91
3 清須市地域福祉計画策定委員会名簿	92
4 用語解説	93

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 社会の動き

近年、人口減少、少子高齢化による核家族化・単身世帯の増加に伴い、価値観やライフスタイルの多様化等、地域や家族を取り巻く環境は大きく変化しています。これまで地域社会が果たしてきた助け合いの機能の低下や、住民同士の関係性の希薄化が危惧されています。また、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー等、従来の支援制度では対応しきれない課題が増加してきています。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会的孤立や生活困窮等の様々な課題が生じてきました。

こうした中、国では、このような課題に対し、2016（平成28）年に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、性別や年齢、障がいの有無に関係なく、すべての人があらゆる場において、それぞれの強みを生かして活躍することができる社会の実現を目指す方針を示しました。その後、2017（平成29）年に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により「社会福祉法」が一部改正され、地域福祉計画の策定が努力義務となりました。さらに、2020（令和2）年には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、地域共生社会の実現を目指し、個人や世帯が抱える複雑化・複合化した地域生活課題への包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業を新たに創設すること等を定めています。

(2) 清須市の動き

清須市（以下、本市という。）では、これまでに子育て、介護、障がい等の福祉の個別計画を策定し、地域包括ケアシステムの深化・推進、こども家庭センターの設置による相談支援体制の強化、障がいのある人へのサービス提供体制を構築するための地域生活支援拠点の整備、成年後見制度の体制整備など、福祉施策を充実させてきました。

清須市社会福祉協議会（以下、社協という。）は、2005（平成17）年に「地域福祉活動計画」（2006（平成18）年度～2007（平成19）年度）を策定しました。その後、「地域福祉活動計画」に加え、「発展強化計画」「災害対策計画」の3つの計画を一体とした「第1次総合計画」（2008（平成20）年度～2010（平成22）年度）を策定し、現在は第4次総合計画を推進しています。この間に、地域福祉の推進に向けて、ブロック社協活動の推進や市民活動ボランティアセンターの機能強化等、様々な取組を進めてきました。

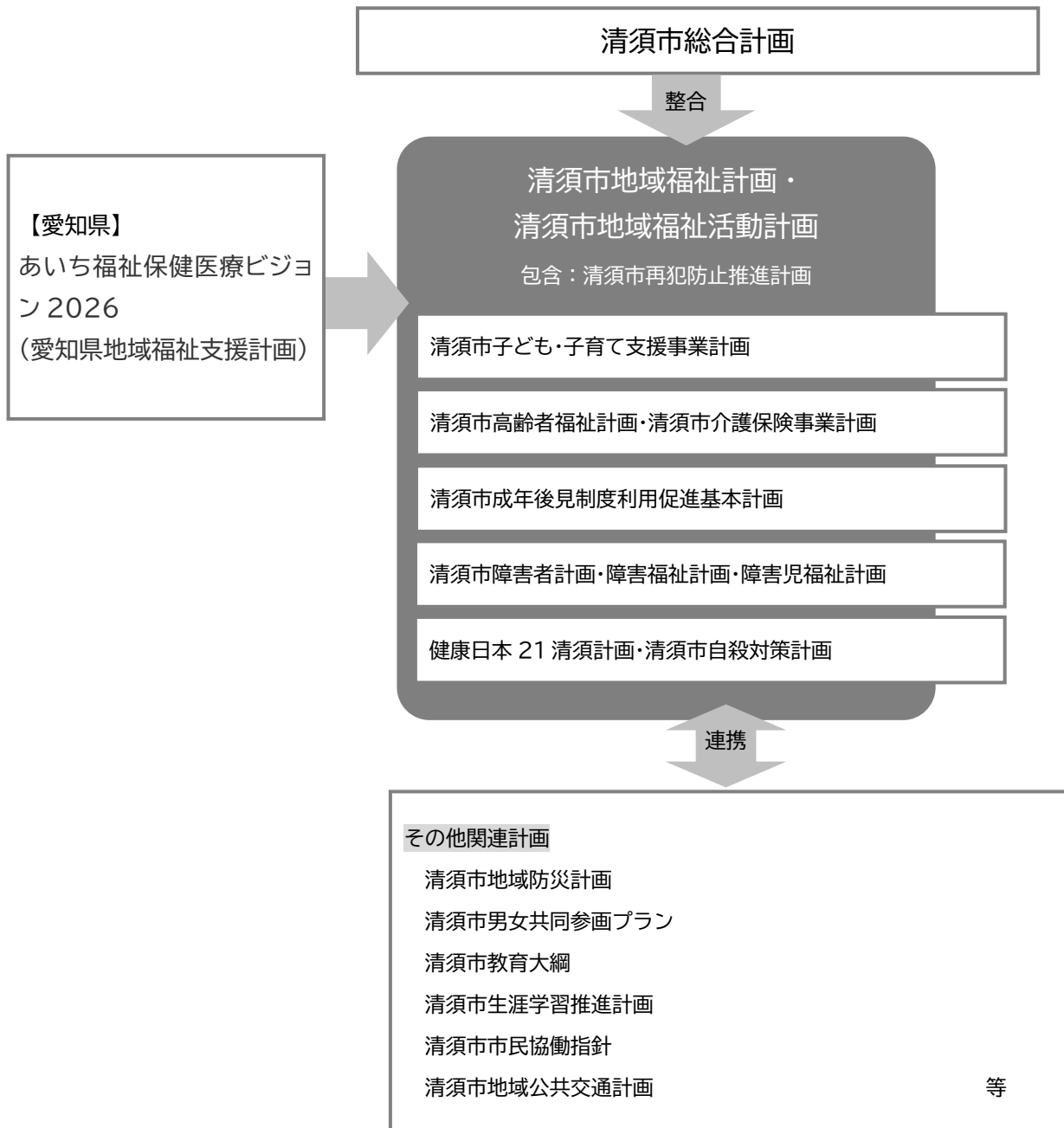
このような近年の社会情勢等と本市の状況を踏まえ、福祉以外の多分野とも連携しながら地域福祉を総合的に推進するため、2025（令和7）年度からの5年間を計画期間とした、「清須市第1次地域福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 関連計画との関係

本計画は、次のような位置づけの計画です。なお、本市の最上位計画である「清須市総合計画」と整合を図るとともに、保健福祉関連の各種計画の上位計画として位置づけます。

■関連計画等との関係



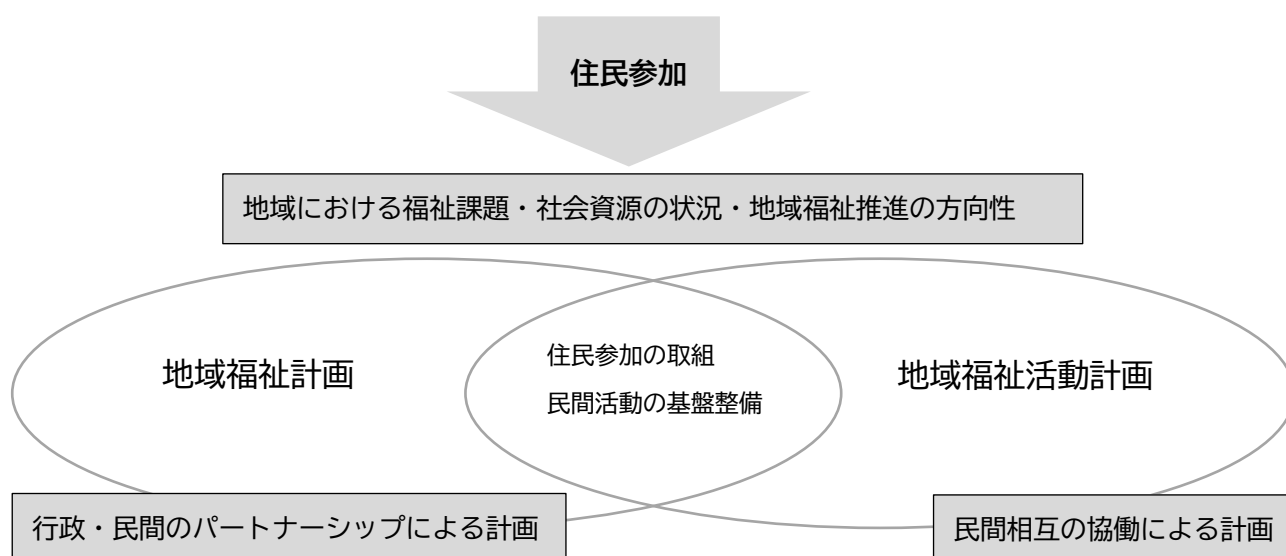
（２）地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉計画とは、「社会福祉法」第 107 条に基づく、地域福祉を推進していくための理念や、推進に向けた方向性を示す市町村地域福祉計画です。

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が中心となり、市民及び福祉関係団体、事業者が地域福祉の推進に関わる具体的な活動を定める民間の活動・行動計画です。

地域福祉を推進するには、地域福祉計画と地域福祉活動計画が同じ方向を目指し、連携しながら地域福祉の取組を推進することが重要です。本計画においては、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定し、地域福祉の理念と具体的な取組を共有しながら、より実効性のある施策の推進を図ります。

■地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



■社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（３）清須市再犯防止推進計画との関係

「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項において、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めることとされています。犯罪をした人の中には、貧困や疾病等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに困難を抱える人が多くいます。こうした人に対し、保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援などの包括的な支援が必要であり、支援の適切な提供のためには、地域福祉分野において総合的に施策を展開することが重要です。本市においても、再犯の防止等に関する施策を総合かつ計画的に推進するため、本計画に「清須市再犯防止推進計画」を包含し、策定します。

■再犯防止推進法（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

3 計画の期間

本計画の計画期間は2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間として定めます。

■計画期間

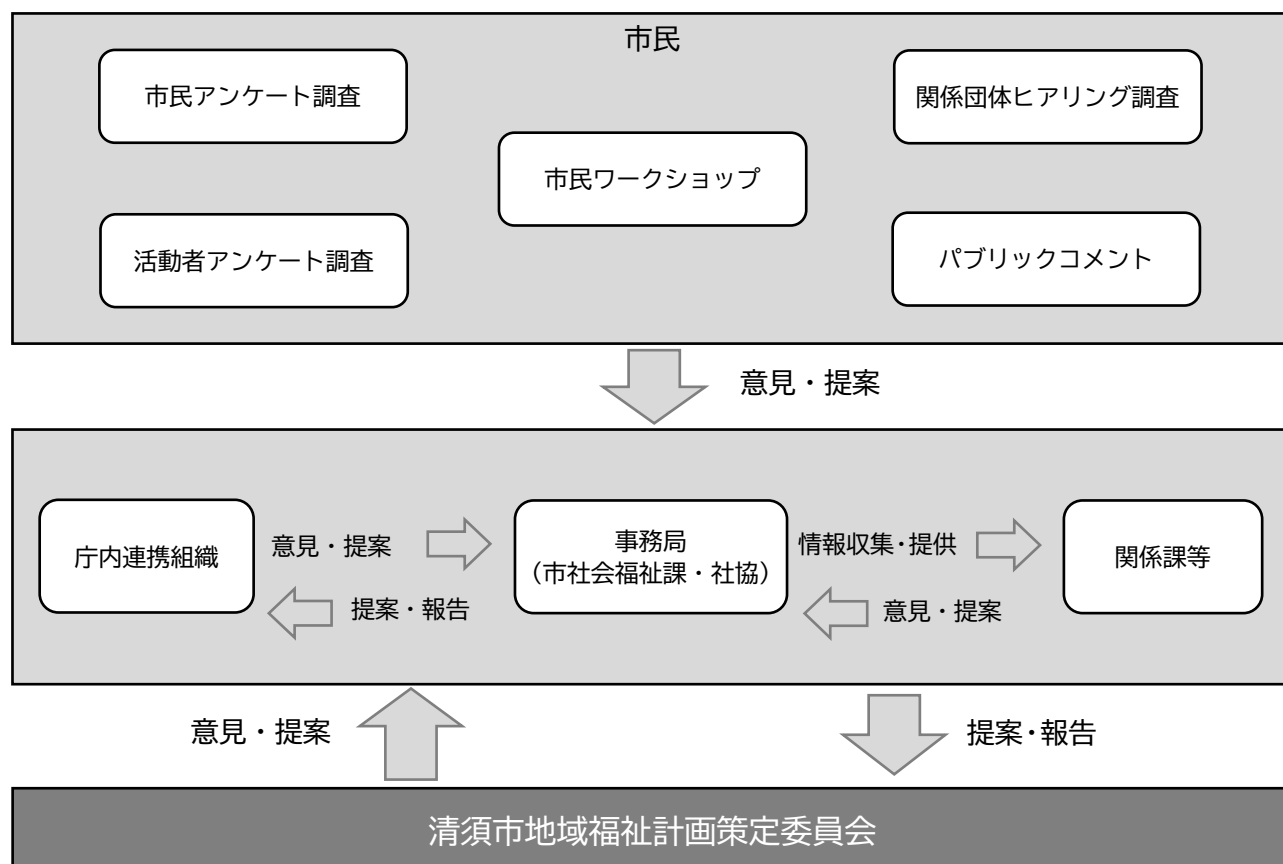
年度	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034
清須市総合計画			第3次									
清須市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画			第1次									

4 策定の体制

本計画は、地域住民や庁内関係部署、多様な関係機関等の参画により策定します。

区分	内容
市民アンケート調査	18歳以上の市民2,000人を対象に実施。各分野の課題や必要な施策等を把握するために実施。
活動者アンケート調査	市内で地域福祉に関する活動している活動者等を対象に実施。各分野の課題や必要な施策等を把握するために実施。
関係団体ヒアリング調査	市内で地域福祉活動を行う団体・組織を対象に実施。各分野の課題や必要な施策等を把握するために実施。
市民ワークショップ	市民を対象に、各分野の課題や必要な施策等を把握するために実施。
パブリックコメント	計画素案が完成した時点で、ホームページ等により計画に対する住民意見を募る。
策定委員会	地域福祉に関係する機関、団体等から選出した委員で構成し、計画の策定に関する検討を行う。
庁内連携組織	市・社協の地域福祉に関係する課の職員で構成し、計画の策定に関する検討を行う。

■策定の体制



5 計画策定にあたって踏まえる事項

(1) 社会福祉法の動き

2017（平成 29）年 12 月に「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」が厚生労働省から通知され、市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインが示されました。

2018（平成 30）年 4 月の「社会福祉法」の一部改正により、市町村地域福祉計画の策定が任意から努力義務とされました。さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられました。

■市町村地域福祉計画策定ガイドライン

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
- イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
- エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

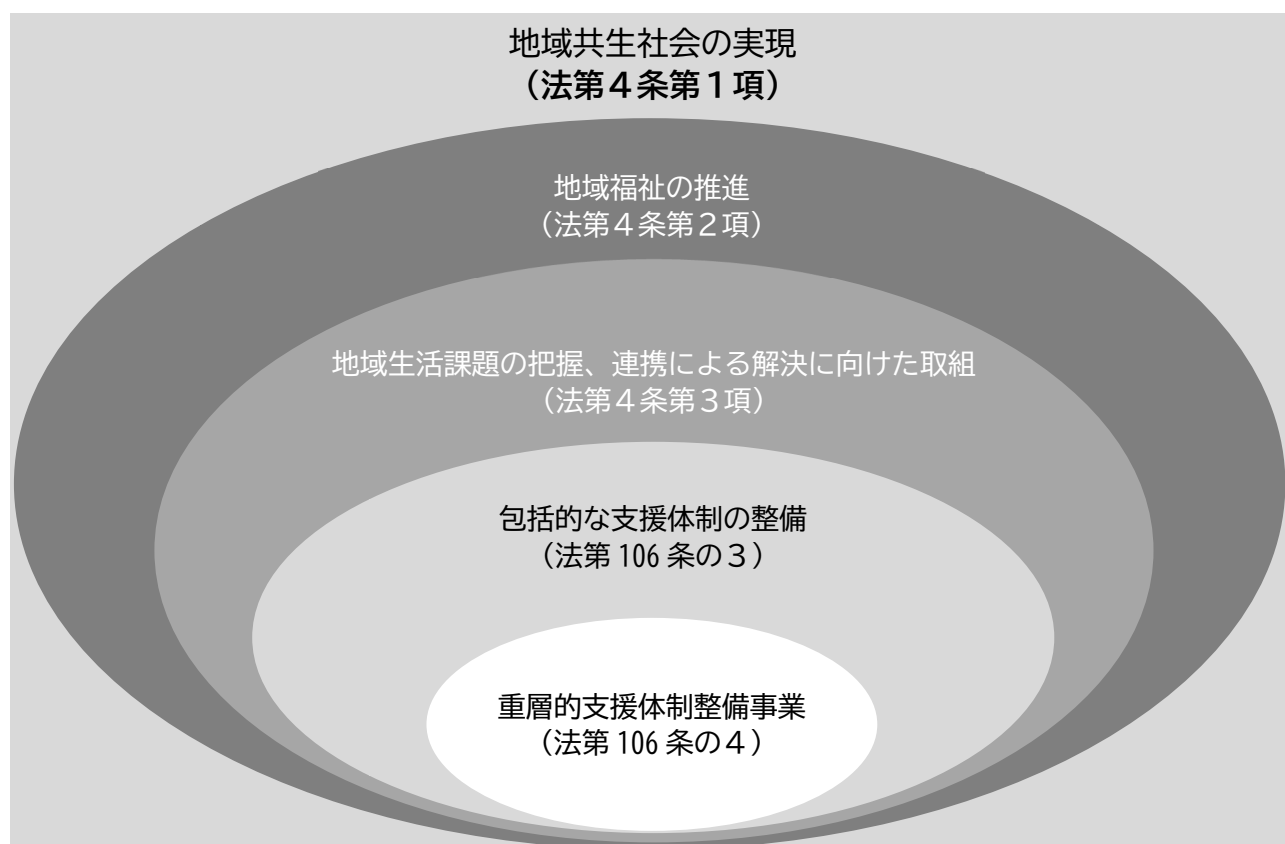
⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

- ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ウ 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

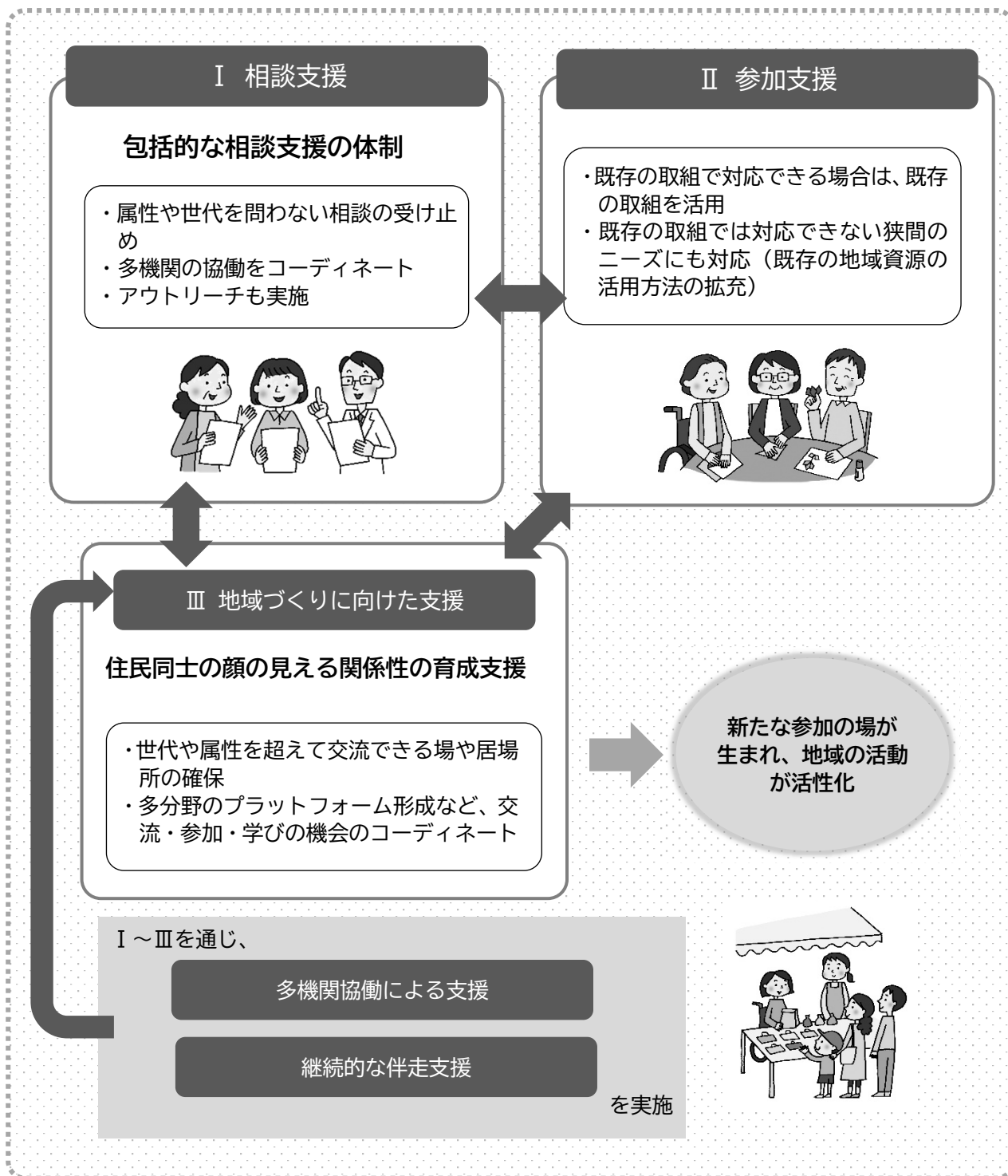
（２）重層的支援体制整備事業に関する取組

2021（令和３）年４月の「社会福祉法」の改正では、「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました。また、この包括的支援体制の構築を進めるため、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。この「重層的支援体制整備事業」は、市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化している支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を柱とし、これらを一層効果的に実施するために「継続的な伴走支援」「多機関協働による支援」を規定し、この５つの事業を一体的に実施するものです。本市でも実施に向けて検討を進めています。

■社会福祉法における地域共生社会の理念、施策、事業の位置づけ



※カッコ内は社会福祉法
※厚生労働省資料を参考に作成



※厚生労働省資料を参考に作成

(3) SDGs との関係

2015（平成 27）年の国連サミットにおいて、2030（令和 12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として、SDGs（持続可能な開発目標）が採択されました。

17 の目標と 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

少子高齢化や人口減少が進み、地域の福祉課題が複雑化・複合化する中、地域福祉の分野においても、SDGs の視点を踏まえて取組を進めていくことが重要です。本計画においても、SDGs の掲げる目標を取り入れ、施策を展開していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■SDGs における 17 の分野別目標



あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。



飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



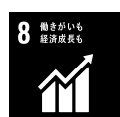
ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う。



すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。



包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。



強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業の促進およびイノベーションの推進を図る。



国内および各国家間の不平等を是正する。



包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する。



持続可能な消費生産形態を確保する。



気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる。



持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。



陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する。



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

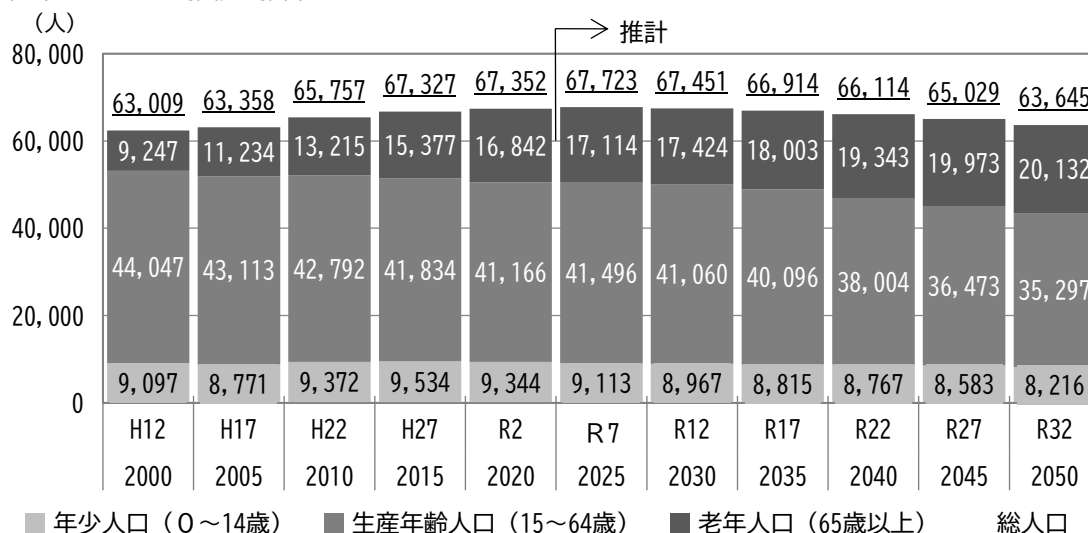
1 統計からみる現状

(1) 人口に関する状況

本市の総人口は、増加傾向にあります。2005（平成 17）年から 2010（平成 22）年、2010（平成 22）年から 2015（平成 27）年にかけて増加率が大きくなっていますが、2015（平成 27）年から 2020（令和 2）年にかけてはほぼ横ばいとなっています。今後は、2025（令和 7）年をピークに減少傾向の見込みとなっています。

年齢3区分別人口割合をみると、老年人口の割合が年々増加している一方、年少人口の割合が減少を続けています。また、生産年齢人口の割合も、2000（平成 12）年以降減少しています。今後は、老年人口の割合は増加傾向、生産年齢人口及び年少人口の各割合は減少傾向の見込みとなっています。

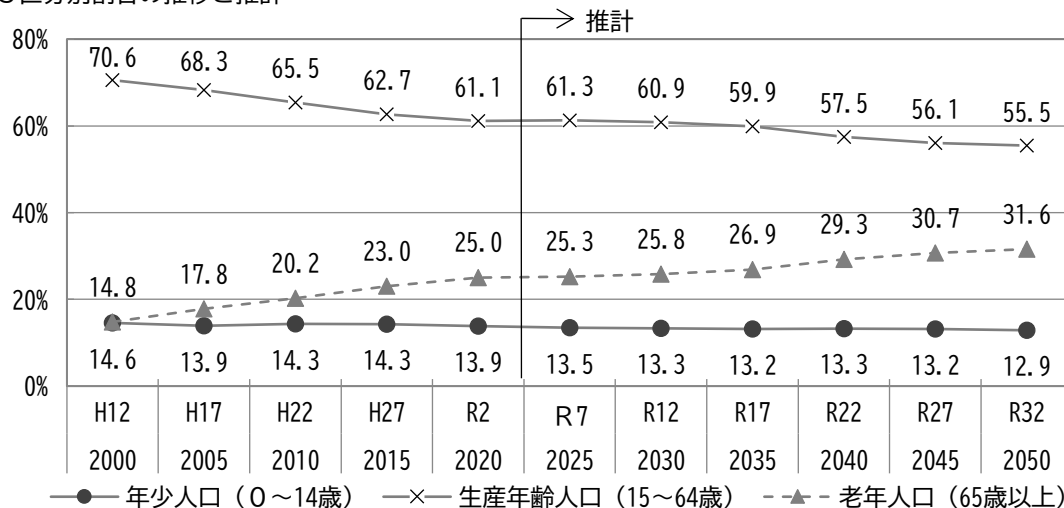
■年齢3区分別人口の推移と推計



※各合計には年齢不詳人口を含む。また、2020（令和 2）年は年齢の「不詳補完結果」による。

資料：[2020（令和 2）年までの実績値]国勢調査（旧町の合算による）、[2025（令和 7）年以降の推計値]国立社会保障・人口問題研究所

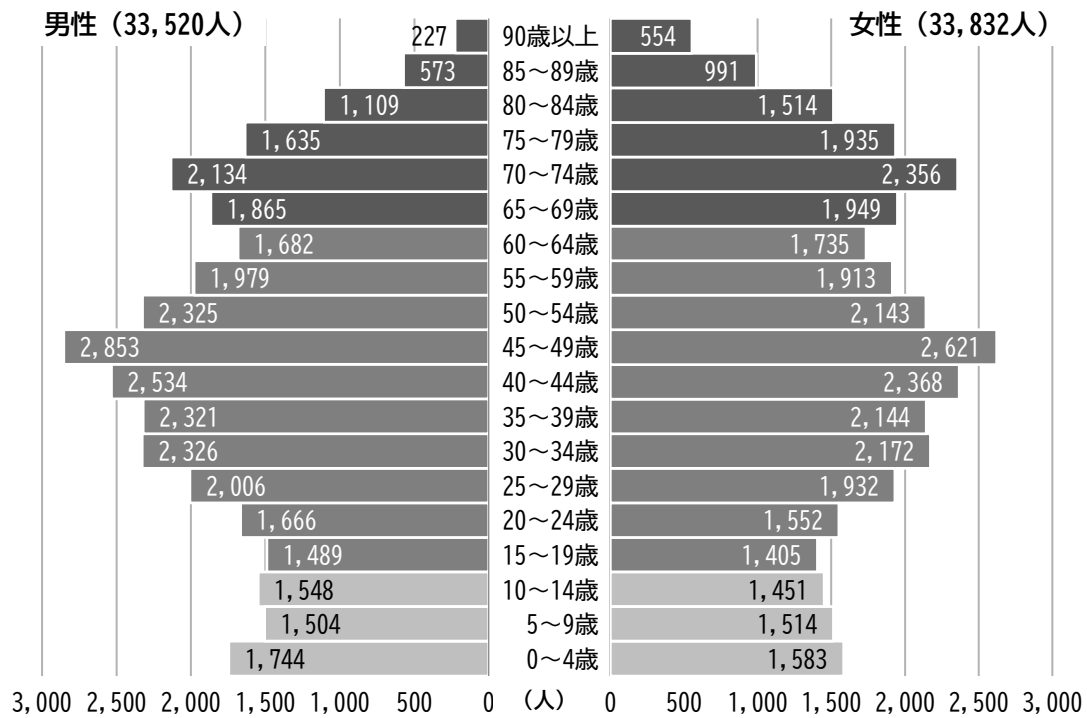
■年齢3区分別割合の推移と推計



資料：[2020（令和 2）年までの実績値]国勢調査（旧町の合算による）、[2025（令和 7）年以降の推計値]国立社会保障・人口問題研究所

本市の人口ピラミッドは、2020（令和2）年10月1日現在、4歳以下及び10～59歳以下のそれぞれの年代で男性が女性を上回っています。なお、男性は30～54歳で多くなっており、特に45～49歳で2,853人と最も多くなっています。一方、女性は40～49歳及び70～74歳で多くなっており、特に45～49歳で2,621人と最も多くなっています。さらに、90歳以上の女性は、男性の約2.4倍となっています。

■人口ピラミッド



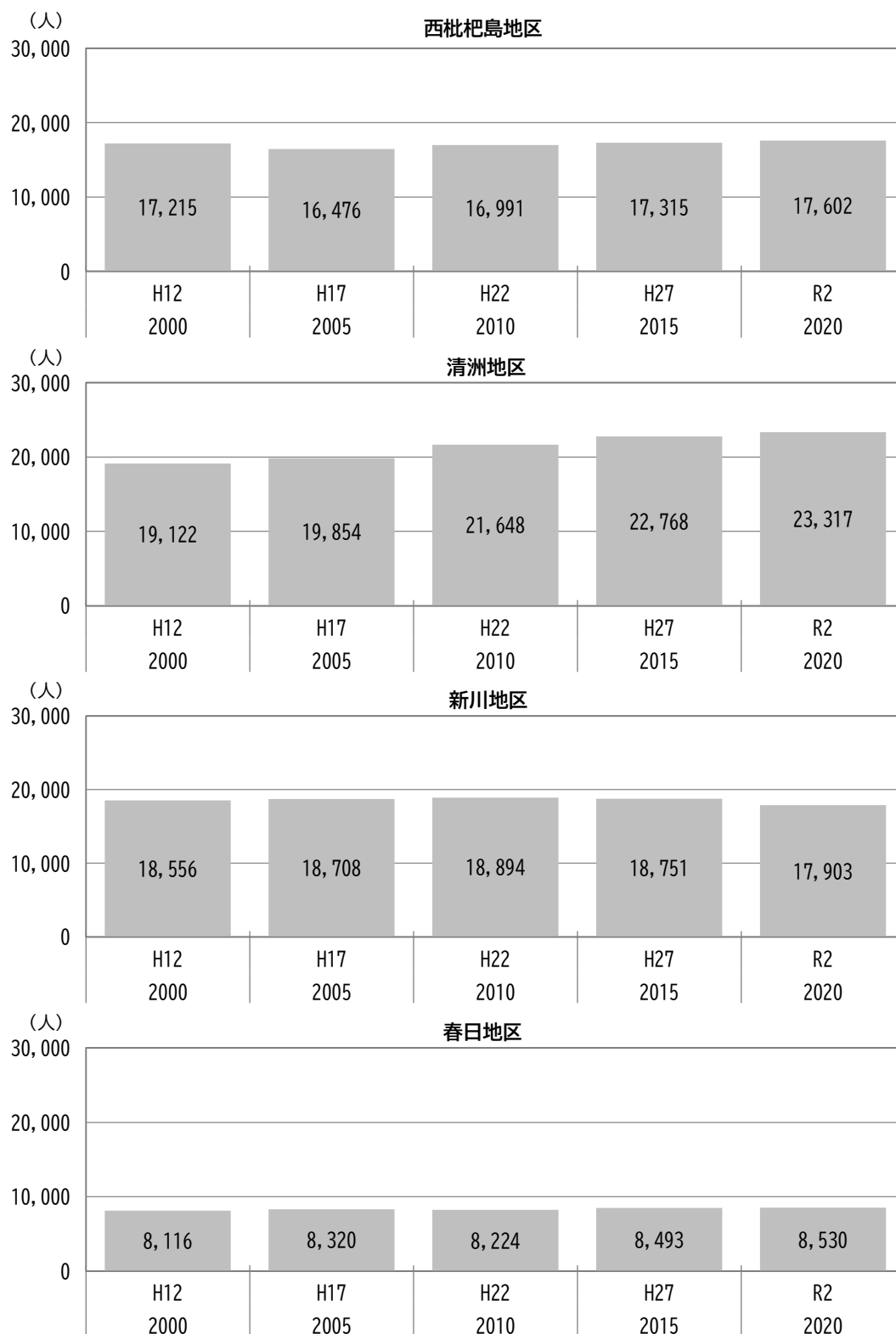
※年齢の「不詳補完結果」による。

資料：国勢調査（2020（令和2）年）

(2) 地区別人口に関する状況

本市の地区別の人口の推移をみると、西枇杷島地区では増減を繰り返しながら 17,000 人前後で推移しています。清洲地区と春日地区は増加傾向、新川地区は増減しながら 18,000 人台で推移していましたが、2020（令和 2）年には 18,000 人を下回っています。

■地区別の人口の推移

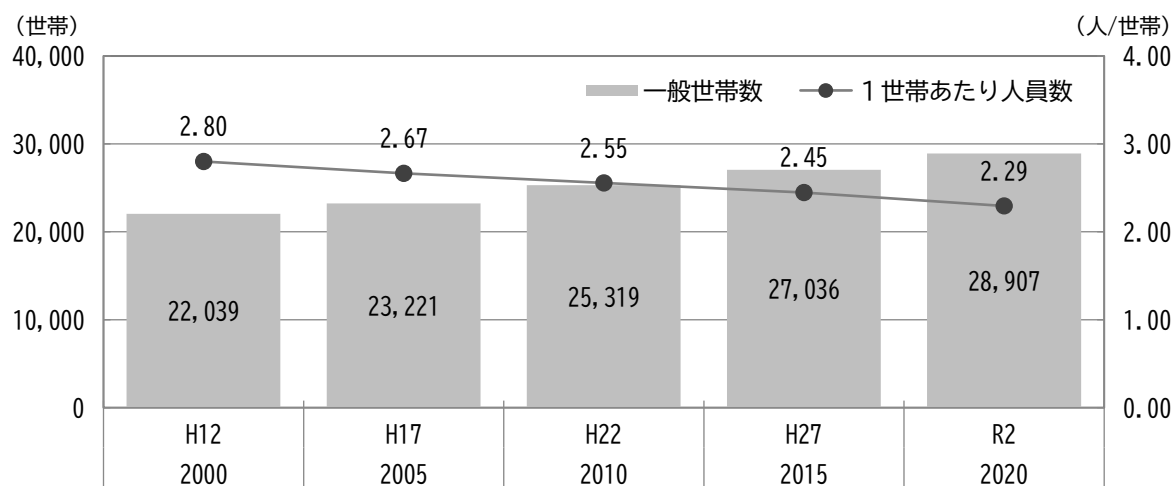


資料：国勢調査

(3) 世帯に関する状況

本市の一般世帯数は、2000（平成 12）年以降増加しています。1 世帯あたり人員数は縮小しており、2020（令和 2）年には 2.29 人と、世帯規模が小さくなっていることがうかがえます。

■一般世帯数及び 1 世帯あたり人員数の推移



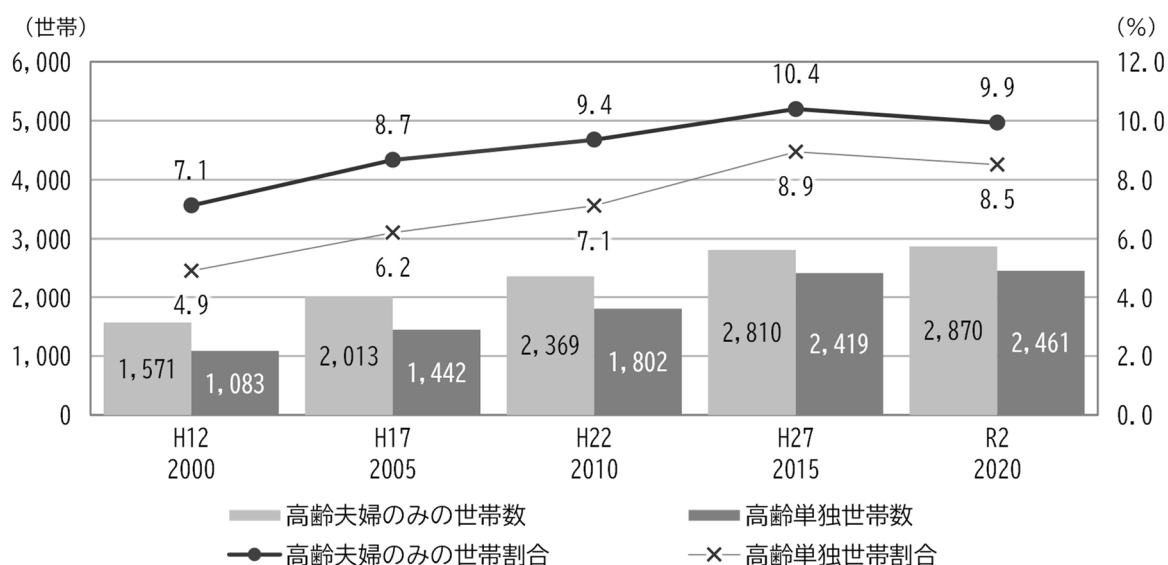
資料：国勢調査

（４）高齢者に関する状況

本市の高齢者世帯は、高齢夫婦のみ世帯、高齢単独世帯いずれも世帯数及び世帯割合ともに増加傾向にあり、地域の高齢化が急速に進行しています。

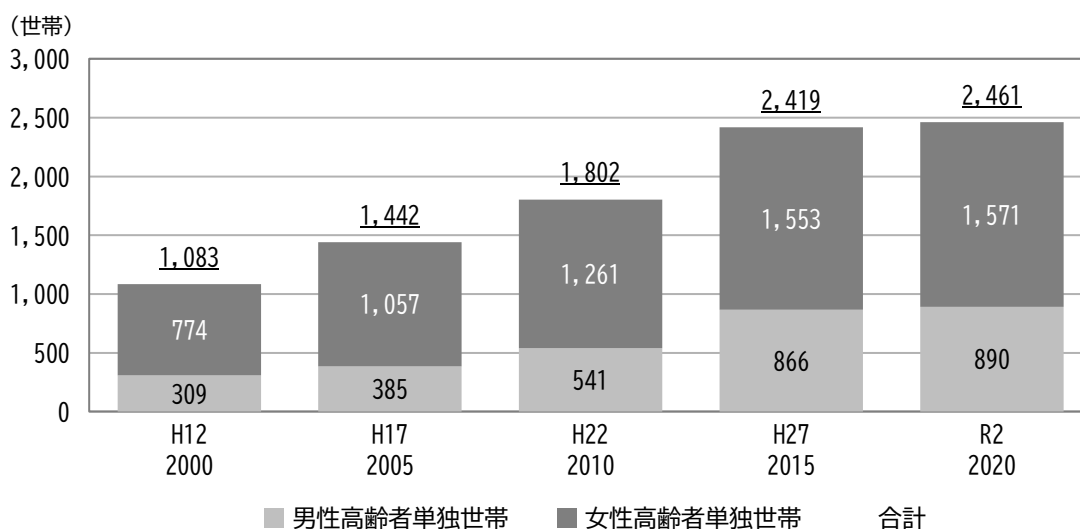
また、高齢単独世帯を性別でみると、男女ともに世帯数は増加しており、2020（令和2）年において2000（平成12）年の男性高齢者単独世帯は約2.9倍、女性高齢者単独世帯は約2.0倍となっています。

■高齢世帯数の推移



資料：国勢調査
※国勢調査における「高齢夫婦」は夫65歳以上、妻60歳以上のみの世帯

■性別高齢単独世帯数の推移



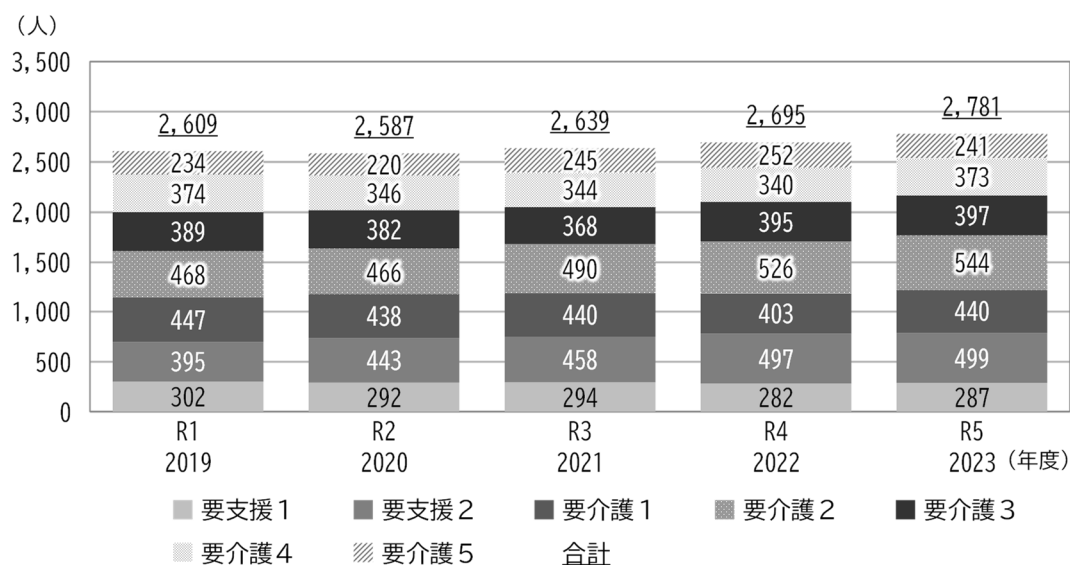
資料：国勢調査

（５）要介護（要支援）認定者に関する状況

本市の第１号被保険者の要支援・要介護認定者数は、2023（令和５）年度時点で2,781人となっており、2021（令和３）年度以降増加傾向にあります。

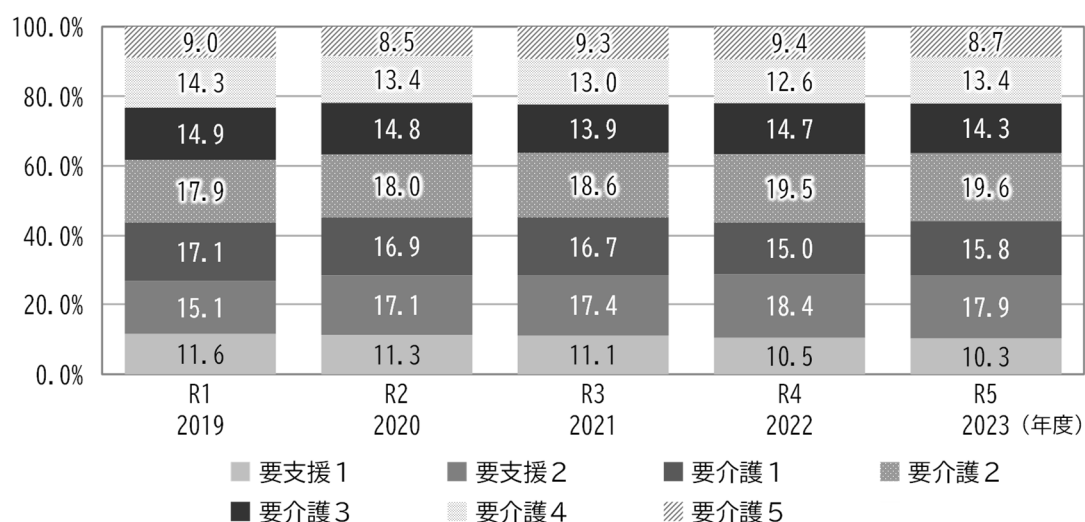
要支援・要介護認定者の割合をみると、2019（令和元）年度以降要介護２の割合が最も高くなっています。なお、要支援１・２と要介護１のいわゆる軽度者の割合は、2019（令和元）年度以降40.0%台で推移しています。

■要支援・要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（2022（令和４）年度までは年報、2023（令和５）年度は３月月報）

■要支援・要介護認定者割合の推移

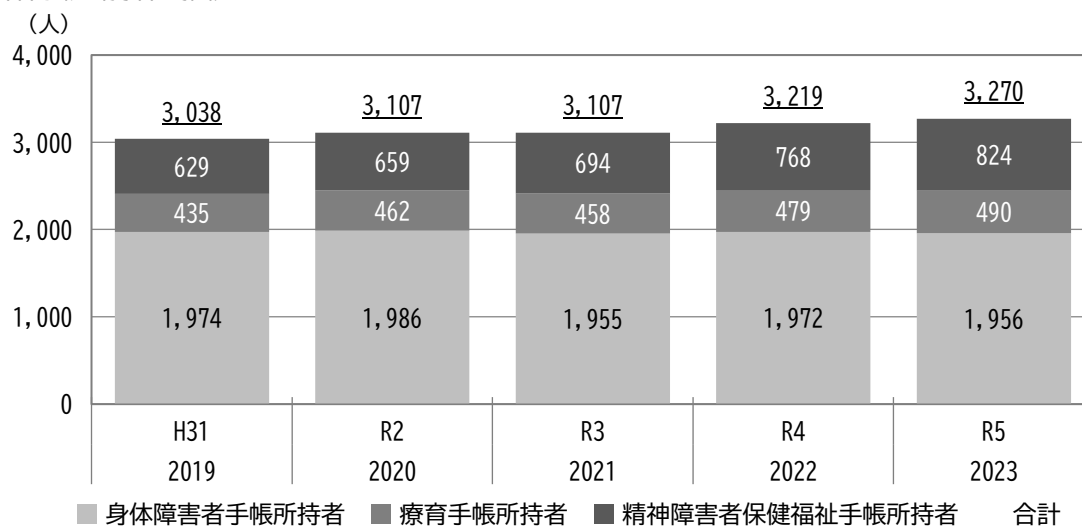


資料：介護保険事業状況報告（2022（令和４）年度までは年報、2023（令和５）年度は３月月報）

（６）障がい者（手帳所持者）に関する状況

本市の障害者手帳所持者は、2023（令和５）年４月１日現在、身体障害者手帳 1,956 人、療育手帳 490 人、精神障害者保健福祉手帳 824 人、合計 3,270 人となっています。手帳所持者総数としてはゆるやかに増加しており、特に精神障害者保健福祉手帳は、2023（令和５）年において 2019（平成 31）年の約 1.3 倍となっています。

■障害者手帳所持者の推移



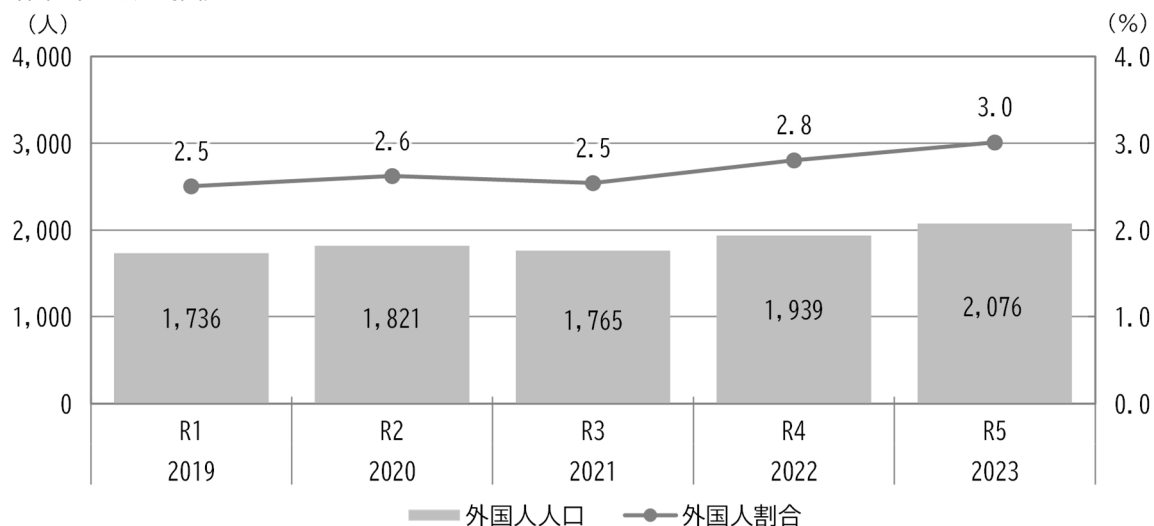
資料：社会福祉課（各年４月１日時点）

(7) 外国人住民に関する状況

本市の住民基本台帳による外国人住民数はおおむね増加傾向となっており、総人口に占める割合は、2023（令和5）年で3.0%となっています。

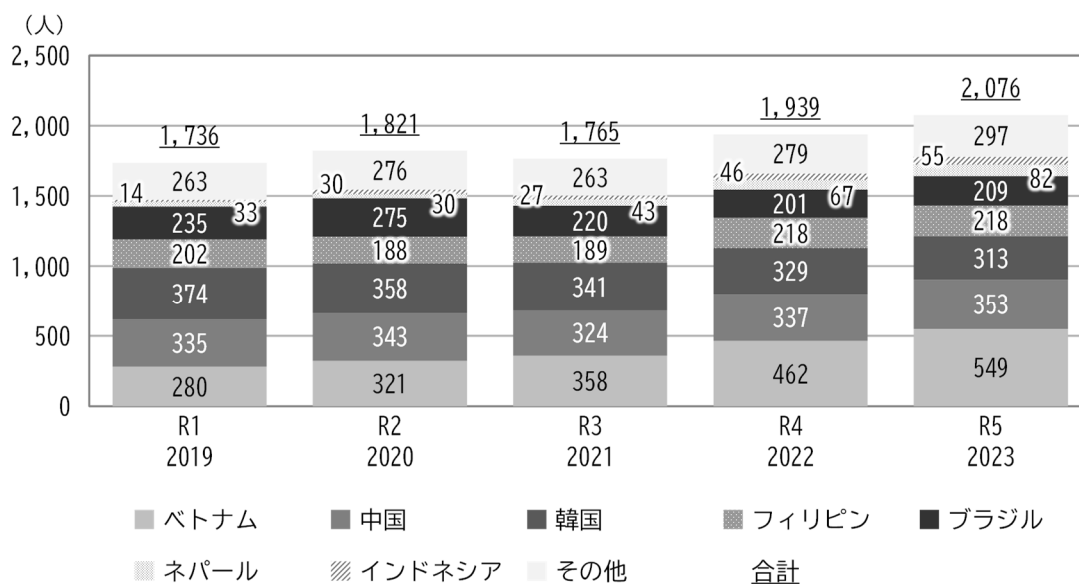
国籍別外国人住民は、2019（令和元）年以降で増減しながら推移しており、特にベトナムの増加が顕著となっています。

■外国人住民数の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

■主な国籍別外国人住民数の推移



※合計には「無国籍」「不明」を含みます。

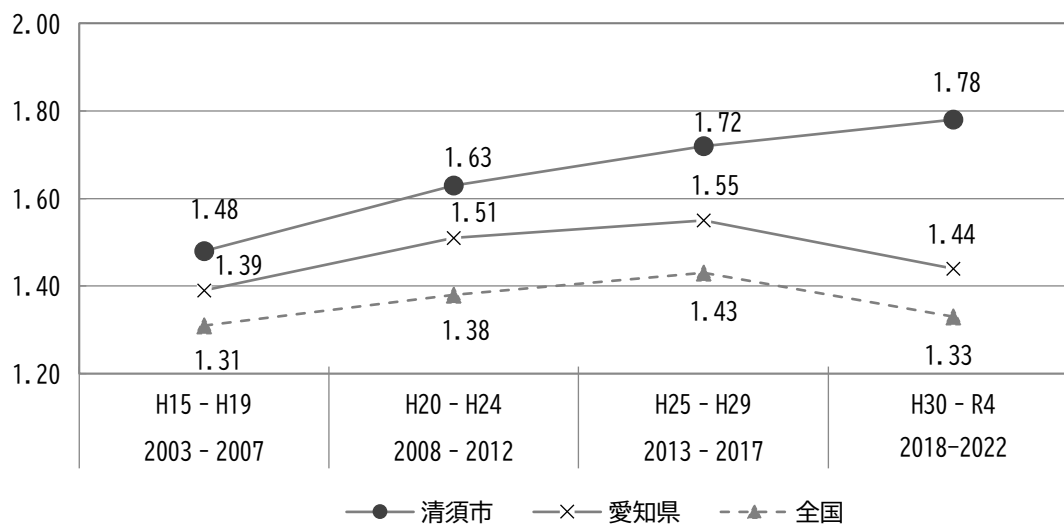
資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

(8) 出生に関する状況

①合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、増加傾向で推移しており、全国及び愛知県を上回っています。なお、2018（平成30）年～2022（令和4）年では、愛知県内で最も高くなっています。

■合計特殊出生率の推移（全国・愛知県との比較）

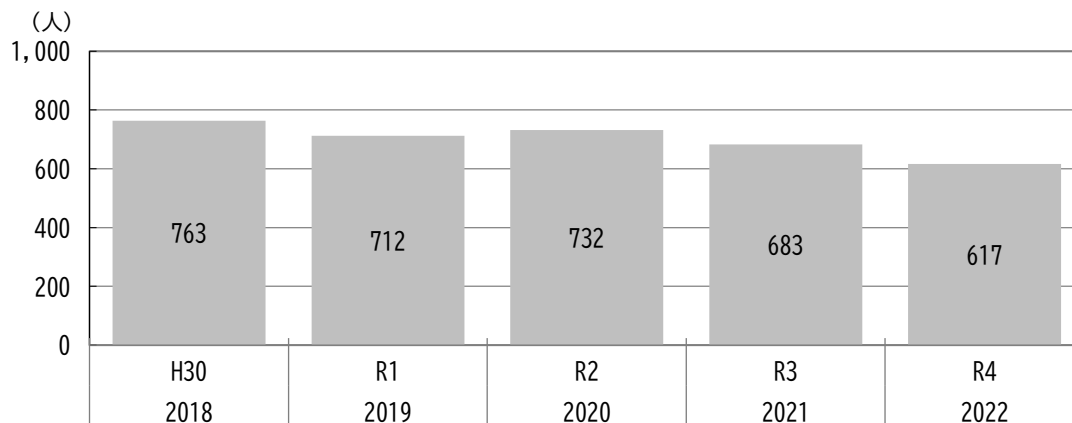


資料：厚生労働省 人口動態特殊報告

②出生数の推移

本市の出生数は増減を繰り返しつつ、減少傾向で推移しています。

■出生数の推移

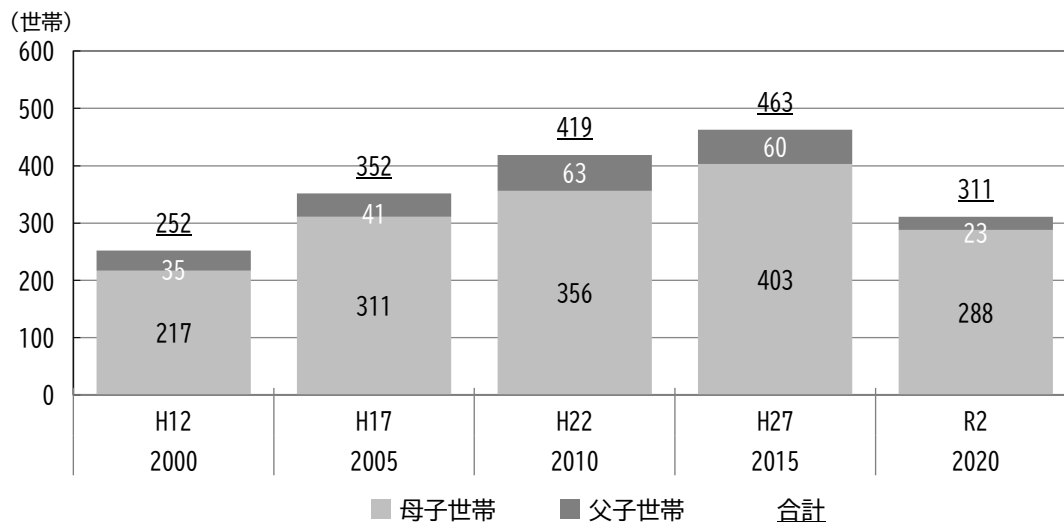


資料：愛知県衛生年報

③ひとり親世帯の推移

本市の母子世帯及び父子世帯は、2000（平成12）年以降増加傾向にありましたが、2020（令和2）年には減少に転じており、母子世帯で288世帯、父子世帯で23世帯となっています。

■ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）数の推移

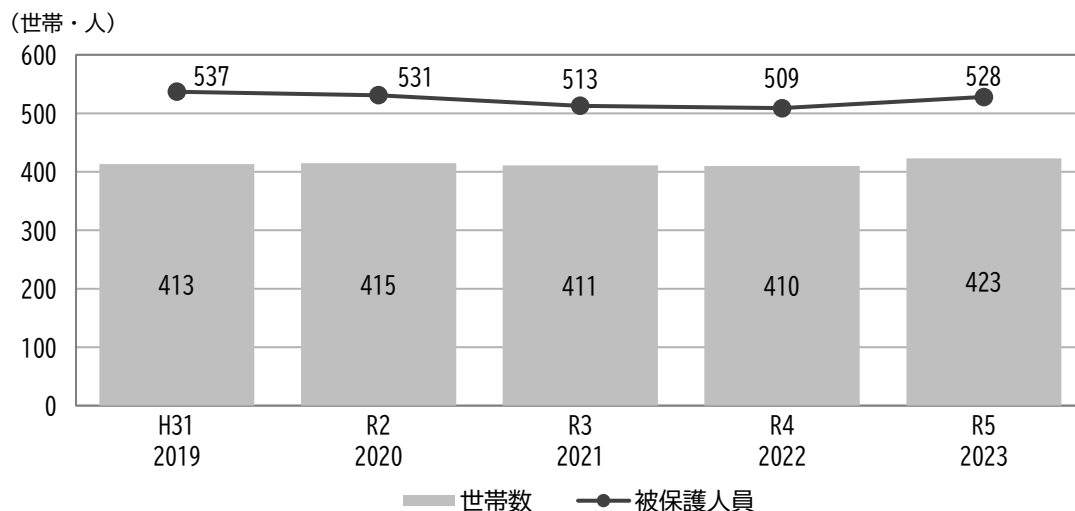


資料：国勢調査

（９）生活保護に関する状況

本市の被保護者世帯数、被保護人員数ともに横ばいで推移しており、2023（令和5）年には423世帯、528人となっています。

■生活保護世帯数、被保護人員数の推移



資料：被保護者調査（各年4月調査）

(10) 生活困窮者に関する状況

本市の生活困窮者の相談件数は、2020（令和２）年度と2021（令和３）年度に増加し、2022（令和４）年度には減少に転じています。相談内容は年度によってばらつきがありますが、「家計管理」が他の相談内容に比べ、件数が多くなっています。

■生活困窮に関する相談件数の推移

年度	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023
就 労（件）	56	86	77	76	47
多 重 債 務（件）	23	41	27	15	22
家 計 管 理（件）	149	451	369	196	118
ひ き こ も り（件）	8	3	2	4	3
その他生活不安（件）	144	152	135	85	77
合 計（件）	380	733	610	376	267

※延べ件数

資料：厚生労働省支援統計ツール

(11) 虐待に関する状況

本市の高齢者に関する虐待の相談件数、通報件数は2019（令和元）年度以降減少傾向で推移していましたが、2022（令和４）年度に地域包括支援センターが2拠点になってから増加に転じています。高齢者の虐待認定件数については、4件から13件で推移しています。

障がい者に関する虐待の相談件数は、1件から9件で推移しています。

■高齢者・障がい者虐待相談件数等の推移

年度	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023
高齢者（相談件数）	330	269	239	279	435
高齢者（通報件数）	17	11	10	10	31
高齢者（虐待認定件数）	9	5	4	7	13

※延べ件数

資料：社会福祉課・高齢福祉課・清須市地域包括支援センター

年度	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023
障がい者（相談件数）	5	4	1	4	9

本市のDVの相談件数は、年度によって大きく違いがあります。

■DV相談件数の推移

年度	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023
DV（相談件数）	72	34	36	59	47

※延べ件数

資料：こども家庭課

(12) 成年後見制度に関する状況

本市の成年後見制度利用者数は、2023（令和5）年12月31日時点で法定後見利用者数が52人、任意後見は1人となっています。

市長申立て件数及びその申立てによる後見等開始決定件数は、2019（令和元）年度以降、1件から4件で推移しています。

■成年後見制度利用者数

	法定後見利用者数	任意後見		
		後見	補佐	補助
清須市（人）	52	37	11	4
愛知県（人）	9,827	7,454	1,763	610

資料：名古屋家庭裁判所（2023（令和5）年12月31日時点）

■市長申立て件数及びその申立てによる後見等開始決定件数の推移

	年度	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023
高齢者	申立て件数（件）	1	0	4	1	3
	決定件数（件）	1	0	4	0	3
障がい者	申立て件数（件）	0	0	0	2	0
	決定件数（件）	0	0	0	2	0

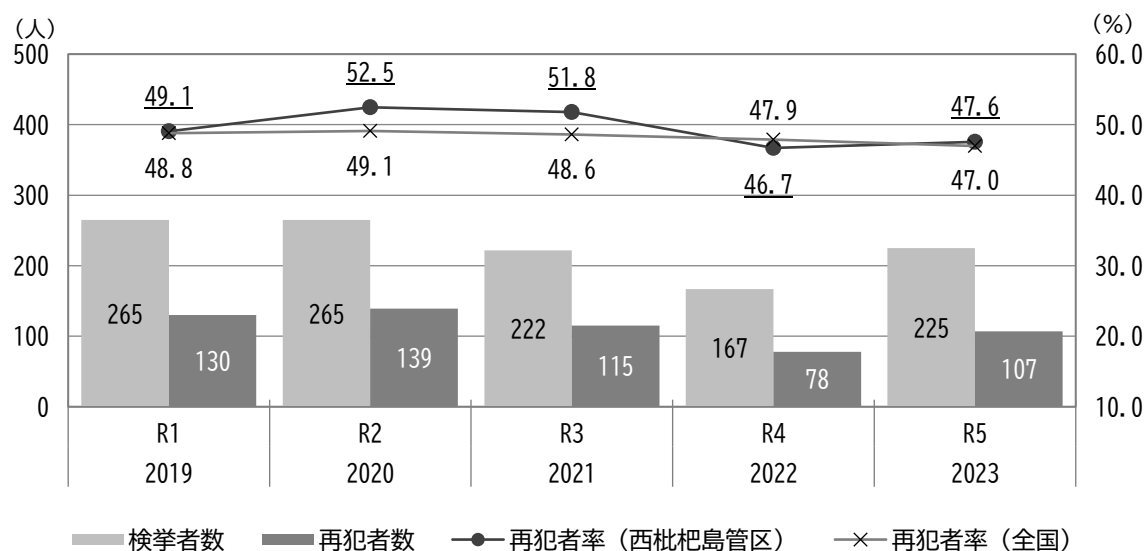
※延べ件数

資料：社会福祉課・高齢福祉課

(13) 再犯防止に関する状況

本市の管轄区域を含む西枇杷島警察署管轄区域での再犯者率は、増減を繰り返しながら推移しており、2023（令和5）年では47.6%となっています。全国と比較すると、2022（令和4）年を除き上回って推移しています。

■検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移

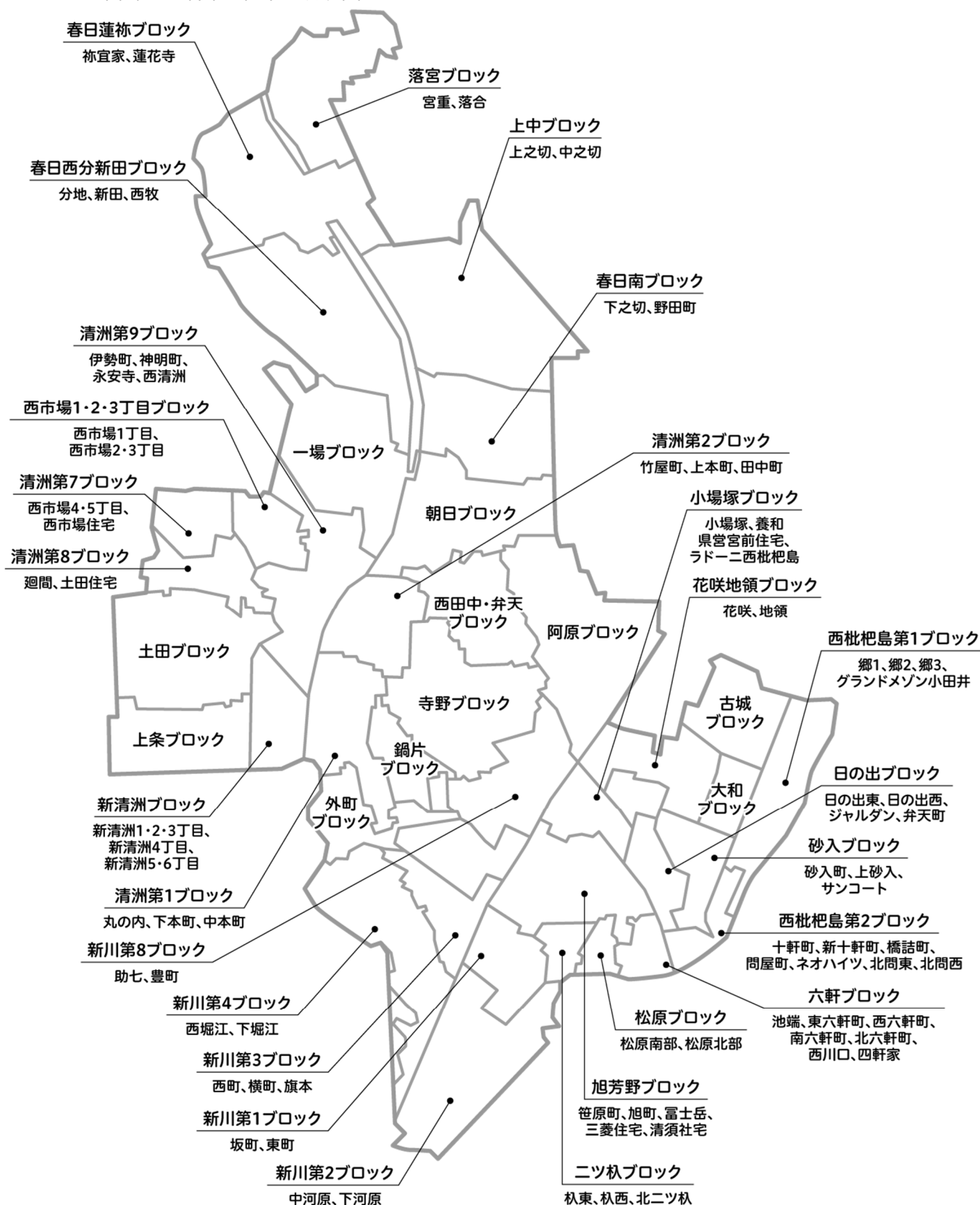


資料：〔全国〕令和6年版再犯防止推進白書 〔清須市〕西枇杷島警察署
※西枇杷島警察署管轄区域：清須市、北名古屋、豊山町

(14) ブロックの状況

本市では 93 の自治会が 38 のブロックに区分けされ、広域でのコミュニティ活動の推進を担っています。

■ブロック図（2024（令和6）年12月現在）

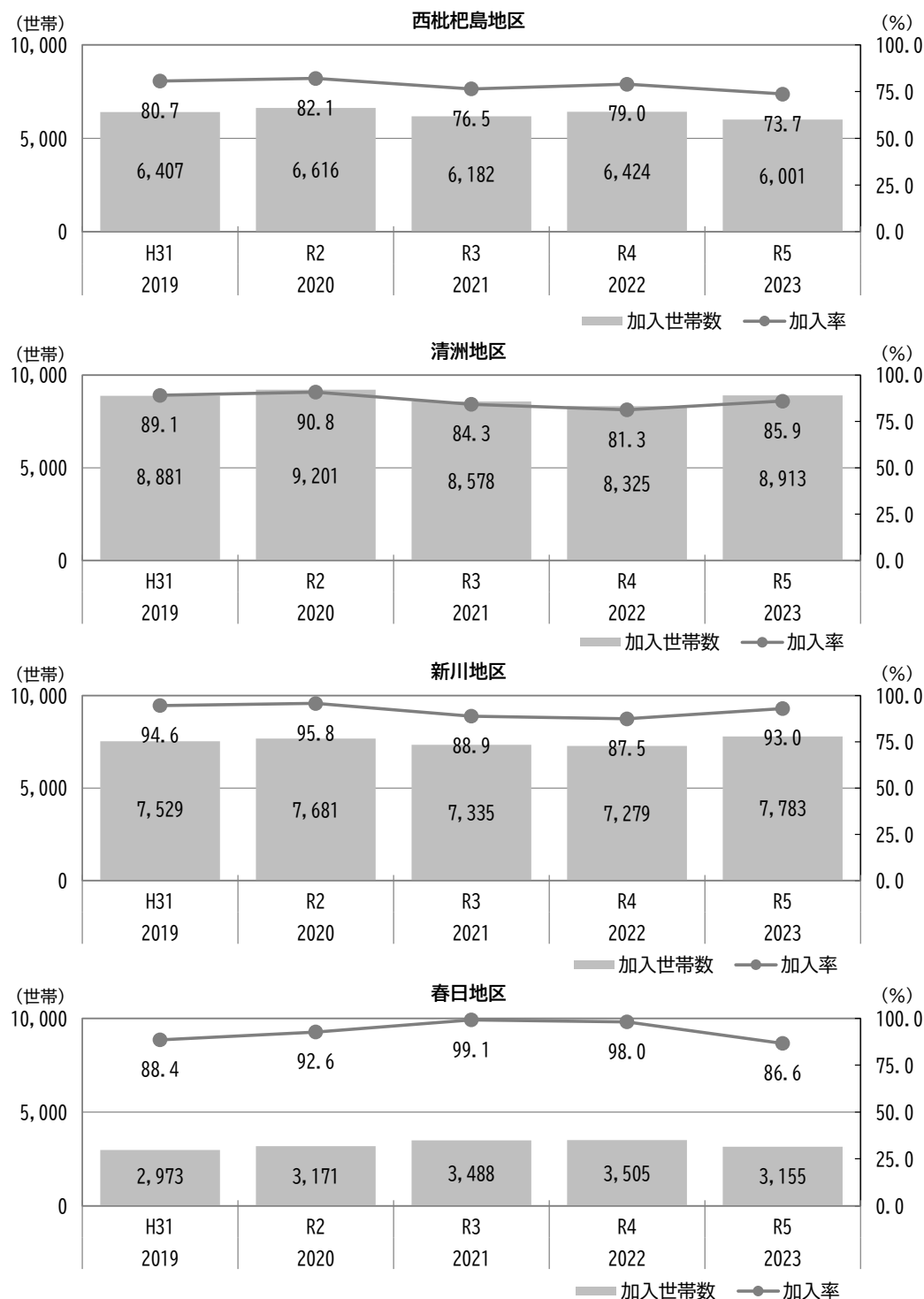


資料：清須市第3次総合計画

(15) 地域活動等の状況

本市の自治会の加入率をみると、全国平均の加入率が2020（令和2）年で71.7%※であるところ、全体的に高い状況にあります。西枇杷島地区は増減を繰り返しながら減少傾向、清洲地区と新川地区は横ばい傾向、春日地区は増加傾向にありましたが、2021（令和3）年を境に減少に転じています。なお、2023（令和5）年で新川地区が93.0%と他の地区と比べ加入率が高くなっています。

■地区別の自治会の加入世帯数・加入率の推移

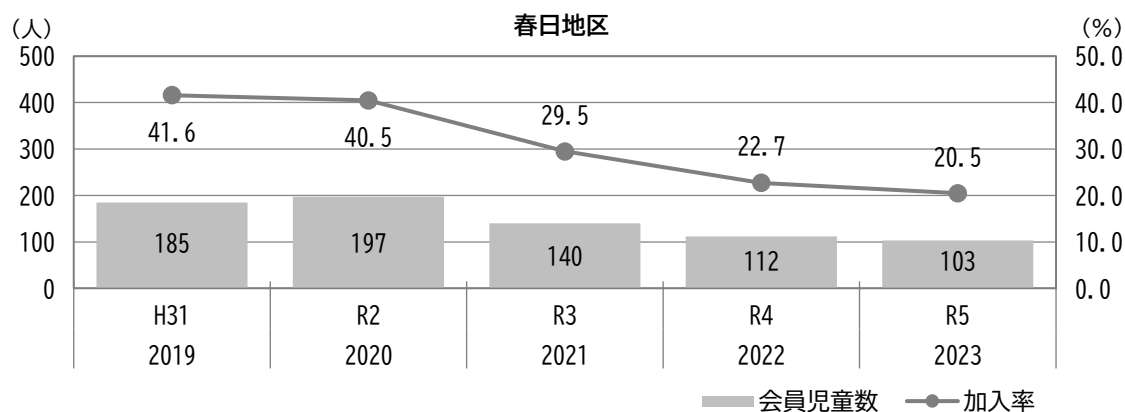
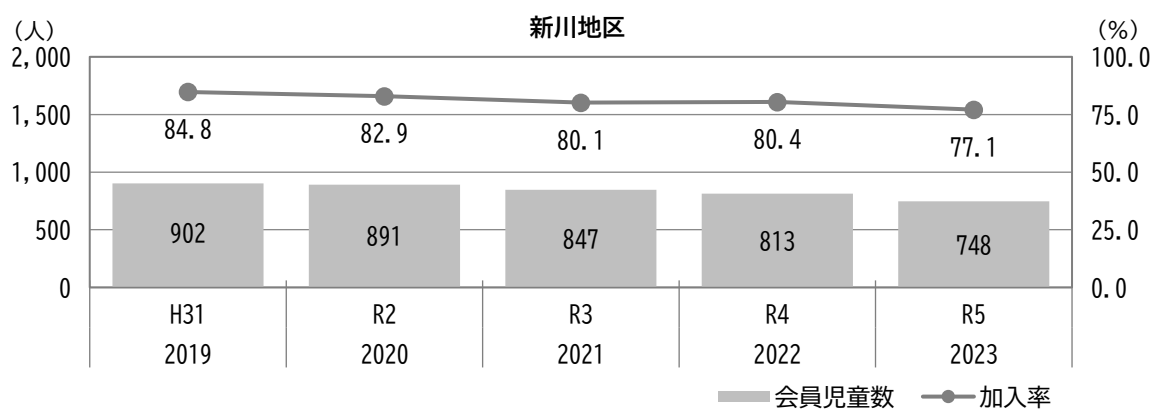
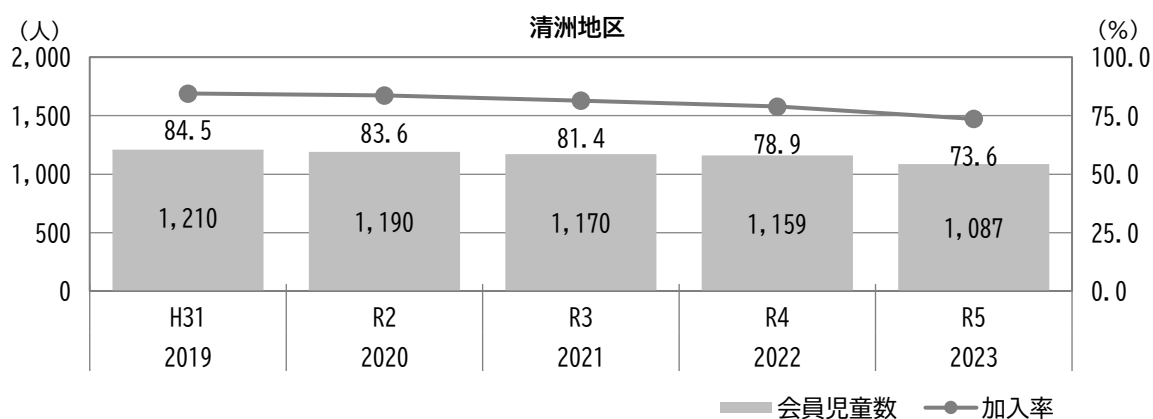
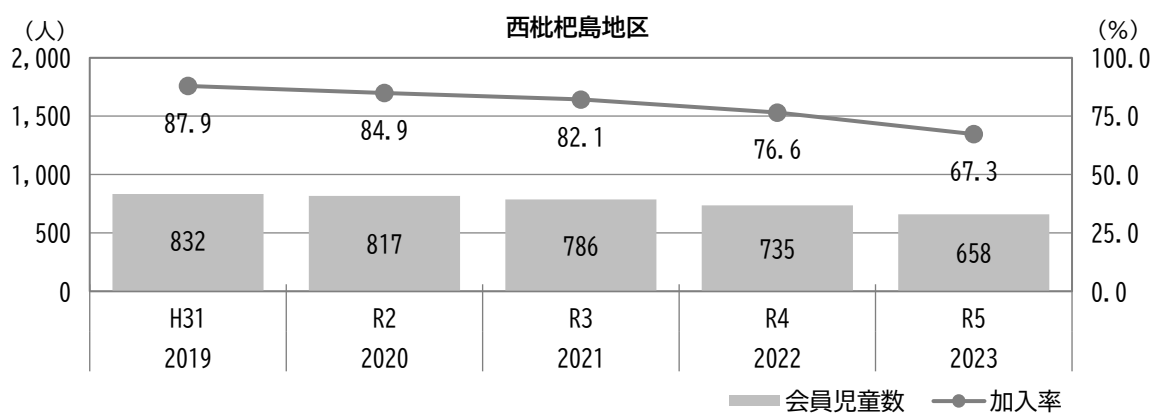


資料：総務課（各年4月1日時点）

※資料：総務省「地域コミュニティに関する研究会報告書」

本市の子ども会の加入率をみると、全体的に減少傾向にあります。特に西枇杷島地区と春日地区は2019（平成31）年と2023（令和5）年を比較して20ポイント以上の差となっています。

■地区別の子ども会の会員児童数・加入率の推移



資料：スポーツ課（各年5月1日時点）

本市の民生委員・児童委員は、合計 75 人、主任児童委員は合計 8 人となっています。

■民生委員・児童委員等数（任期：2022（令和4）年12月1日から2025（令和7）年11月30日まで）

項目	西枇杷島	清洲	新川	春日	合計
民生委員・児童委員（人）	19	27	20	9	75
主任児童委員（人）	2	2	2	2	8

資料：社会福祉課

本市の市政推進委員は、各ブロックに1人ずつ配置しており、合計 38 人となっています。母子保健推進員は合計 37 人となっています。

■市政推進委員・母子保健推進員数

項目	西枇杷島	清洲	新川	春日	合計
市政推進委員（人）	12	12	9	5	38
母子保健推進員（人）	10	10	10	7	37

資料：総務課・こども家庭課（2023（令和5）年4月1日時点）

本市の地域活動団体は、延べ 127 団体、5,751 人となっています。

■地域活動団体の状況

種別	団体数	人数
ボランティアセンター登録団体	97	1,616
老人クラブ（寿会）	1	3,628
心身障害者福祉協会※	1	227
遺族会	1	167
母子寡婦福祉協会	1	71
手をつなぐ親の会	1	42
ブロック社協	25	-
合計（延べ）	127	5,751

※2024（令和6）年4月より「心身障がい児者福祉協会」に団体名称変更

資料：清須市社会福祉協議会（2023（令和5）年4月1日時点）

2 アンケート調査結果からみる市民や活動者の意識

(1) 市民・活動者アンケートの実施概要

本計画の策定にあたり、市民及び地域福祉活動をされている方の地域福祉に関する意識や実態を把握し、施策立案の検討材料とするため、2種の調査を実施しました。

■調査の実施概要

		市民	活動者
調査対象		市内在住の18歳以上の市民	市内で活動する民生委員・児童委員、母子保健推進員、市政推進委員
配布・回収方法		郵送配布、郵送回収またはWEB回答	郵送・対面による配布・回収
調査期間		2023（令和5）年 9月1日（金）～9月15日（金）	2023（令和5）年 8月28日（月）～9月15日（金）
回収状況	配布数	2,000件	128件
	有効回答件数 (Web)	744件 (内199件)	111件
	有効回収率	37.2%	86.7%

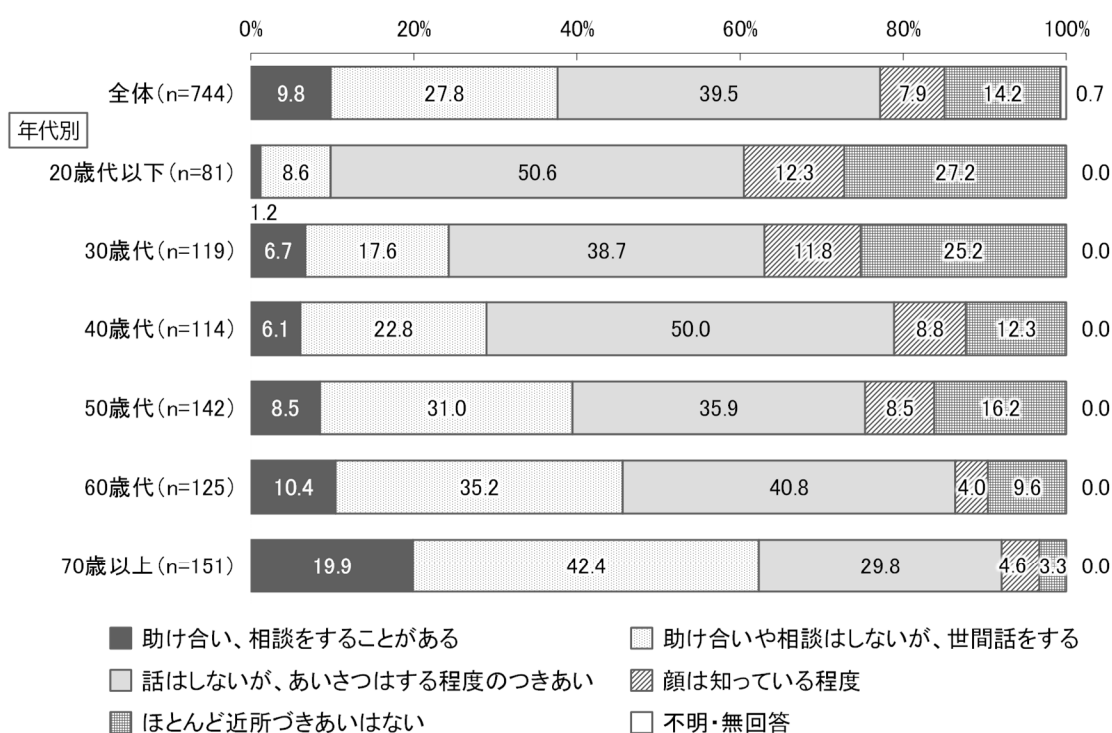
※グラフや表中の「n」とは、number of cases の略で、各設問に該当する回答者総数を表しています。

(2) 市民アンケートの調査結果抜粋

①近所づきあいについて

近所づきあいの程度は、全体では「話はしないが、あいさつはする程度のつきあい」が39.5%と最も高くなっています。年代別でみると、年代が高くなるにつれ、「助け合い、相談をすることがある」「助け合いや相談はしないが、世間話をする」が高くなっています。

■近所づきあいの程度（単数回答）

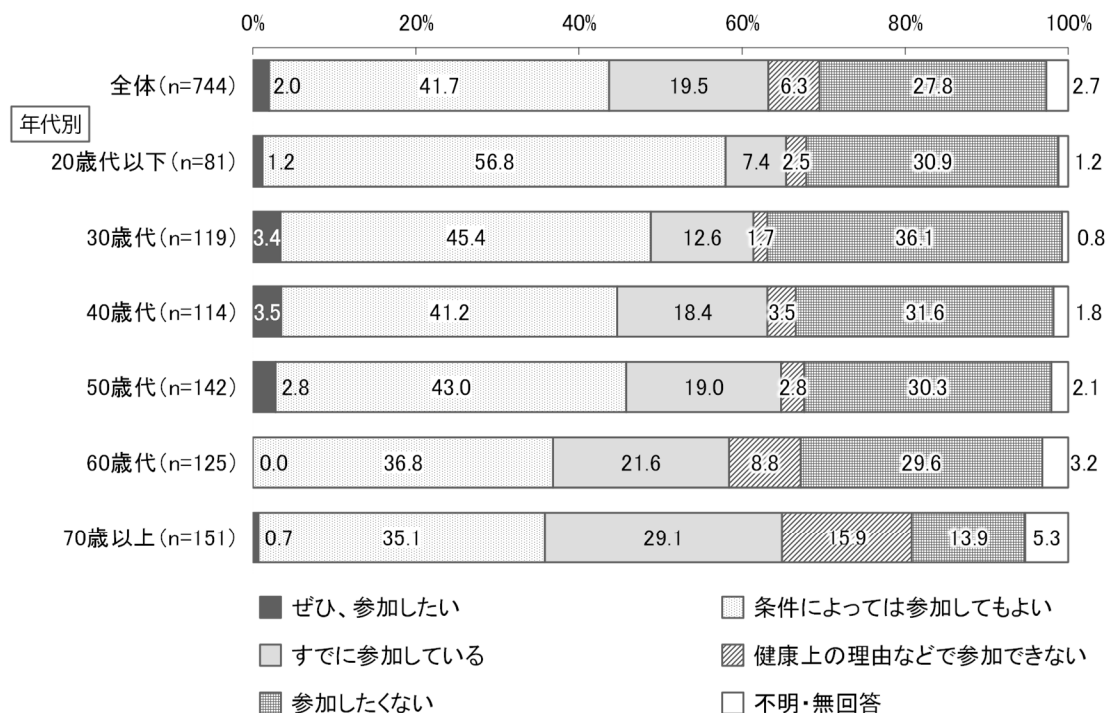


②地域活動について

今後の地域活動※への参加意向についてみると、全体では「条件によっては参加してもよい」が41.7%と最も高く、次いで「参加したくない」が27.8%となっています。

年代別でみると、20歳代以下で「条件によっては参加してもよい」が56.8%と、他の年代と比べて高くなっています。

■地域活動への参加意向（単数回答）

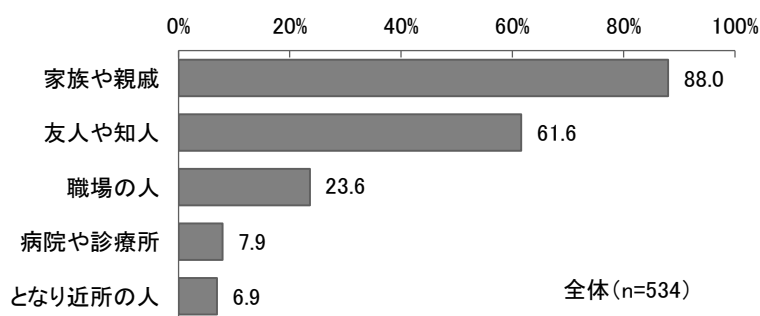


※「地域活動」：自治会、子ども会、老人クラブ（寿会）、PTA、消防団、地域の行事の手伝い等の身近な地域での、主に地縁による活動

③主な相談先について

生活上の不安や困りごとの相談先についてみると、「家族や親戚」が88.0%と最も高く、次いで「友人や知人」が61.6%となっています。

■生活上の不安や困りごとの相談先（複数回答）※上位5位



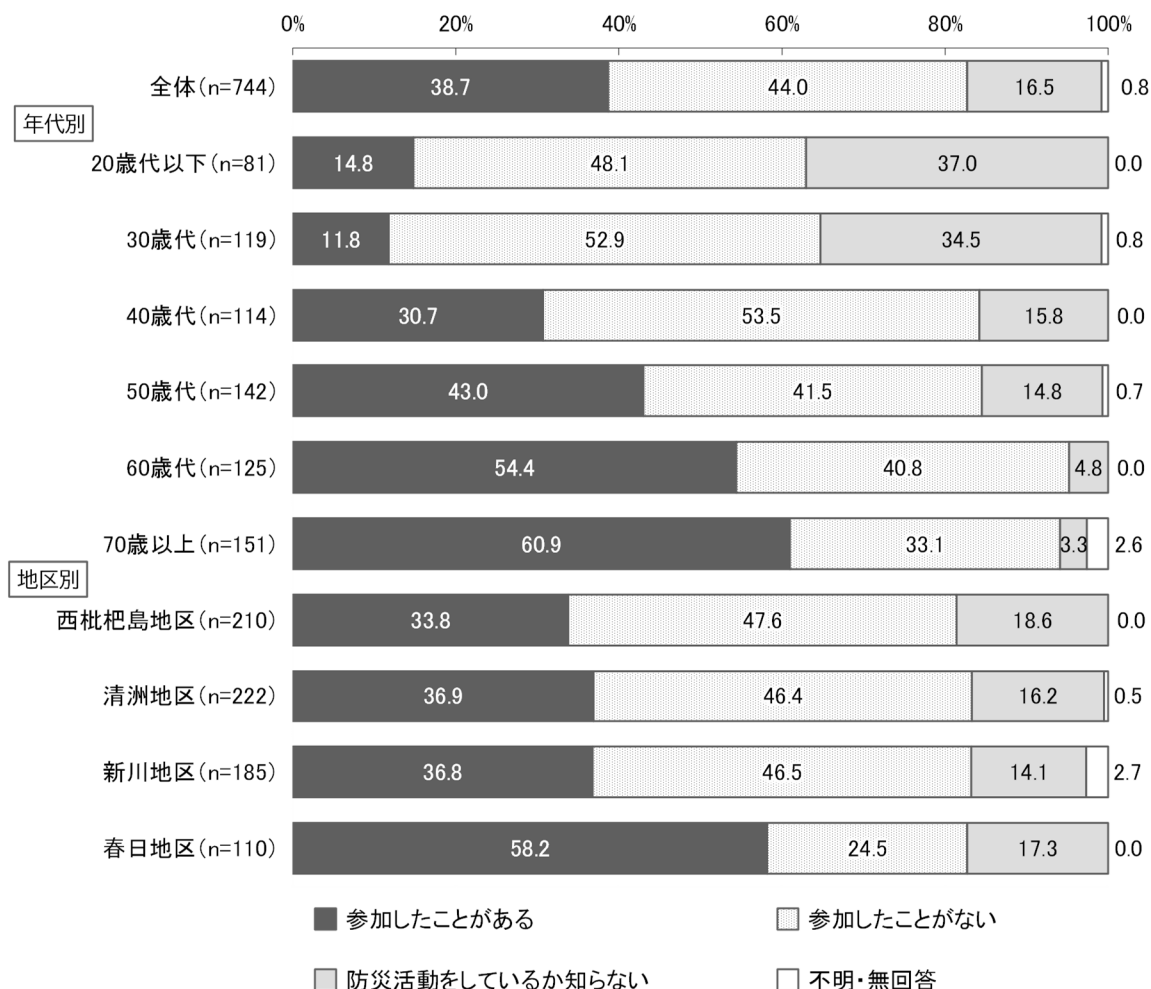
④防災活動について

身近な地域の防災活動（避難訓練や見守り活動等）への参加の有無についてみると、全体では「参加したことがない」が44.0%と最も高く、次いで「参加したことがある」が38.7%となっています。

年代別でみると、年代が高くなるにつれ、「参加したことがある」が高くなっています。また、30歳代以下では「防災活動をしているか知らない」が3割以上みられます。

地区別でみると、春日地区では「参加したことがある」が他の地区に比べて高くなっています。

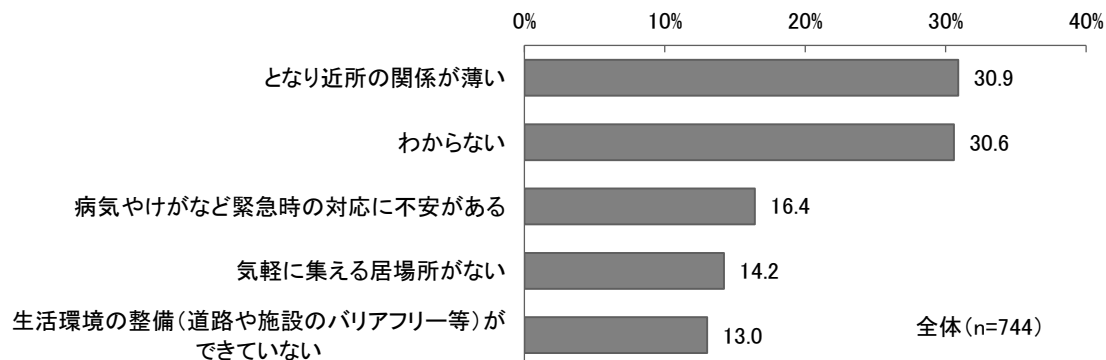
■身近な地域の防災活動（避難訓練や見守り活動等）への参加の有無（単数回答）



⑤地域福祉全般について

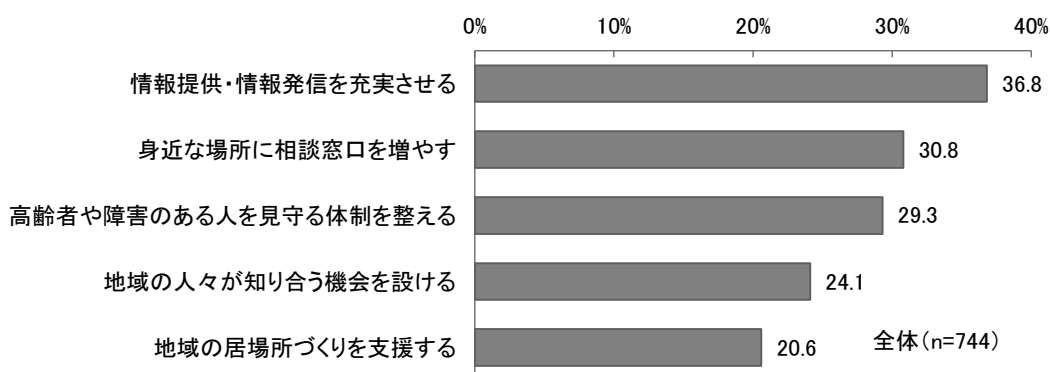
居住地域において課題・問題があるかについてみると、「となり近所の関係が薄い」が30.9%と最も高く、次いで「わからない」が30.6%となっています。

■居住地域の課題・問題（複数回答）※上位5位



「支え合う地域づくり」を進めるために必要があると思う行政（市）の支援についてみると、「情報提供・情報発信を充実させる」が36.8%と最も高く、次いで「身近な場所に相談窓口を増やす」が30.8%となっています。

■「支え合う地域づくり」を進めるために必要があると思う行政（市）の支援（複数回答）※上位5位

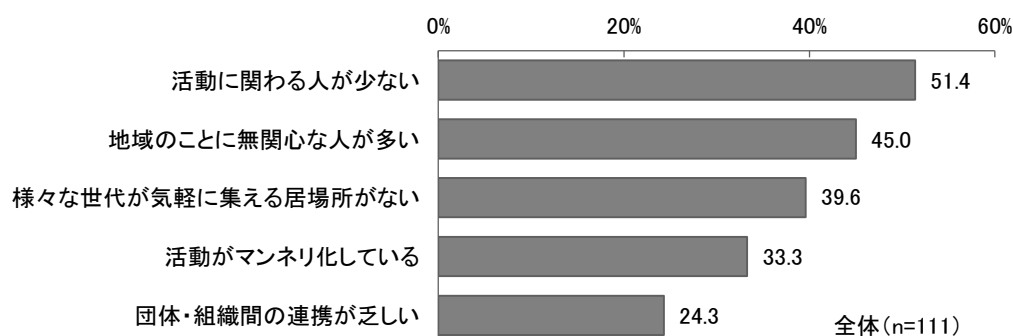


(3) 活動者アンケートの調査結果抜粋

①地域の課題について

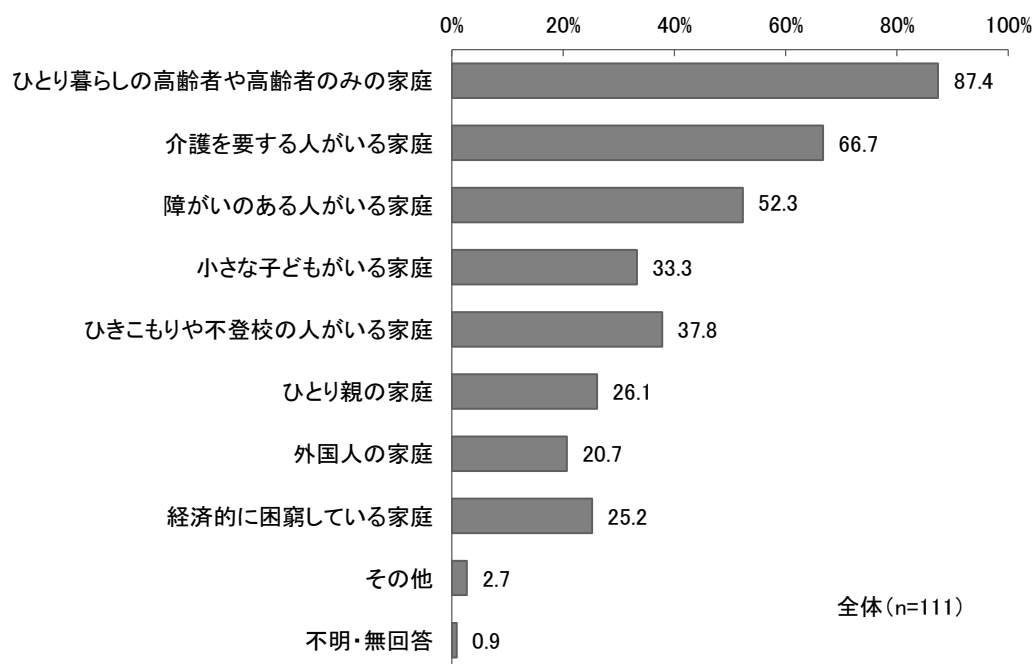
居住地域の支え合い活動を進めるにあたっての課題についてみると、「活動に関わる人が少ない」が51.4%と最も高く、次いで「地域のことに無関心な人が多い」が45.0%となっています。

■居住地域の支え合い活動を進めるにあたっての課題（複数回答）※上位5位



居住地域において、特に周囲の人の手助けや支援等が必要と思う対象者についてみると、「ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの家庭」が87.4%と最も高く、次いで「介護を要する人がいる家庭」が66.7%となっています。

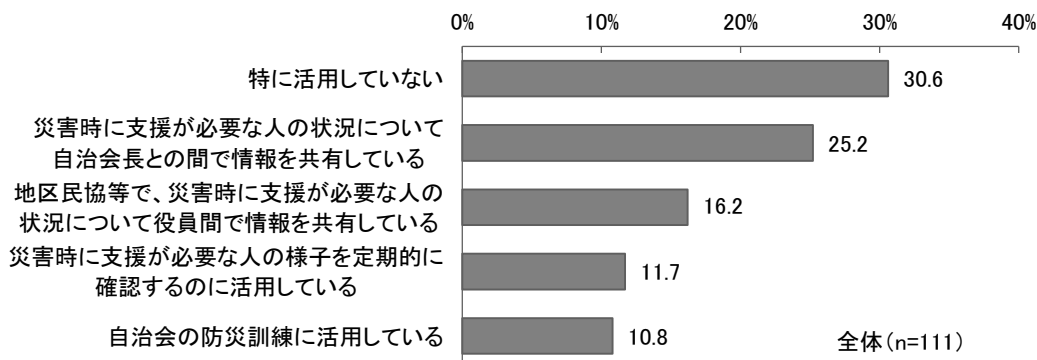
■特に周囲の人の手助けや支援等が必要と思う対象者（複数回答）



②災害時に支援が必要な情報について

居住地域における災害時に支援が必要な人の情報の活用方法についてみると、「特に活用していない」が30.6%と最も高く、次いで「災害時に支援が必要な人の状況について自治会長との間で情報を共有している」が25.2%となっています。

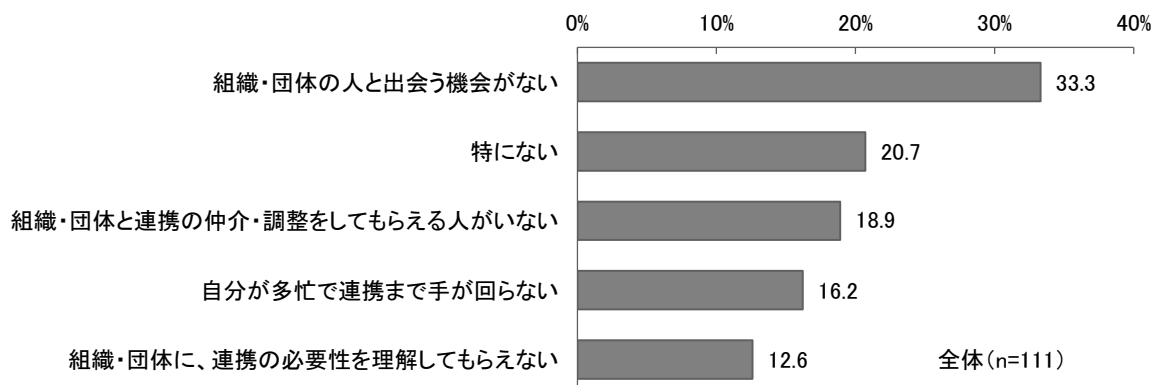
■災害時に支援が必要な人の情報の活用方法（複数回答）※上位5位



③他団体との連携について

他の組織・団体と連携しようとする上で困っていることについてみると、「組織・団体の人と出会う機会がない」が33.3%と最も高く、次いで「特にない」が20.7%となっています。

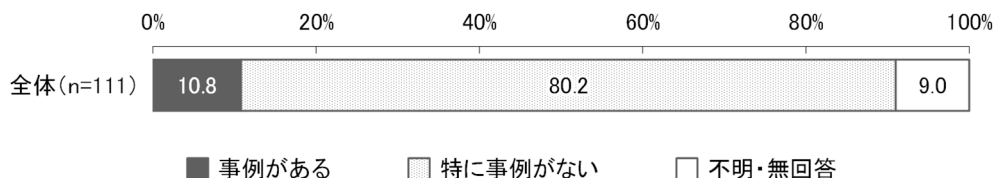
■他の組織・団体と連携しようとする上で困っていること（複数回答）※上位5位



④地域の複合的な課題について

既存の制度やサービスで対応が難しい、つなげる先がわからないと感じた地域の課題で対応した事例の有無についてみると、「特に事例がない」が80.2%と、「事例がある」の10.8%を上回っています。

■既存の制度やサービスで対応が難しい、地域の課題に対応した事例の有無（単数回答）



3 団体ヒアリング調査結果からみる団体の意識

(1) 団体ヒアリング調査の実施概要

本計画の策定に際し、地域福祉に関わる地域活動団体等を対象に地域福祉を取り巻く現状や課題、今後の方向性などを把握し、施策立案の検討材料とするため、調査を実施しました。

■調査の概要

区分	内容
対象	清須市内で活動する地域活動団体
調査実施期間	2023（令和5）年9月1日（金）～9月15日（金）
実施方法	郵送配布・回収

■対象団体一覧

団体名
災害ボランティアコーディネーター連絡会
西春日井保護区保護司会
あいち健康づくりリーダー
女性の会
心身障害者福祉協会※
地域学校協働本部
寿会

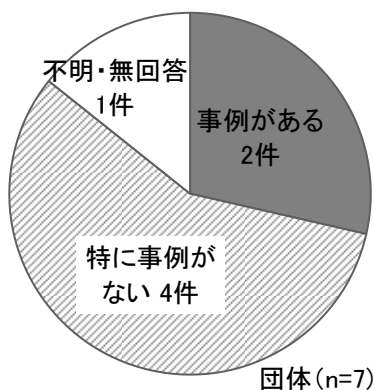
※2024（令和6）年4月より「心身障がい児者福祉協会」に団体名称変更

(2) 団体ヒアリング調査結果抜粋

①地域の複合的な課題について

活動を通じて、既存の制度やサービスで対応が難しい、どこにつなげばいいかわからないと感じた地域の課題に対応した事例が「ある」が2件となっています。

■既存の制度やサービスで対応が難しい、地域の課題に対応した事例の有無



②今後の福祉施策に求めるものについて（抜粋）

ア 福祉に関する情報の発信に関すること

- 名前の知らない事業所があるので、何のサービスを行っているのか分かるようにしてほしい。
- 福祉全般に関する情報は、主として「広報清須」等で知るだけで、自ら情報を求めない限り、利用したくても情報は得られない。福祉サービスを本当に必要としている人に届ける情報の発信のしかたを構築していく必要がある。

イ 地域福祉活動の住民参加・交流に関すること

- 住民活動は何でも「当番だからやって下さい」は難しい。それを開催する意味、大切さ、当番のおかげで助かる！という実感がないと次につながらない。
- 一般の生涯学習、防災訓練、講演会、地域清掃等に、もっと積極的に参加してほしい。それには障がいがあっても出られるし、出やすい環境をつくって交流に結びつけたい。
- 子育て中の方々も、地域で相談できる人がおらず、子育ての不安をもっている方も多く、子どもが生まれ、育つ場としての地域がその機能を果たしていない状況。若年層が地域に受け入れられず、居場所がないという状況もあり、次世代を育む場として地域社会を再生することが強く求められている。

ウ 地域の担い手づくりに関すること

- 障がいのある人、高齢者に携わっていただけるボランティア活動を参加したい、参加して良かったと思わせる工夫が必要。
- 既存団体（自治会や女性の会、子ども会等）を中心とするのではなく、新たな住民団体、ボランティア、NPOなどがより主体的に地域の生活課題に取り組めるようになることで、新しい地域の担い手となるのではないか。

エ 身近な場所での相談窓口に関すること

- 高齢者は行政の窓口に行けないことが多いので、サービスが難しいと思う。
- 子育てに関する包括支援センターやファミリー・サポート・センターは市役所内に窓口が設置されており、住民から遠い存在に感じる。

オ 高齢者の介護や見守りなどに関すること

- 障がいのある人にも独居老人のように民生委員・児童委員や自治会関係の定期訪問、見守りが必要ではないか。

カ 障がいのある人への支援や社会参加に関すること

- 子どもが小さい人には親の話し合いの場、他の方の経験談は必要。大きくなるにつれ働くことに心配でいっぱいになる。何かあれば、学校から公共の窓口スムーズにつないでほしい。
- ヘルパーの育成をしてほしい。

キ 生活困窮者への支援、生活困窮世帯の子どもの居場所や学習支援に関すること

- 基本的な生活支援（食料、住居、医療 etc）。就労支援（就業機会の提供やスキル向上の機会）。
- 貧困者に対する差別や偏見を排除し、すべての人が平等な機会をもつためには子ども達への教育機会や学習支援が重要。
- 生活保護受給のため情報収集方法の工夫をする。
- 子どもの居場所や学習支援が必要。
- 生活困窮世帯で、生活困窮を周りに知られることなく支援ができる方法や、「この場所にくればなんとかなる」（食事、悩み、学習支援すべてにおいて）という場所が必要。

ク 防犯・防災に関すること

- 防犯と防災に関する教育と啓発活動を実施し、市民に対してリスクを認識させ、対策を促すことが大切。地域のコミュニケーションの結束を強化し、協力体制を築く。
- 訓練の必要性を表に出すべき。参加は大変、面倒というイメージがつきがちである。お子さんの参加型もどうか。
- 独居や障がい児者の個別避難計画を充実させる。
- 新たな地域福祉活動を再生していく中で防犯、防災を分けることなく一体的に進めていくことが地域の活性化にもつながり、特に防災活動については住民の意識も高いので、子ども達も含めた活動を構築していくことができるような気がします。

ケ 成年後見、金銭管理に関すること

- 障がい児者は特に必要がなくても、詐欺にあわないようにする見守りやリスク管理の指導をする必要がある。

コ 再犯防止に関すること

- 広報、啓発活動の推進、就労、住居の確保、保健医療や福祉的支援の提供、非行の防止と修学支援が必要。

4 地域懇談会からみる現状

(1) 地域懇談会の実施概要

2023（令和5）年9月に実施したアンケート結果を活用し、地域福祉について、市民、活動者の皆様と意見交換をする場として開催しました。

地域懇談会は、グループワーク形式で行いました。地域で支援が必要な人を取り巻く課題を共有し、今後の地域の取組としてどのような活動ができるかを話し合っていました。

■地域懇談会の実施概要

日時	地区	開催場所	参加人数
2023（令和5）年12月6日（水） 15：00-16：00	清洲地区	清洲総合福祉センター	29人
2023（令和5）年12月11日（月） 15：00-16：00	新川地区	新川ふれあい防災センター※	22人
2023（令和5）年12月13日（水） 15：00-16：00	西枇杷島地区	にしびさわやかプラザ	19人
2023（令和5）年12月15日（金） 15：00-16：00	春日地区	春日老人福祉センター	15人
2024（令和6）年2月22日（木） 13：30-15：00 （各地区結果報告）	全地区	清洲総合福祉センター	66人

※2024（令和6）年4月1日より新川防災センターに名称変更

■テーマ

○地域で困っている人や困っていることについて考えよう

○私達や地域でできることについて考えよう

西枇杷島地区



清洲地区



各地区結果報告（全地区）



新川地区



春日地区



(2) 地域福祉懇談会での主な意見

○居場所づくり

地域住民が集まる場所がないという課題があげられました。それに対し、公民館や公園を集まる場所として整備するという案がでました。また、食事会などの企画や、地域の行事や各種イベントへの積極的な声かけにより、地域でのつながりづくりや地域のコミュニティの形成をしていくという意見があげられました。

○災害時の支援・見守り活動

高齢者や障がいのある人等、災害時の避難に支援が必要な人への対応が課題としてあげられており、できることとして、個別避難計画の作成等、災害時のための支援体制へ取り組む意見があげられました。また平常時には、積極的に声かけ、あいさつをしていくこと、関係者と連携をしながら、地域の中で見守りをしていくこともあげられています。

○情報発信の工夫

支援が必要な人で、情報が届いていない人がいることが意見としてあげられます。特に外国人では日本語の理解が難しいことにより、案内が読めなかったり、地域のルールがわからず、生活で困りごとを抱えている人がいます。対象に応じて、必要な情報を届けていく意見があげられ、外国人には多言語での案内、周知や翻訳アプリの活用などの意見がでています。

○必要な人へ必要な支援へつなぐ

相談する人がいないことや相談先がわからない人、困っていることを発信できない人がいるという意見があげられています。そういった人に対し、支援サービスを周知したり、行政や専門機関の相談を勧め、必要な機関につないでいくことができることとしてあげられました。

○移動支援

特にひとり暮らしの高齢者では買い物や通院、ゴミ出しなどの外出が困難な例が多くあげられました。移動販売や公共交通機関の利便性の向上等の移動支援が必要という意見があげられています。

5 清須市の地域福祉を取り巻く主要課題

(1) 新たな活動者の確保のために、参加のきっかけづくりが必要である

本市では、民生委員・児童委員や市政推進委員、母子保健推進員、人権擁護委員、保護司、多数のボランティア団体等、様々な活動主体者が活動しています。また、本市の自治会の加入率は、80%を超えており、全国平均と比較しても高くなっており、地域での行事等も活発です。

活動者アンケート結果では、居住地域の支え合い活動を進めるにあたって、「活動に関わる人が少ない」「地域のことに無関心な人が多い」という課題が上位となっています。一方で、市民アンケート結果では、近所づきあいの程度は年代が低くなるほど希薄ですが、地域活動の参加意向では、20歳代以下で条件によっては参加してもよいという回答が高くなっており、きっかけがあれば参加につながると考えられるため、若い世代の新しい参加の方法を探る必要があります。地域活動への参加意向のある潜在層への参加のきっかけづくりから、新たな活動者の確保につなげる効果的な取組を検討することが重要です。

➡「基本目標1 地域の支え合いの仕組みづくり」につながります

(2) 支援が必要な人やニーズが多様化していく中で、さらなる支援の体制整備が必要である

市民アンケート結果では、行政への支援として情報提供や相談窓口の増加を希望する意見が高くなっています。また、団体ヒアリングや地域福祉懇談会では、子育て世帯や外国人など、サービスを必要としている人へ必要な情報が届いていない、困っていることを発信できない、相談先がわからない人がいる意見があげられています。

支援が必要な人でも、相談する先がわからなかったり、自ら相談窓口に出向くことが難しく、支援が届いていない人が多くいると考えられます。身近な場所で相談しやすい環境の整備や、訪問支援などのアウトリーチ活動を広げて行く必要があります。

➡「基本目標2 必要とする人に必要な支援が届く仕組みづくり」につながります

(3) 東海豪雨の教訓を生かした対策は進められているが、防災の取組の裾野を広げていく必要がある

本市では2000（平成12）年9月の東海豪雨によって大きな被害を受けました。近年では、南海トラフ地震による被害も予測されています。

また、本市ではひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、要介護認定者、障害者手帳所持者が増加傾向となっており、災害時に周囲の手助けが必要な人は、高齢化により、さらに増加していくことが予測されます。

市民アンケート結果では、地域の防災活動に44.0%の人が参加したことがないと回答しています。また、団体ヒアリングでは、市民の防災への意識向上や防災訓練の参加促進が必要という意見がありました。地域福祉懇談会では、個別避難計画の作成の促進や平常時の見守りの重要性についての意見があがっています。働き盛り世代は防災訓練に参加する時間がなかったり、参加方法がわからないため参加率が低いことも考えられます。防災意識を一層啓発するとともに、地域ぐるみによる防災の取組が必要です。

➡「基本目標3 安心・安全な暮らしのための環境づくり」につながります

第3章 計画の基本構想

1 基本理念

本計画において、地域福祉を推進するため、清須市総合計画の将来像、「社会福祉法」の改正や地域共生社会実現の全国的な動向を踏まえ、下記の通り基本理念を掲げます。

■清須市第1次地域福祉計画 基本理念

みんなではぐくむ 安心して いきいきと暮らせるまち 清須
～ともにめざす地域共生社会～

【基本理念に込めた思い】

「みんなではぐくむ」

本市の最上位計画である、清須市第3次総合計画（2025（令和7）年度～2034（令和16）年度）では、将来像を「水と歴史に織りなされた安心・快適で魅力あふれる『はぐくみ』都市」と掲げています。地域の未来を担う人材を「はぐくむ」、地域で活動する人々が世代や枠を超えたつながりを「はぐくむ」ことを目指します。

「安心して」

本市は東海豪雨によって大きな被害を受け、近年では、南海トラフ地震による被害も予測されています。いざというときには支え合える、助け合える関係をつくり、安心できるまちづくりを目指します。

また、近年は高齢化が進行し、支援の必要な人が多様化していることから、地域でお互いに見守り、支え合うことで、誰もが住み慣れた地域で「安心」して暮らせる環境づくりを目指します。

「いきいきと暮らせるまち」

地域生活課題が複雑化・複合化してきており、福祉ニーズも多様化してきています。支援が必要な人に必要な支援が届き、さらに地域での様々な関わりの中で役割をもつことで、誰もが生きがいをもって、活躍できるまちを目指します。

「ともにめざす地域共生社会」

地域共生社会とは、支え手、受け手という従来の関係を超えて、地域の多様な主体が協力し合いながら、誰もが生きがいをもって暮らせる地域づくりを目指すものであり、基本理念がこの「地域共生社会」を表していることを示しています。

2 基本目標

基本理念を実現するために、以下のとおり3つの基本目標を設定しました。これらを踏まえて、各施策を推進していきます。

1 地域の支え合いの仕組みづくり

地域福祉への関心を高めるとともに、地域福祉活動の担い手となる人材を育成し、自主的な地域福祉活動の推進につなげていきます。また、地域で、世代や性別、分野などにかかわらず、だれもが交流し、活動できる場を充実するとともに、地域で活動する団体等へ支援を行い、地域で支え合える体制づくりを進めます。

2 必要とする人に必要な支援が届く仕組みづくり

複雑化・複合化した課題に対し、困難を抱える人が一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を受けられるよう、福祉サービスを充実させます。また、包括的な相談体制、地域の様々な機関等との連携や参加支援、地域づくり支援等の包括的な支援体制を構築します。

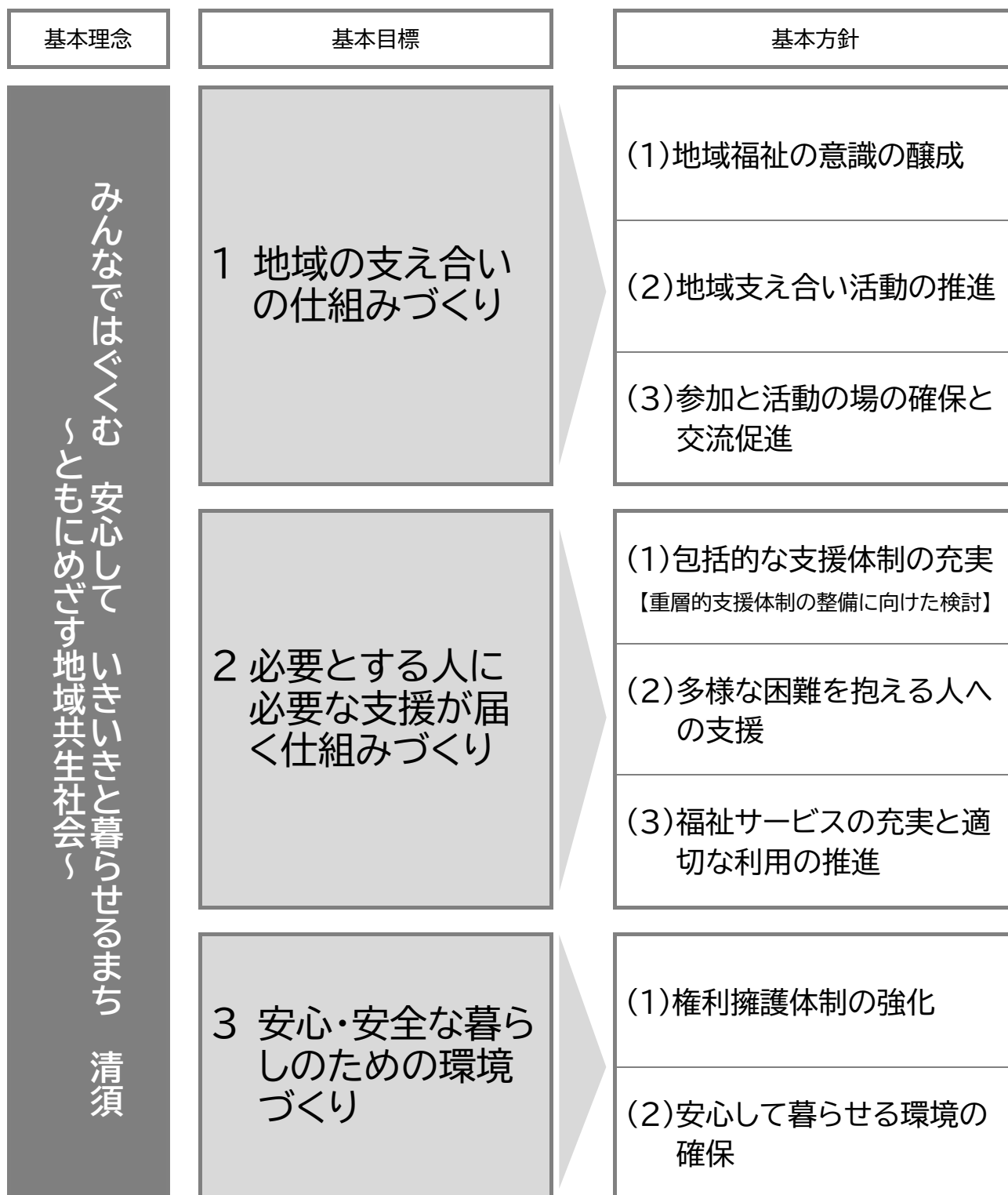
3 安心・安全な暮らしのための環境づくり

すべての地域で暮らす人が安心・安全に暮らせるよう、災害時に誰もが安全かつ適切に避難や対応ができるよう、日頃からの防災意識の向上や、体制づくりのさらなる強化を推進します。また、虐待対応や虐待防止に対する啓発、権利擁護支援、移動支援に取り組みます。

3 施策体系

基本目標、基本方針は、基本理念や本市の課題を踏まえ設定しました。

基本目標、基本方針の項目は、地域福祉計画・地域福祉活動計画ともに同様のものを掲げ、それらを実現するための施策については、市と社協それぞれで設定しています。



4 地域の範囲

地域福祉の推進にあたり、「地域」の捉え方や地域活動の範囲は、地域の課題や取組の大きさによって、その時々で異なります。

本計画では、地域の範囲を市全域、日常生活圏域、ブロック、自治会、となり近所、と重層的に捉え、適切な範囲で取組を推進します。



地域	となり近所	自治会	ブロック	日常生活圏域 (中学校区)	市全域
		93 自治会	38 ブロック	4 圏域	
でかいーいーいー	* 日頃からの 声かけ、見守り	* 自治会単位の 住民主体の 地域福祉活動 の展開 * 緊急時におけ る避難行動 要支援者への 支援等の対応	* 社協を中心に 推進する福祉 活動の展開 (ブロック社 協活動・サロ ン活動・生活 支援活動等)	* 地域包括ケア システムの構築	* 全体コーディ ネート * 専門的な支援、 指導・助言

第4章 地域福祉計画

基本目標

1

地域の支え合いの仕組みづくり



(1) 地域福祉の意識の醸成

● 現状と課題

- 地域福祉の推進のためには、すべての人が地域福祉の重要性を理解し、関心をもつとともに、様々な活動に参加することが重要です。
- 本市では、学校や地域において、福祉実践教室や人権啓発事業等、福祉に関する学習機会の提供を行い、市民の福祉意識の向上を図ってきました。
- 2023（令和5）年度に実施した地域福祉に関する市民アンケート調査結果（以下、市民アンケートという。）によると、年代が低くなるにつれ、近所づきあいが希薄になっていることがうかがえます。また、住んでいる地域の課題・問題として「となり近所の関係が薄い」と回答する人の割合が最も高く、次いで「わからない」が高くなっています。
- 2023（令和5）年度に実施した地域福祉に関する活動者アンケート調査結果（以下、活動者アンケートという。）によると、地域の支え合い活動を進めるにあたっての課題として、「活動に関わる人が少ない」が51.4%と最も高く、次いで「地域のことに無関心な人が多い」が45.0%となっており、地域への関心が低いことと、活動に関わる人が少ないことが関係していることがうかがえます。
- これまでの分野別に推進してきた福祉に関する意識醸成に加え、地域福祉の観点からの意識啓発を行うことが重要です。

● 今後の方向性

- 子どもから大人まで年齢に応じた学習機会を提供し、市民の地域福祉への関心を高め、地域福祉活動への参画へとつなげます。

● 市が取り組むこと

No.	取組	取組内容
1	地域福祉の情報発信	●市民が地域福祉に関心をもち、情報が入手できるよう、様々な広報媒体を活用し、地域福祉に関する情報提供・啓発を推進します。特にSNS等のICTを活用した情報発信を充実させます。 —主な取組— ・市広報紙・ホームページ等による情報発信【全課】
2	子どもへの福祉教育の推進	●就学前教育、学校教育において、一貫した福祉教育の体制を整備します。また、インクルーシブ教育の実施など、障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶ機会を充実させます。 —主な取組— ・福祉教育の推進【児童保育課】【学校教育課】 ・インクルーシブ教育実施の体制整備【学校教育課】
3	市民への学習機会の提供 指標	●市民が平等に尊厳をもって生きていく社会を実現するため、障がいや人権問題に関して意識啓発と情報提供を行い、市民の理解促進を図ります。啓発に際しては、自然に目に触れられるような接点を増やすことでより多くの機会を創出します。 —主な取組— ・人権啓発事業【社会福祉課】 ・障がいのある人に関する啓発活動【社会福祉課】 ・人権問題や障がいのある人に関する学習機会の提供【児童保育課】【学校教育課】

※指標 … 計画推進のための評価指標に関する施策です。（以下同様）第7章 「3 計画推進のための評価指標」にて一覧で示しています。

人権擁護委員とは…

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間ボランティアで、人権についての考えを広める活動を行っています。清須市では、現在11名の方が委嘱され、小学校や中学校、保育園などでの人権教室や、イベントなどでの啓発活動、人権に関する相談会の開設など、積極的に取り組んでいます。



△人権擁護委員活動の様子

(2) 地域支え合い活動の推進

● 現状と課題

- 本市の人口は近年ほぼ横ばい傾向にありましたが、今後減少の見込みとなっており、高齢化率も増加傾向となっています。このような中、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の人など、支援が必要な方が増加することや、地域活動の担い手の高齢化による担い手の減少が予想されます。
- 本市は38のブロックに分かれ、ブロックごとに市政推進委員が配置されています。この38ブロックは、93の自治会から構成されており、区域ごとにおいて地域のコミュニティ活動が進められています。また、民生委員・児童委員、母子保健推進員等が、それぞれの地域において地域福祉の向上を目指し活動しています。
- 市民アンケートによると、となり近所の人と生活上の助け合いをしていない人は67.9%となっています。また、自治会等の地域活動やボランティア・市民活動やNPO活動について、「条件によっては参加してもよい」と回答する人が約4割となっており、地域活動への参加意向をいかに参加へ結び付けるかが重要です。
- 活動者アンケートによると、地域で支援が必要な方に向けた、地域の支え合いを推進するために必要なこととして「活動の担い手となる人材育成」が54.1%と最も高くなっています。
- 少子高齢化を見据え、新たな地域福祉の活動の担い手を発掘するとともに、継続的に活動していくための支援が必要です。

● 今後の方向性

- 地域活動へのきっかけづくりや参加しやすい環境づくりに努めます。
- 地域で活動する活動者の活動支援の充実を図ります。

民生委員・児童委員とは…

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり、現在75名の民生委員・児童委員、8名の主任児童委員が活動しています。

地域福祉の担い手として、市民の立場にたって相談に応じ、福祉制度や子育て支援サービスを受けられるように行政や関係機関へつなぐパイプ役です。



△西枇杷島第一幼稚園での啓発活動

● 市が取り組むこと

No.	取組	取組内容
1	地域コミュニティの活動支援 指標	●38のブロックに対し、補助金等をもって地域活動支援を行うことで、自治会の地域組織の課題の解決や、コミュニティ活動の活性化、自治力の向上を図ります。 —主な取組— ・ブロックの活動支援【総務課】
2	民生委員・児童委員等の活動支援	●民生委員・児童委員、母子保健推進員、人権擁護委員の活動の支援を行います。また、これらの活動を地域の中に浸透させていくため、積極的に活動内容の情報を発信します。 —主な取組— ・民生委員・児童委員、人権擁護委員の活動周知と支援【社会福祉課】 ・母子保健推進員の活動周知と支援【こども家庭課】
3	学校・地域・家庭をつなぐ協働活動の推進	●地域ぐるみで子どもの育成を支援するため地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）を中心とした学校・家庭・地域をつなぐ協働活動を推進するとともに、学校づくりに多彩な地域の人材や資源を取り入れ、学校・家庭・地域の連携強化に取り組みます。また、幼稚園においては地域の行事参加を通じて地域との交流を図ります。 —主な取組— ・幼稚園における地域との連携【児童保育課】 ・地域学校協働本部事業の推進【生涯学習課】 ・家庭教育推進事業の推進【生涯学習課】

母子保健推進員とは…

生後6か月と10か月頃の赤ちゃんのいるお宅を訪問し子育て支援に関する情報提供を行ったり、乳幼児健康診査など母子保健事業のお手伝いをしています。母子保健推進員は『母推(ぼすい)さん』の愛称で親しまれ、地域の子どもたちの成長を見守るとともに、お母様たちと市役所とのパイプ役として活動をしています。

地域学校協働活動とは…

地域全体で子どもたちの学びや成長をはぐくむため、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域をつなぐ役割を担っています。

本市における地域学校協働本部は、「防災教育推進支援」と「読書活動推進支援」を 2 本の柱として活動しています。「防災教育推進支援」では、あいさつ運動や登下校の見守り活動をしています。また、東海豪雨を語りつぐための「大型紙芝居」や「防災かるた」を地域の大人と一緒に企画し、児童・生徒に対し実演をしています。

「読書活動推進支援」では、各学校での読み聞かせや図書修繕を定期的に行い、市立図書館と連携し、図書館の資料を市内小中学校に貸し出し、読書の楽しさを知るきっかけをつくる活動も行っています。



△大型紙芝居を説明している様子

(3) 参加と活動の場の確保と交流促進

● 現状と課題

- 市民が気軽に集まれる交流の場があることは、福祉の理解や地域の支え合いの活動につながる機会の創出であり、また、単身世帯が増え、地域のつながりが希薄化する近年では、孤独・孤立を防ぐことにもつながります。
- 本市では、高齢者や障がいのある人、子ども、子育て世帯等を対象とした、居場所づくりを行っている団体・組織の活動支援を行い、市民の自主的な交流活動を支援しています。
- 市民アンケートによると、「仲間と気軽に集まれる場所」がない人は全体では 47.8%と半数近くとなっています。特に 30 歳代では 59.7%と、他の年代より集まれる場所が少ない人の割合が高くなっています。また、気軽に集まれる場所として「喫茶店等の飲食店・商業施設等」が 63.8%、「友人・知人の家」が 37.3%と割合が高い一方で、「地域の施設(公民館等)」は 11.4%、「身近な公園等」は 10.0%、「身近な公共施設(図書館等)」は 5.3%と、公共施設等が気軽に集まれる場所という認識は低いことがうかがえます。
- 活動者アンケートによると、地域の支え合い活動を進めるにあたっての課題で「様々な世代が気軽に集える居場所がない」が 39.6%となっています。
- 気軽に集まれる場所がない人が自分に合った居場所を見つけられるよう、きっかけづくりが重要です。また、属性を問わずに集まれるような居場所づくりが求められます。

● 今後の方向性

- 地域において、高齢者や障がいのある人、子ども、子育て家庭、外国にルーツがある人等、属性を問わずに誰もが気軽に交流できる機会や場づくりを進めるとともに、多様な社会参加、活躍を促進します。

● 市が取り組むこと

No.	取組	取組内容
1	市民の交流促進・ 場づくり 指標	●誰もが孤立することなく、つながりをもてるよう、市民の多様な通いの場づくり支援や交流機会の参加を促進するとともに、運営組織の支援を行います。また、多世代での交流の機会を創出します。 —主な取組— ・地域のサロン活動、交流活動事業の促進【社会福祉課】 ・通いの場(いこまいか教室等)の利用体制整備【高齢福祉課】 ・高齢者の健康や教養の向上、相互交流のための各種教室・講座の開催【高齢福祉課】 ・放課後子ども教室による居場所の確保【学校教育課】 ・幼稚園での体験活動の実施【児童保育課】 ・子ども食堂実施団体の活動支援【こども家庭課】 ・保育園や放課後児童クラブでの中高生の育児体験、高齢者との世代間交流、ボランティアの受け入れ【児童保育課】 ・親子ふれあい広場事業の実施【生涯学習課】 ・地域のイベント、祭りへの多世代参加の推進【生涯学習課】【スポーツ課】【産業課】 ・子ども会活動の支援【スポーツ課】 ・清須市協働テラスの開催【企画政策課】
2	ボランティア団体等の 活動支援 指標	●福祉に関するボランティア活動やブロック活動について、継続して活動できる環境や仕組みづくりなど、社協と連携して活動支援をします。また、交流・情報交換の機会を充実し、ネットワーク化を促進します。 —主な取組— ・ボランティアの活動支援【社会福祉課】 ・ボランティアネットワーク化の促進【社会福祉課】 ・老人クラブ及び老人クラブ連合への活動支援【高齢福祉課】 ・清須ファミリー・サポート・センターの相互援助の調整【児童保育課】
3	ボランティア活動等に 参加しやすい環境づくり	●新たなボランティアや活動者の人材を発掘するため、ボランティア等を周知する仕組みを整備するとともに、市民参加を促すためのきっかけづくりや活動に参加しやすい環境づくりを行います。 —主な取組— ・ボランティアやNPO等に関する情報提供【社会福祉課】【児童保育課】 ・市政に参加できる環境づくりや市民協働の推進【企画政策課】

No.	取組	取組内容
4	ボランティア等の 人材育成 指標	●各種ボランティア等の研修機会を充実するとともに、実際にボランティアや地域福祉の活動へつなげられるよう、社協と連携しながら相談体制やコーディネート機能の向上に努めます。また、活動を通じてあらゆる状況にある多様な市民の社会参加、生きがいづくりにつながるよう支援します。 —主な取組— ・社協ボランティアセンターにおいての人材育成機能、コーディネート機能促進の支援【社会福祉課】 ・手話奉仕員養成講座の実施【社会福祉課】 ・認知症サポーター養成講座の実施【高齢福祉課】 ・家事サポーター参加の促進【高齢福祉課】 ・清須市民げんき大学参加の促進【高齢福祉課】 ・シルバー人材センターの運営支援【高齢福祉課】 ・清須ファミリー・サポート・センター提供会員養成講座の実施【児童保育課】

いこまいか教室とは…

地域の身近な公民館などで、ご近所の方と誘い合って通える教室です。週に1回1時間、椅子に座って運動します。脳トレや楽しい運動が盛りだくさんです。15人以上の団体へ市から講師を派遣しています。



△体操教室の様子

清須ファミリー・サポート・センターとは…

育児のお手伝いをしてほしい人(依頼会員)と、育児のお手伝いができる人(提供会員)、またその両方を兼ねる人(両会員)が会員となって、地域で子育てについて助け合う会員組織です。

センターのスタッフが会員間の相互援助活動の調整を行っています。

●援助できる内容

- ・保育園、幼稚園、児童館、習い事教室などへの送迎
- ・上の子どもの学校、保育園、幼稚園行事の時の下の子どもの預かり
- ・保護者の短時間、臨時就労、または求職中の場合の子どもの預かり
- ・冠婚葬祭、通院など急用時の子どもの預かり
- ・習い事、講演会、美容院など保護者の外出時の子どもの預かり
- ・その他依頼会員の希望の援助（要相談）

基本目標 2

必要とする人に必要な支援が届く 仕組みづくり

(1) 包括的な支援体制の充実 【重層的支援体制の整備に向けた検討】



● 現状と課題

○「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により改正された「社会福祉法」において、重層的支援体制整備事業が創設され、2021（令和3）年4月から施行されました。重層的支援体制整備事業は、属性を問わず受け止める「包括的相談支援」、世代や属性を超えて交流できる場の整備や、個別の活動や人のコーディネートを行う「地域づくり支援」、この二つの両輪をつなぐものとしての「参加支援」、そしてこの3つの支援を支えるため「アウトリーチ」「多機関協働」の事業を一体的に実施するものです。

○本市においても、地域共生社会の実現に向け、従来の縦割りではない、分野に横串をさした包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討を進める必要があります。

● 今後の方向性

○本市で取り組んでいる既存の仕組みや事業を生かしながら、包括的な支援体制の構築を進めます。

● 市が取り組むこと

No.	取組	取組内容
1	相談窓口の充実 指標	●各種相談窓口において、それぞれの相談者の課題に配慮したきめ細かな相談対応を実施するとともに、関係機関と連携を強化しながら、包括的な相談支援を行います。 —主な取組— ・障がいの特性に配慮した窓口相談【社会福祉課】 ・生活困窮者に対する窓口相談【社会福祉課】 ・地域包括支援センターの体制強化【高齢福祉課】 ・こども家庭センターの包括的相談支援【こども家庭課】
2	参加支援に関する取組	●支援が必要な人の支援ニーズに応じて、地域資源を活用し社会とのつながりづくりに向けた支援体制の構築を進めます。 —主な取組— ・参加支援事業の検討【全課】

No.	取組	取組内容
3	地域づくりに関する取組	●世代や属性を超えて交流できる多様な場や居場所になるよう既存のサロン等を充実し、地域における多様な地域づくりの活動の活性化を図ります。また、新たな居場所を検討します。 —主な取組— ・地域づくり事業の検討【全課】
4	多機関協働による支援体制の整備	●複雑化、複合化した相談に対し、チームで対応できるよう、庁内や関係機関との連携の仕組みを構築するとともに、職員の意識醸成を推進します。 —主な取組— ・庁内・関係機関との連携体制の構築【社会福祉課】
5	アウトリーチによる継続的な支援 指標	●必要な支援が届いていない人に対し、支援を届けるため、地区担当保健師等が訪問し、関係機関や地域の関係者と連携して適切な支援につなげます。また、支援が必要な人の情報共有等を行い、連携体制の強化を進めるとともに、継続的に支援を行う伴走型支援の在り方について検討を進めます。 —主な取組— ・アウトリーチ等を通じた継続的な支援体制の検討【社会福祉課】 ・保健師等の家庭訪問による情報共有【こども家庭課】

こども家庭センターとは…

すべての妊産婦や子育て世帯、子どもを対象に児童福祉と母子保健が互いに情報共有をしながら、一体的な相談支援を行っています。

●子どもに関する相談(こども家庭課 こども育成係)

18歳未満の子どもについての悩みや相談を、専門職の相談員が対応します。

- ・育児の相談（育児に対する不安、放任、虐待など）
- ・発達の相談（言葉の遅れ、全体的な遅れなど）
- ・行動面での相談
- ・しつけ方、家庭における児童の生活の相談
- ・その他、子どもに関する相談全般

安心して育児ができるよう、相談者の方の理解を得た上で、必要に応じて関係機関を紹介し、連携しながら支援をしています。

【虐待相談・通告】

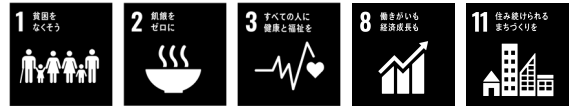
子どもが長時間戸外に出されている、近所から怒鳴り声や泣き声がする、適切な世話をされていないなど、「虐待かも」と思ったら、連絡ください。どんな小さなことでも、気になることがある時はご相談ください。

☎052-400-3535(直通) 相談時間:月～金(9時～17時)

●妊娠・出産に関する相談(こども家庭課 母子保健係)

保健師、助産師などの専門知識をもったスタッフが、妊娠・出産・子育てに関する相談に対応いたします。必要に応じて支援プランの策定や保健、医療、福祉等の関係機関との連絡調整を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行っています。

- ・母子健康手帳の交付
- ・妊娠中の過ごし方や出産に向けたサポート
- ・産後のお母さんの体調や育児のサポート
- ・医療機関等の関係機関との連絡調整など



(2) 多様な困難を抱える人への支援

● 現状と課題

- ひきこもり、ヤングケアラー、ダブルケアなど、複合的な課題を抱えている人が、誰にも相談できずに社会的孤立に陥るケースがあります。各分野の支援者が連携し、適切な支援につなげることが重要です。
- 本市では、生活困窮者自立支援制度等に基づいた生活困窮世帯への社会的自立に向けた支援等、多様な困難を抱える人への支援を行ってきました。
- 地域福祉懇談会では、支援が必要にもかかわらず、支援に結びついていない事例について取り上げられ、サービスの周知や必要な機関へつなぐことが必要という意見がありました。
- 団体ヒアリングでは、生活困窮世帯への支援として、生活支援に加え、就労支援や、特に子どもに対しての居場所支援や学習支援等が必要という声があがっています。
- 支援が必要でも本人が声を上げられないケースは表面化しづらいことから、地域や関係機関との連携により、適切な支援につなげることが重要です。

● 今後の方向性

- 関係機関との連携により、多様な困難を抱える人に、それぞれの人の状況に応じた支援を行います。

● 市が取り組むこと

No.	取組	取組内容
1	障がいのある人への支援	●基幹相談支援センター（社協委託）において、障がいのある人が円滑にサービスを利用できるよう、相談支援体制の充実を図ります。 ●医療的ケア児等の支援のため、関係機関で組織する協議の場、コーディネーターを配置するとともに、連携強化を推進します。 —主な取組— ・基幹相談支援センターの相談支援【社会福祉課】 ・医療的ケア児等への支援【社会福祉課】【こども家庭課】【児童保育課】【学校教育課】

No.	取組	取組内容
2	介護などの支援が必要な高齢者への支援	●要介護状態となっても、住み慣れた場所で暮らせるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進、介護保険事業の円滑な運営を行います。 —主な取組— ・DXを活用した介護保険事業の円滑な運営【高齢福祉課】 ・要介護認定の適正化【高齢福祉課】 ・ケアプラン点検【高齢福祉課】
3	生活困窮等に関する支援指標	●生活困窮世帯に対し、生活保護制度、生活困窮者自立支援制度において、包括的な支援を行うとともに、必要に応じて関係機関につなぎ、生活支援の充実を図ります。相談の際には専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携し、解決に向けた支援を行います。 ●生活困窮世帯等の子どもの将来をサポートし、出身世帯の経済的・社会的自立を促進するため、生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援や進学支援、居場所支援を行います。 —主な取組— ・清須市しごと・くらしサポートセンターによる自立相談支援【社会福祉課】 ・生活保護制度の適正な実施【社会福祉課】 ・生活困窮者自立支援制度の適正な実施【社会福祉課】 ・生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援・進学支援【社会福祉課】【学校教育課】 ・子ども食堂実施団体の活動支援【こども家庭課】
4	就労を希望する人への支援	●生活困窮者や障がいのある人、高齢者やひとり親家庭等、就労に困難を抱えた人に対し、それぞれの課題に応じた適切な就労支援を行います。ハローワーク等の関係機関と連携しながら相談から就労までの一括した支援と、総合的な相談支援の体制を確立します。 —主な取組— ・尾張中部障害者就業・生活支援センターによる出張就労相談の実施【社会福祉課】 ・公共職業安定所等との連携【社会福祉課】【こども家庭課】 ・母子家庭等就業支援センターとの連携【こども家庭課】 ・シルバー人材センターの運営支援【高齢福祉課】

No.	取組	取組内容
5	長期欠席、ひきこもり等への支援	●長期欠席やひきこもりの人、その家族に対し、それぞれの状況に応じて、学校や関係機関との情報共有や連携を図り、学校復帰や社会的自立を支援します。 —主な取組— ・スクールソーシャルワーカー等による長期欠席児童生徒への支援【学校教育課】 ・要保護児童対策地域協議会における関係機関との情報共有【こども家庭課】 ・長期欠席、ひきこもりに関する相談、電話、面接、訪問等の支援【社会福祉課】【学校教育課】【健康推進課】
6	ひとり親への支援	●ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健全育成のため、経済的な支援や、就労が困難なひとり親に対して就労支援を行います。また、母子・父子自立支援員により、自立に必要な情報提供や、就業に必要な技能や知識を身につけるための相談や雇用情報の提供を行います。 —主な取組— ・母子・父子自立支援員による相談【こども家庭課】 ・母子家庭等就業支援センター及び公共職業安定所等との連携【こども家庭課】 ・母子家庭等自立支援給付金事業の実施【こども家庭課】 ・児童扶養手当・市遺児手当【こども家庭課】 ・母子家庭等日常生活支援事業の実施【こども家庭課】 ・母子・父子家庭医療費助成事業の実施【保険年金課】
7	生きることへの支援（自殺対策）	●誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指すため、自殺対策計画に基づき、心の健康相談やゲートキーパー養成講座、訪問事業を関係機関と連携し推進します。 —主な取組— ・自殺対策計画に基づく支援【健康推進課】

ゲートキーパー養成講座とは…

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができるゲートキーパーを育成するために、年に1度、市内在住者や在勤者向けに実施しています。講座では、悩んでいる人のサイン、声のかけ方、話の聴き方についてなどを学びます。



△ゲートキーパー養成講座の様子

No.	取組	取組内容
8	市民の交流促進・場づくり【再掲】	●誰もが孤立することなく、つながりをもてるよう、市民の多様な通いの場づくり支援や交流機会の参加を促進するとともに、運営組織の支援を行います。また、多世代での交流の機会を創出します。 —主な取組— ・地域のサロン活動、交流活動事業の促進【社会福祉課】 ・通いの場(いこまいか教室等)の利用体制整備【高齢福祉課】 ・高齢者の健康や教養の向上、相互交流のための各種教室・講座の開催【高齢福祉課】 ・放課後子ども教室による居場所の確保【学校教育課】 ・幼稚園での体験活動の実施【児童保育課】 ・子ども食堂実施団体の活動支援【こども家庭課】 ・保育園や放課後児童クラブでの中高生の育児体験、高齢者との世代間交流、ボランティアの受け入れ【児童保育課】 ・親子ふれあい広場事業の実施【生涯学習課】 ・地域のイベント、祭りへの多世代参加の推進【生涯学習課】【スポーツ課】【産業課】 ・子ども会活動の支援【スポーツ課】 ・清須市協働テラスの開催【企画政策課】

清須市しごと・くらしサポートセンターとは…

清須市内にお住まいの方で働きたくても働けない、住むところがないなど、生活にお困りの方一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員(自立支援相談員・就労支援員・家計改善支援員)が相談者の方に寄り添いながら、経済的自立・社会的自立を目指して支援を行います。

子ども食堂とは…

子どもやその保護者のみならず地域の様々な方を対象に、無料または低額で食事の提供を行うことで、子どもの居場所づくりの推進及び地域の方たちと交流する場となっています。清須市子ども食堂運営費補助金の申請をしている団体は、2024(令和6)年9月現在4か所あり、子ども食堂を行う団体が継続的かつ新規団体が活動できるよう支援しています。

(3) 福祉サービスの充実と適切な利用の推進

● 現状と課題

○近年の少子高齢化やライフスタイルの多様化により、支援ニーズはますます複合化・複雑化してきています。誰もが住み慣れた地域で暮らしていくためには、ニーズに応じた福祉サービスを充実することが重要です。

○市民アンケートによると、市の福祉サービスが充実していると『感じない』（「あまり感じない」と「感じない」の合計）人の割合は54.6%となっています。また、日々の生活に必要な福祉の情報が『得られていない』（「あまり得られていない」と「ほとんど得られていない」の合計）の人の割合は60.0%となっています。なお、福祉の情報の入手方法としては「市の広報紙」が67.7%と最も高くなっています。

○本市の福祉サービスのさらなる充実とともに、情報が必要な人に届いていないことが想定されるため、職員や専門職の声かけも含めた、情報発信手法の工夫が必要です。

● 今後の方向性

○必要とするサービスを適切に利用できるよう支援するとともに、福祉専門職の人材育成、資質向上に努めます。

● 市が取り組むこと

No.	取組	取組内容
1	福祉サービスの利用支援	●障がいや疾患の発見から早期治療・リハビリテーション・福祉サービス、介護サービスへと適切な支援につなげるため、関係機関や、福祉の連携強化を図ります。また、在宅での療養生活を支援するため、保健・医療・福祉にわたる総合的なサービス調整と医療機関との連携強化を図り、必要に応じて相談・訪問等を実施します。 —主な取組— ・総合的なサービス調整と医療機関との連携強化【社会福祉課】【高齢福祉課】【健康推進課】

No.	取組	取組内容
2	福祉専門職の育成	●支援を必要とする人に対し、質の高いサービスを提供できるよう、福祉専門職の人材確保、研修等による専門性の向上を支援します。 —主な取組— ・障害福祉サービス事業所職員の人材確保・育成支援【社会福祉課】 ・介護支援専門員や介護職員等への研修・講習会等の情報提供【高齢福祉課】 ・保育士への研修の実施【児童保育課】

基本目標 3 安心・安全な暮らしのための環境づくり



(1) 権利擁護体制の強化

● 現状と課題

- 認知症の人や障がいのある人など、判断能力が不十分な人が増加する中、誰もが安心して地域で生活していくために、権利擁護の施策の推進が求められます。また、高齢者や障がいのある人、子どもに対する虐待への防止はすべての人が安全で尊厳をもって生活する権利を保障するために重要です。
- 本市では、2023（令和5）年3月に「清須市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に推進しています。これに伴い、2023（令和5）年6月1日に清須市成年後見支援センターを開設し、社協に運営委託しています。
- 権利擁護が必要な人への対応や、虐待の早期発見と早期対応のために、相談体制を整備するとともに、市民の理解を深める必要があります。

● 今後の方向性

- 虐待の早期発見、早期対応につながるよう虐待に関する周知啓発に努めるとともに、適切な支援につなぐため、関係機関との連携を強化します。
- 成年後見制度を利用する必要がある人が適切に利用できるように、支援体制とネットワークの強化を図ります。

● 市が取り組むこと

No.	取組	取組内容
1	虐待の防止・早期発見とネットワークの確立	●高齢者、障がいのある人、子どもへの虐待防止のため、関係機関と情報連携を行い、虐待の早期発見、早期対応を図ります。 ●要保護児童及び特定妊婦への適切な支援のため、必要に応じて個別ケース会議を開催し、関係機関との連携を密にし、虐待ケースへの早期対応、支援に努めます。 ●虐待の発生予防のため、見守り・連絡・支援等を強化するとともに、地域での声かけや見守り活動を推進します。また、虐待防止啓発活動に努めます。 —主な取組— ・虐待防止啓発活動の実施【社会福祉課】【高齢福祉課】【こども家庭課】 ・障害者虐待防止センターでの対応【社会福祉課】 ・民生委員・児童委員等の市民と連携した見守り活動支援【社会福祉課】【高齢福祉課】【こども家庭課】 ・虐待に関する個別ケース会議等の開催【社会福祉課】【高齢福祉課】【こども家庭課】 ・虐待防止ネットワーク協議会等の開催【高齢福祉課】
2	権利擁護体制の充実 指標	●「清須市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、地域の関係機関と連携し、成年後見制度を必要とする人が利用できる体制を整備します。また、権利擁護に関する制度・事業の周知と利用促進を図ります。 —主な取組— ・日常生活自立支援事業・成年後見制度の周知【社会福祉課】 ・基幹相談支援センター・地域包括支援センター・成年後見支援センターの周知と利用促進【社会福祉課】【高齢福祉課】

(2) 安心して暮らせる環境の確保

● 現状と課題

- 本市は、2000（平成12）年の東海豪雨により大規模な被害を受け、ハード面・ソフト面の災害対策を講じてきました。しかし、近年は全国的に豪雨災害が激甚化、頻発化しています。さらに、南海トラフ地震の発生も予測されていることから、災害時の対策の強化が重要です。
- 市民アンケートによると、身近な地域の防災活動（避難訓練や見守り活動等）に「参加したことがない」人の割合は年代が低くなるにつれ、高くなっています。
- 団体ヒアリングでは、市民の防災意識の向上の重要性についての意見があがっており、市民への防災に関する周知啓発を一層進める必要があります。
- 2023（令和5）年度に実施した地域福祉懇談会では、個別避難計画の作成の促進や平常時の見守りの重要性の意見があがっています。本市では、民生委員・児童委員や市政推進委員などの地域の活動者により、個別避難計画の作成支援を進めているところですが、すべての対象者の策定に向けては、さらなる対象者への周知等が必要です。

● 今後の方向性

- 移動や外出が困難な人に対し、市内移動の利便性を高めます。
- 防災意識の向上や防災活動に関する支援を行い、防災力を強化します。

避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成支援と活用 ～頼りになるのは「ご近所さん」～

個別避難計画作成協力支援説明会では、2023（令和5）年度と2024（令和6）年度で、自治会、自主本部長、民生委員が地域ごとのグループになって、危機管理課防災官と社会福祉課職員から、個別避難計画作成支援、地域の支え合いづくりを学びました。

西枇杷島地区



清洲地区



新川地区



春日地区



△個別避難計画作成協力支援説明会

● 市が取り組むこと

No.	取組	取組内容
1	移動支援	●障がいのある人や高齢者など、移動に困難を抱える人に対し、誰もが安心して外出ができるよう、移動支援を充実させます。 —主な取組— ・バリアフリー法等の要件を満たす車両によるコミュニティバスの運行【企画政策課】 ・福祉有償運送運営協議会の実施【高齢福祉課】
2	地域の見守り活動 指標	●地域において見守りが必要な人に対し、市内事業所や関係機関と連携し、見守り体制の構築を推進します。また、警察とも連携しながら、市防犯協会や地域の自主防犯パトロール隊などによる防犯活動を実施します。 —主な取組— ・緊急通報システム事業【高齢福祉課】 ・配食サービス事業による高齢者の安否確認【高齢福祉課】 ・見守りシール交付事業【高齢福祉課】 ・パトロール DOGS 事業【高齢福祉課】 ・防犯パトロール等の地域安全活動の推進【総務課】
3	災害時の体制づくり 指標	●地域防災リーダー養成講座、自主防災訓練等を通じて市民の防災意識の向上や避難行動要支援者への理解を図り、地域における支援体制づくりを推進します。また、自主防災組織や民生委員・児童委員等の地域の関係者と連携を図り、災害時の被害拡大を防止します。 —主な取組— ・避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成と活用【社会福祉課】【高齢福祉課】 ・自主防災組織、地域防災リーダーの育成・支援【危機管理課】 ・地域での防災訓練の実施【危機管理課】 ・保育園・幼稚園・学校における防災訓練の実施【危機管理課】【児童保育課】【学校教育課】

第5章 地域福祉活動計画

地域福祉の推進主体とは…

「社会福祉法」第4条2項に、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」と規定されています。

地域住民の役割とは…

2020(令和2)年に改正された「社会福祉法」では、第4条1項が新設され、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない」と規定されました。

この規定のもととなる厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部がまとめた『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)」（2017(平成29)年2月7日)では、社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現を目指すもの」と記載されています。

この規定では、すべての地域住民が、「支え手」・「受け手」両方の役割をもち、人格と個性を尊重し合いながらも「地域福祉の推進」主体として社会活動に参加し、ともに共生する地域社会の実現を目指していくことが謳われています。



(1) 地域福祉の意識の醸成

● 現状と課題

- 社協では、従来の社協だよりやホームページの広報媒体に加えて、Facebook や L I N E 等の SNS を新たに取り入れ、迅速で幅広い福祉情報の提供に努めてきました。また、毎年テーマを決めて「地域づくり講演会」を開催し、福祉活動の啓発に取り組んできました。
- 福祉教育については、小・中学校、高等学校を中心とした「福祉協力校事業」、小学生を対象とした「夏休みこども福祉体験」、ブロック社協における「福祉学習会」、各種団体からの依頼による「福祉出前講座」、商業施設を利用した「みんなのげんき塾」などを開催し、福祉意識の醸成に努めてきました。
- 社協については、「何をしている団体なのか?」「所在地はどこにあるのか?」といった声が聞かれ、まだまだ認知度は高くない状況です。今後は、新しい SNS の導入等、広報・啓発の充実や新たな活動メニューの開発、参加しやすい環境づくりの推進が重要です。

● 今後の方向性

- 新たな SNS や動画配信の導入等、若い世代の興味を高める広報・啓発活動の強化を図ります。
- 福祉教育プログラムの幅を広げ、新たなメニューの開発や提案を行います。
- 企業や商工会、福祉関係事業所、市民等へ呼びかけを実施し、講師や協力者の発掘を行い、市民が福祉について学ぶ機会の確保や講義メニューの充実に努めます。

● 市民・地域が取り組むこと

- 広報や社協だより、インターネット等を活用し、福祉活動に関する情報を集めます。
- 地域で行われるイベント等に興味をもち、積極的に参加します。
- 入手したイベント等の情報や参加している福祉活動の情報について、ご近所のつながりや SNS など話題に出して、活動の輪を広げます。

● 社協が取り組むこと

No.	取組	主な取組
1	広報・啓発活動の充実、強化	●新たな SNS 及び動画配信等の導入 ●福祉活動への参加促進を図る講演会や福祉イベントの開催
2	福祉教育の推進 指標	●ライフステージに応じた福祉教育プログラムの活用 ●学年や学校の特色を生かした福祉教育プログラムの開発・提案
3	福祉出前講座・福祉学習会の充実 指標	●講師や協力者の発掘 ●講義メニューの開発 ●福祉出前講座・福祉学習会の PR と開催支援

● 主な事業

- 社協だより発行 ●ホームページの運営 ●SNS 等による広報啓発 ●福祉イベント開催
- 福祉協力校事業の推進 ●福祉出前講座・福祉学習会の開催支援等

子どものころから福祉を学ぶ ～ 福祉協力校事業とは ～

清須市では、市内のすべての小学校、中学校、高等学校を福祉協力校に指定し、誰もが同じように家族、友達、地域の人など、多くの人と関わり合いながら「ともに生きる」ノーマライゼーションの理念を学習しています。



△小学校における福祉教育(高齢者理解の学習)の様子

(2) 地域支え合い活動の推進

● 現状と課題

- 2011（平成23）年度からスタートしたブロック社協事業では、現在26のブロックにおいて、住民交流事業、見守り事業、福祉学習会事業等、地域の実情に応じた支え合い活動が展開されています。ここ数年は、コロナ禍の影響で活発に活動できない時期もありましたが、感染対策の留意点「コロナ禍におけるブロック社協活動ヒント集」や情報紙「つながろう」を作成したり、マスクや食品を配ったりするなど、状況に応じた取組を継続してきました。
- 2018（平成30）年度からは、生活支援体制整備事業を受託し、生活支援コーディネーターが、安心して暮らし続けられる地域づくりの中核的な担い手として、ブロック社協事業の推進や福祉団体の活動支援、企業における社会貢献活動の推進、地域アセスメントによる地域情報の収集・調査等の活動を実施してきました。
- 地域支え合い活動の推進では、ブロック社協が立ち上がっていない地域において啓発事業を実施したり、定期的に福祉活動について話し合う協議体を開催したりするなど、サロンや支え合い活動等が立ち上がるよう働きかけを継続しています。
- 2020（令和2）年度に食品ロスの削減や食料支援による生活困窮問題の解消等を目的とし、フードドライブ事業を立ち上げ、集まった食品を必要としている方に届けることで、生活を支える一助を担ってきました。また、食品の募集は、市民が食品を寄付したり、集まった食品を整理するボランティア活動に参加したり、企業が回収箱の設置に協力したりするなど、市民や企業が福祉活動に参加する機会となっています。
- 潜在的なニーズの掘り起こしが課題となっているため、今後は、現在実施している事業の推進に加え、地域へのアウトリーチやアンケート調査等を通じて、実態やニーズ等の把握に努めるとともに、ニーズに応じた新たな支え合い活動の創設を推進することが重要です。

● 今後の方向性

- ブロック社協への支援を継続するとともに、フードドライブ事業の充実を図り、地域における支え合い活動の輪が広がっていくよう働きかけを行います。
- ブロック社協が立ち上がっていない地域に対し、立ち上げに向けての働きかけを行うとともに、福祉活動が推進できるよう、地域やブロックの実情に応じた事業の開発や提案を行います。
- 地域アセスメントの実施方法について見直しを行い、福祉活動の推進に生かせるよう内容の充実を図ります。また、アウトリーチの強化を図り、実態把握やニーズ把握に努めます。
- 「ゴミ出しができない」など、困りごとを抱えている個人からのニーズが窓口に届く方法を検討していくとともに、ニーズを支援活動につなげていくため、新たな事業の創設を目指します。

● 市民・地域が取り組むこと

○ブロックや自治会主催の行事等に興味をもち、積極的に参加します。

○自宅に使わない食品があれば、フードドライブボックスへ寄付します。また、ご近所のつながりや SNS などで話題に出して、活動の輪を広げます。

○地域で心配な方や困っている方を見つけたら、自分ができる事を考えたり、地域の役員や民生委員・児童委員、社協などに伝えたりして、必要な支援が受けられるよう協力します。

● 社協が取り組むこと

No.	取組	主な取組
1	地域支え合い活動の推進	●ブロック、自治会、当事者団体、ボランティア団体等が実施する地域での支え合い活動の推進支援 ●ブロック社協事業を実施しているブロックへの活動支援 ●未実施ブロックへの働きかけと福祉活動の推進支援 ●フードドライブ事業の推進
2	地域アセスメント及びニーズ把握の実施	●地域アセスメントの随時更新実施とアセスメント方法の見直し ●アウトリーチ等による困りごとのなどのニーズ把握の実施
3	新たな支え合い活動の創設支援	●ゴミ出し、ペット問題、買い物支援、移動手段の確保など、ニーズに応じた新たな支え合い活動の創設支援

● 主な事業

- ブロック社協事業
- ふれあい・いきいきサロンへの支援
- フードドライブ事業
- 当事者団体・ボランティア団体等の活動支援
- 実態把握事業の推進
- 生活支援体制整備事業等

地域支え合い活動の推進

～ ブロック社協活動とは ～

本市には、市内に38のブロックと93の自治会があり、コミュニティ活動の基盤となっています。ブロック社協とは、このブロックを単位として地域福祉活動(福祉学習会、住民交流会、見守り、生活支援、広報、住民座談会等)に取り組む組織であり、現在26のブロックで活動が展開されています。(2024(令和6)年度実績)



△見守り活動の様子

(3) 参加と活動の場の確保と交流促進

● 現状と課題

- 社協では、商業施設を利用したサロン「みんなのげんき塾」や情報発信型サロン「つながるサロン」などを立ち上げ、市民が福祉活動に参加する機会を確保したり、福祉活動実践者やボランティア団体等に対し、活動への助成に加え、活動に役立つプログラムの紹介や情報提供を行ったりするなど、参加や活動の場の確保等、様々な支援を行ってきました。
- 企業が福祉活動へ参加する機会としては、社協の会員募集、赤い羽根共同募金運動、寄付への協力の他、フードドライブ事業への協力、福祉出前講座における講師など、企業と社協がパートナーシップを構築し、企業における社会貢献活動を推進してきました。
- レクリエーション備品やプロジェクターなどの資器材を整備し、貸出を行うことで福祉活動の支援を行いました。ボランティア活動で使用する会議室等を提供したり、活動に必要な資器材の購入を行ったりするなど、活動を後押しする環境の整備に努めました。
- 当事者団体への支援として、寿会会員によるスマートフォン講座の開催や、視覚障がいのある人がパソコンを使った活動ができるようインターネット環境を整備したり、ボランティアを募集したりするなど、活動への支援を行ってきました。
- 福祉出前講座等の参加者に対しアンケートを実施し、特技や趣味等を記載してもらうことで、新たな講師を発掘し、地域における福祉活動の担い手として参加していただくきっかけづくりをすることができました。
- 福祉活動実践者の高齢化が進み、後継者不足が課題となっています。今まで福祉活動に携わってこなかった方々に対し、福祉活動に関心や興味をもってもらい、参加してもらえるような新しい企画や取組、プログラムの開発が不可欠です。

● 今後の方向性

- 市民やブロック社協、団体等が主催するサロン活動等が活発に行われるよう、また、地域で新たなサロン等の拠点が立ち上がるよう、既存の助成制度の活用や新たな制度の検討、プログラムの開発や講師の紹介等、活動支援の充実を図ります。
- 福祉学習会や福祉出前講座でのアンケート調査を継続し、引き続き人材の発掘に努め、市民が福祉活動に参加する機会の促進を図ります。
- ボランティア活動スペースの整理や活動で使用する資器材の貸出を実施し、ボランティア活動を支援します。
- 市や関係機関等と連携を図り、ボランティア団体や当事者団体等とのつながりやネットワークの構築を進めるとともに協働事業への取組を推進します。
- 福祉関係事業所・企業・商工会等へ呼びかけを行い、フードドライブ事業や福祉出前講座の講師等への協力を募るなど、社会貢献活動を推進します。

● 市民・地域が取り組むこと

○様々なイベントや講座・学習会、ボランティア活動等を企画したり、積極的に参加したりします。

○地域で心配な方や困っている方を見つけたら、自分ができることを考えたり、地域の役員や民生委員・児童委員、社協などに伝えたりして、必要な支援が受けられるよう協力します。

○社協に対し、福祉活動への参加・協働に関する意見や提案、要望等を届けます。

● 社協が取り組むこと

No.	取組	主な取組
1	活動プログラムの開発	●趣味や特技をもった新たな講師の発掘 ●アンケート調査等で明らかになったニーズを解決するためのプログラム開発
2	活動への支援 指標	●ブロック社協、ボランティア団体、当事者団体等への助成や相談援助等の活動支援 ●ボランティアルームの貸出や活動に必要なレクリエーション備品やプロジェクター等の資器材の貸出
3	参加・協働の促進 指標	●サロンやフードドライブ事業等への参加促進 ●ボランティア活動の情報発信等、参加への支援 ●地域や市民から情報が集まってくる仕組みの構築 ●SNSを使った参加申込の促進やアンケート調査の実施等、参加しやすい環境の整備 ●市・関係機関、ボランティア団体、当事者団体等とのつながりやネットワークの構築、協働事業への支援
4	企業における社会貢献活動の推進 指標	●社会貢献活動に関する情報の提供 ●福祉活動への参加支援

● 主な事業

- ふれあい・いきいきサロンへの支援
- 市民活動ボランティアセンター事業
- 会員募集事業
- ボランティア連絡協議会活動支援
- 生活支援体制整備事業
- 啓発事業
- 福祉団体への支援
- 共同募金配分金事業
- 企業の社会貢献活動の推進
- 総合福祉センター指定管理
- 家事サポーターの養成
- フードドライブ事業
- 物品貸出事業等

「もったいない」から「ありがとう」へ ～ フードドライブ事業とは ～

ご家庭などで食べきれない食品やいただきもの、買いすぎてしまったものなどを、市民や企業等から受入れ、食料支援が必要な方に無償で配布する事業です。どなたでも気軽にご寄付いただけるように、多くの企業様に社会貢献活動としてご協力いただき、金融機関・公共施設・店舗等に、専用のフードドライブ BOX を設置しています。



必要とする人に必要な支援が届く 仕組みづくり

(1) 包括的な支援体制の充実 【重層的支援体制の整備に向けた検討】



● 現状と課題

- 社協では、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、成年後見支援センターの受託に加え、日常生活自立支援事業、資金貸付事業、法律相談事業など、様々な相談窓口を開設し、相談者の心配ごとや困りごとにきめ細やかな対応を心がけてきました。また、居宅介護支援事業所や相談支援事業所等、医療・福祉・介護に携わる関係機関等に対し、個別ケースへの対応や研修会等を通じて顔の見える関係づくりと円滑な連携体制の構築に努めてきました。
- 相談窓口については、2022（令和4）年度に、西枇杷島地区、新川地区を担当する「地域包括支援センターさわやか」がにしばさわやかプラザ内に開設されたことで、市民にとってより身近な相談窓口ができました。また、民生委員児童委員連絡協議会や福祉出前講座等への参加を通じて相談窓口の周知を行い、地域の様々な情報が相談窓口が届くよう働きかけに努めてきました。
- 今後は、「相談窓口を知らなかった」、「どこの相談窓口にしたらいいのかわからなかった」、「相談窓口は知っていたが、相談するのをためらった」など、PR不足や相談へのハードルの高さなどから潜在化してしまうニーズに対し、支援を必要としている方の声が相談窓口が届く仕組みの構築が重要です。
- 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業においては、社協の各部署でキャッチした複合的な課題を抱えたケース等に対し、迅速に内部協議や合意形成を行う仕組みを構築し、社協としての役割を担っていけるよう体制の整備や強化を図るとともに、市との役割分担等、調整を図っていく必要があります。

● 今後の方向性

- SNSや動画配信等を活用した新たな相談窓口の創設やマッチングの方法等を検討し、市民にとって相談窓口がより身近な存在となるよう、相談支援体制の整備を図ります。
- 職員がいろいろな場所に参加しPR活動を行うことで、職員の顔を知ってもらい、気軽に相談できる関係づくりの構築に努めます。
- 事例検討会や研修会等を通じて、医療・福祉・介護に携わる多職種による連携体制の強化を推進します。
- 重層的支援体制整備事業の実施に向け、社協の各部署がキャッチした複合的な課題を抱えたケース等に対し迅速に内部協議や合意形成が行えるよう連携体制を構築します。

● 市民・地域が取り組むこと

○地域にどんな相談窓口があり、どんなことが相談できるのかに関心を持ち、情報を収集します。

○自ら相談することが難しい方に対し、必要な支援が受けられるよう相談窓口につなぎます。

● 社協が取り組むこと

No.	取組	主な取組
1	相談窓口の充実 指標	●誰でも相談しやすい窓口の周知徹底 ●職員の専門知識や対応技術の向上と丁寧で親切な対応 ●SNSや動画配信等を利用した新たな相談窓口の検討
2	多職種連携の推進 指標	●研修会等の開催 ●電子連絡帳（レインボーネット）の活用 ●地域ケア会議等、事例検討や課題共有の場づくり ●多機関及び多職種との連携体制の強化
3	重層的支援体制整備事業 に向けた体制の整備・強化	●市との協力体制の強化 ●社協内部での連携体制の強化 ●他市町の取組について調査研究の実施

● 主な事業

- 地域包括支援センター事業 ●基幹相談支援事業（障がい者サポートセンター清須）
- 成年後見支援センター事業 ●日常生活自立支援事業 ●資金貸付事業 ●法律相談事業
- 生活支援体制整備事業 ●地域ケア会議 ●自立支援協議会
- 相談支援業務ネットワーク会議 等

ネットワークをつなげ、必要とする人に必要な支援を

～ 地域ケア会議とは ～

自立支援・介護予防の観点を踏まえて、支援が必要な高齢者等に対し、様々な視点から検討を行うとともに、このような個別ケースの検討によって共有された地域課題を、地域づくりや政策形成に結び付けていくことを目的に、多様な専門職が集まり、定期的に行っている会議です。



△地域ケア会議の様子

(2) 多様な困難を抱える人への支援



● 現状と課題

- 社協には、様々な心配ごとや困りごとを抱えた方からの相談が寄せられます。また、複合的な課題を抱えながらも、誰にも相談できずに、潜在化し孤立してしまうケースもあります。社協の相談支援部門では、市民等から支援を必要としているケースとして情報が届いた方に対して、アウトリーチによる相談援助を実施し、市などの関係機関と連携を図りながら、必要な支援が受けられるよう、一つのケースに対し迅速で丁寧な対応に心がけてきました。
- フードドライブ事業で集まった食料を必要としている方へ配布する「食品配布会」においては、食品を配布する際に、「他の困りごとはないか?」「相談機関につながっているか?」などの聞き取りを行い、適切な相談窓口につなぐ等の支援を行ってきました。
- 高齢者を介護する家族への支援については、相談窓口による介護相談に加え、「家族介護者交流カフェ」、「介護講座」、「リフレッシュ事業」などを開催し、介護者同士の交流や情報交換の場を作ったり、学習の機会を作ったりし、介護者の孤立を防ぐ体制の整備に取り組んできました。
- 今後は、生活に困窮している方、長期欠席、ひきこもりなど支援を必要としている方、病気や障がいのある人、高齢者を含め介護をしている全対象者の方など、それぞれの状況に応じた交流や学習の機会、居場所づくりなどへの支援が必要です。

● 今後の方向性

- 支援を必要としている方の声が相談窓口が届くよう、アウトリーチによるPR活動や市民への働きかけを推進します。
- 複合的な課題を抱えたケース等に対し、社協内部において迅速な協議や合意形成が行えるよう体制の整備を図るとともに、医療・福祉・介護に携わる多職種による連携体制の強化を推進します。
- 様々な困難を抱えた方が、それぞれの状況に応じた支援を受けられるよう交流や学習の機会、居場所づくり等への支援を推進します。

● 市民・地域が取り組むこと

- 地域にどんな相談窓口があり、どんなことが相談できるのかに関心をもち、情報を収集します。
- 自ら相談することが難しい方に対し、必要な支援が受けられるよう相談窓口につなぎます。
- 入手した情報を、SNSなどで話題に出し、支援を必要としている方へ届けます。

● 社協が取り組むこと

No.	取組	主な取組
1	心配ごとや困りごとを抱えた方への支援	● 支援を必要としている方の声が相談窓口が届く仕組みの構築 ● チームアプローチやアウトリーチによる相談援助 ● 多機関連携による支援
2	介護者への支援 指標	● 相談窓口における介護相談 ● 仕事と介護の両立支援の推進 ● 介護をしている方を対象とした事業の開催 ● ヤングケアラー、ダブルケアの早期発見と支援
3	居場所づくり	● サロン等、居場所づくりを実施している団体への支援 ● それぞれの状況に応じた居場所づくりの推進

● 主な事業

- 地域包括支援センター事業
- 基幹相談支援事業(障がい者サポートセンター清須)
- 成年後見支援センター事業
- 日常生活自立支援事業
- 資金貸付事業
- 法律相談事業
- 家族介護者交流事業
- 生活支援体制整備事業
- フードドライブ事業
- ふれあい・いきいきサロンへの支援
- 市民活動ボランティアセンター事業等

広がりつながる親グループの活動の輪

～ 市民活動への支援 ～

清須市には、子どもの発達に悩みをもつ方が、子育ての不安を自由に語り合ったり、親と子が交流したりすることなどを目的に活動している親グループがたくさんあり、これらの親グループは、互いに関わりをもちながら、活動の輪を広げています。

社協では、活動場所の提供や職員の会合への参加などを通して活動の支援を行っています。



△ネットワーク花ばたけの活動の様子

(3) 福祉サービスの充実と適切な利用の推進

● 現状と課題

- 社協では、介護保険法や障害者総合支援法に基づき指定を受けた事業や市から受託を受けた事業を中心として福祉サービスの提供を行い、ヘルパーステーションにおける祝日営業の導入や市受託事業（母子家庭等日常生活支援事業、子育て世帯訪問支援事業、産前・産後ヘルパー派遣事業）への対応、就労継続支援事業所等における土曜営業や利用対象者の拡大など、利用者の多様なニーズに対応できる体制の整備を図ってきました。
- 複雑化・多様化している支援ニーズに対応するため、研修等の充実を図り、サービスの質の向上に努めるとともに安心して利用できる事業所運営に取り組んできました。
- 今後も多様化するニーズに応じたサービス提供体制の整備と職員の人材育成及び対応力の強化が重要です。

● 今後の方向性

- 職員研修等を通じて、コンプライアンスやリスク管理に対する意識向上を図り、事故防止に努めます。
- 社協としての総合力を強化するため、若手職員を対象とした研修プログラムを実施し、人や企業をつなぐ調整能力や地域のマネジメント力を磨き、対応力強化を図ります。
- 職員の定着支援を強化し、組織としての基盤強化を進めます。
- 利用者のニーズ把握を行い、サービスの質の向上に努めます。

● 市民・地域が取り組むこと

- 社協に対し、福祉サービスに関する意見や必要な視点について提言を行います。
- 自分が知り得た福祉情報をとなり近所や友人・知人にも知らせます。

● 社協が取り組むこと

No.	取組	主な取組
1	事業所運営の充実強化	●介護保険法、障害者総合支援法に基づいた事業の充実強化 ●市受託事業の実施 ●質の高いサービス評価と事業所加算の取得
2	職員の人材育成、定着支援 指標	●利用者のニーズの把握とサービスの質の向上 ●コンプライアンスやリスク管理の体制の強化 ●職員研修等による対応力の強化

● 主な事業

- 居宅介護支援事業(ケアプランセンター清須) ●訪問介護事業(ヘルパーステーション清須)
- 就労継続支援 B 型・日中一時支援事業(就労継続支援センター飛鳥)等

福祉サービスの充実に向けて

社協では、専門的な知識や対応技術の向上に向け、勤務年数、職種、職責等に応じた研修を実施し、専門職の育成と職員のスキルアップを図っています。

また、外部の機関が主催する研修会への積極的な参加や、専門研修・更新研修の受講を計画的に行っています。

～ 専門職の育成 ～



△職員研修会の様子

基本目標 3

安心・安全な暮らしのための環境づくり



(1) 権利擁護体制の強化

● 現状と課題

○社協では、虐待への対応や権利擁護が必要な方への支援として、地域包括支援センターや基幹相談支援センターが中心となり、市や社協内部で連携を図りながら対応を行ってきました。また、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理のサポートを行う日常生活自立支援事業を実施し、判断能力に不安を抱える方への支援に取り組んできました。

○2023（令和5）年度に成年後見支援センターを受託し、「支援検討会議」を立ち上げ、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、医師会、市関係各課の参画により、地域連携ネットワークの構築を進めました。また、家庭裁判所、弁護士会、リーガルサポート等の外部の機関、専門職団体が主催する研修会等への参加を通じて、司法と福祉の連携体制の構築に取り組みしました。

○今後は、認知機能の低下等に伴う、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行支援や家族と疎遠な高齢者の方が、安心して高齢期の生活を送ることができるよう、エンディングサポートを行う体制を整備する必要があります。

● 今後の方向性

○関係機関が一次相談支援機関として機能し、潜在的なニーズをキャッチして適切な機関へ伴走支援できるよう、各種研修会の開催やフォローアップを継続します。

○成年後見支援センターの受任調整機能、後見人支援機能、地域連携ネットワーク機能を強化し、支援困難ケースへの対応を推進します。

○日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行のタイミングを標準化できるよう指標づくりを進めます。

○司法の専門職との連携強化に加え、エンディングサポートや不動産、ゴミ処理、ペット問題等多様な課題に対し、暮らしを支える専門職や機関との連携体制の構築を図るとともに、新たな仕組みの創設を模索します。

○権利擁護に携わる職員の専門性や対応力向上に向け、研修体制の整備と強化を推進します。

○法人後見や市民後見の将来的な導入に向け、情報収集やニーズ把握等調査研究を継続します。

● 市民・地域が取り組むこと

- 認知症サポーター養成講座や学習会などに参加し、理解を深めます。
- 認知症等判断能力に心配な方を見かけたら、温かく見守ります。
- 虐待またはその恐れのある場面に遭遇したら、勇気をもって市・社協等関係機関に通報します。
- 自ら相談することが難しい方に対し、必要な支援が受けられるよう相談窓口につなぎます。

● 社協が取り組むこと

No.	取組	主な取組
1	権利擁護事業の推進 指標	●権利擁護に関する相談対応 ●成年後見制度の啓発・利用促進 ●虐待防止、消費者被害防止の推進 ●エンディングサポート体制の調査研究

● 主な事業

- 成年後見支援センター事業 ●日常生活自立支援事業 ●地域包括支援センター事業
- 基幹相談支援事業(障がい者サポートセンター清須)等

権利擁護支援の基盤づくり ～地域連携ネットワークとは～

支援を必要としている人をはじめ、地域に暮らすすべての人が尊厳ある自分らしい生活を継続できるよう、その基盤づくりを進めるものです。これは、必要な権利擁護の支援が適切なタイミングで届くよう、行政・福祉の関係者だけでなく、司法関係者・市民等も加えた多様な分野・主体が連携し、横断的に支援できる仕組みづくりとなります。

清須市では、成年後見支援センターと清須市が中核的な機関となり、「運営協議会」や「支援検討会議」を立ち上げ、行政・福祉・医療・司法・市民等が連携する仕組みづくりを進めています。



△福祉出前講座(成年後見制度)の様子



△支援検討会議の様子

(2) 安心して暮らせる環境の確保

● 現状と課題

- 社協では、2008（平成20）年度から「災害対策計画」を推進し、「災害ボランティアコーディネーター」の養成、市・社協・関係機関・学生ボランティア等が一体となった「避難誘導訓練」や「災害ボランティアセンター設置運営訓練」、ボランティアグループなどが行う「避難所運営訓練」への助成、災害ボランティアコーディネーター連絡会と連携した「福祉学習会」や「福祉出前講座」の開催等に取り組んできました。
- 現在は、2024（令和6）年度からの6年間を推進期間とする「第5次災害対策計画」を策定し、災害からいち早く復旧できる体制の整備や、災害時に備えた日頃からの助け合い活動などについて推進していますが、計画どおり推進できるよう、管理評価及び計画推進体制の整備が重要です。
- ブロック社協では、事業内容の中に防犯や事故・孤立防止を目的とした見守り事業を位置づけ、各ブロックの実情に応じた見守り活動を推進してきました。また寿会では、多くの支部が児童の下校時の見守り活動を実施しています。誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進として、こうした見守り活動のさらなる発展・充実が必要となります。
- 社協では、車いす利用者や一時的に車いすが必要となった方への支援として、軽自動車2台を利用した車いす対応車両の貸出と大人用の自走式及び介助式車いす、子ども用車いすの貸出を実施してきました。現在は、車両の老朽化とリクライニング式車いすやストレッチャーに対応した車両の導入が課題となっています。

● 今後の方向性

- 災害対策をテーマとした福祉学習会や福祉出前講座等の開催、ボランティア団体などが行う災害対策活動を支援します。
- 社協が策定した「第5次災害対策計画」の推進体制を整備し、管理評価を適切に実施することで計画の推進を図ります。
- 地域における見守り活動の推進と支援を行います。
- 福祉車両や車いすの貸出事業の充実を図ります。

● 市民・地域が取り組むこと

- 日頃から防災意識を高め、非常持ち出し袋等、必要な準備をしておきます。
- 日頃からとなり近所同士で見守り・声かけ活動を行い、災害時などいざという時に備えます。
- 福祉情報に関心をもち、自分が知り得た情報をとなり近所や友人・知人にも知らせます。

● 社協が取り組むこと

No.	取組	主な取組
1	災害対策の推進 指標	●災害からいち早く復旧できる体制の整備 ●市民生活の復旧・復興を支援する仕組みの整備 ●市民や関係機関の参加や協働・連携を図り、地域づくりを推進する体制の整備
2	見守り活動の推進 指標	●ブロック社協やボランティア団体、福祉団体等による見守り活動の推進及び支援
3	福祉車両や車いすの貸出等による移動支援	●リクライニング式車いすなど、様々な規格の車いすに対応した福祉車両の整備 ●ストレッチャー対応の福祉車両の導入検討 ●様々なニーズに対応できる車いす貸出事業の充実

● 主な事業と取組指標

- 災害ボランティアセンター設置運営訓練
- 災害ボランティアコーディネーターの育成
- ボランティア団体・福祉団体への活動支援
- ブロック社協事業
- 福祉学習会・福祉出前講座の開催支援
- 見守り活動への支援
- 福祉車両貸出事業
- 車いす貸出事業等

ボランティアと被災者をつなぐ ～ 災害ボランティアセンターとは ～

被災者中心・地元主体とし、生活支援という福祉の視点をもちながら被災者に寄り添い、日々の生活支援と生活再建に向けた困りごとの解決に、ボランティア・NPO・行政・関係機関・団体と協働しながら支援活動を行う組織であり、災害ボランティア活動を円滑に進めるための拠点です。

清須市では、災害発生時に市からの要請を受け、社協が災害ボランティアセンターの運営管理を行うこととなっています。



△災害ボランティアセンター設置運営訓練の様子

第6章 清須市再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨

全国的に刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は上昇傾向となっており、再犯の防止は安心・安全に暮らせる地域共生社会を実現する上で重要な課題です。

国においては、2016（平成28）年12月に施行された再犯防止法に基づく「再犯防止推進計画（第一次）」が2017（平成29）年12月に閣議決定されました。2023（令和5）年3月には、第一次計画の内容を発展させ、再犯防止施策のさらなる推進を図るため、「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定されました。愛知県においても、2021（令和3）年3月に「愛知県再犯防止推進計画」が策定されています。

本市では、再犯防止法第8条第1項に規定された地方再犯防止推進計画として、「清須市再犯防止推進計画」を地域福祉計画と一体的に策定します。

2 計画の基本方針

本市の再犯防止の取組を進めるにあたっては、国、県の計画の方針を踏まえます。

■国「第二次再犯防止推進計画」（2023（令和5）年度～2027（令和9）年度）の基本方針

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

■「愛知県再犯防止推進計画」（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）の基本方針と6つの重点課題

〔5つの基本方針〕

- （1） 国、県、市町村、民間団体等による緊密な連携協力を確保し、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の構成員として円滑に社会復帰できる社会の実現に向けて、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進します。
- （2） 犯罪をした者等が、その特性に応じて、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにします。
- （3） 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等の存在を十分に認識するとともに、犯罪をした者等が犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解して、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて、再犯防止に取り組みます。
- （4） 県内の犯罪等の実態を踏まえて、必要に応じて関係機関や民間団体等から意見聴取を行うなどし、社会情勢に応じた再犯防止の施策に取り組みます。
- （5） 再犯防止の取組について、広く県民の関心と理解を得られるよう、分かりやすく効果的な広報に取り組みます。

〔6つの重点課題〕

- I 国・民間団体等との連携強化
- II 就労・住居の確保
- III 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- IV 非行の防止及び学校等と連携した修学支援等
- V 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援等
- VI 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

3 現状と課題

○本市においては、保護司会、更生保護女性会等で、犯罪や非行をした人の立ち直りを支えるため活動しています。保護司会では、保護観察を受けている人の指導や刑務所や少年院に入っている人の釈放後の帰住先の調整や、「社会を明るくする運動」や薬物乱用防止教室などの犯罪や非行の予防活動を行っています。更生保護女性会では、小・中学校や児童館、矯正施設、更生保護施設等への支援で、「社会を明るくする運動」への参加や特殊詐欺防止寸劇など、関係機関と連携した活動を行っています。

○市民アンケートによると、「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」の用語の認知状況は「内容も言葉も聞いたことがない」が約半数となっており、再犯防止に関する活動者や取組についてさらなる周知が必要です。

4 具体的な取組

No.	取組	取組内容
1	就労・住居の確保等	●生活困窮状態から早期に脱却するため、生活困窮者住居確保給付金の活用等による居住に関する支援を行います。 —主な取組— ・生活困窮者住居確保給付金【社会福祉課】 ●生活保護制度、生活困窮者自立支援制度等により、一人ひとりの状況に合わせた支援を行います。 —主な取組— ・生活保護制度の適正な実施【社会福祉課】 ・生活困窮者自立支援制度の適正な実施【社会福祉課】
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進	●犯罪をした高齢者や障がいのある人で自立した生活を送ることが困難な人に対し、必要な福祉サービス等の情報提供をするとともに、各種相談支援を充実させ、適切な支援につなげます。 —主な取組— ・障害福祉サービスの適正な実施【社会福祉課】 ・生活保護制度の適正な実施【社会福祉課】 ・介護保険事業の適正な実施【高齢福祉課】 ●犯罪をした人のうち、特に薬物依存者やその疑いがある人に対して関係機関と連携を図りながら必要な医療・福祉サービスの利用につなげます。 —主な取組— ・心の健康相談事業などの相談支援、自助グループや専門医療機関等との連携【健康推進課】

No.	取組	取組内容
3	学校等と連携した 修学支援の実施	●こども家庭センターや青少年・家庭教育相談員での相談支援や学校における指導を通して、児童生徒の非行を未然に防止します。 —主な取組— ・こども家庭センターによる相談支援【こども家庭課】 ・青少年・家庭教育相談員による相談支援【学校教育課】 ・学校に警察署等からの外部講師を招き、非行防止に関する講座の実施【学校教育課】 ●保護観察対象少年の再非行防止のため、保護司と学校等との情報共有・連携を図ります。 —主な取組— ・市内小中学校との情報交換の実施【学校教育課】【社会福祉課】
4	民間協力者の活動の促進	●保護司をはじめとする、更生保護女性会、協力雇用主等の活動を支援するとともに、連携の強化を図ります。 —主な取組— ・市内小中学校への薬物乱用防止教室の実施【社会福祉課】 ・薬物乱用防止キャンペーン(保健所主催)への参加【社会福祉課】 ●保護司会、更生保護女性会等の活動を周知します。 —主な取組— ・市内まつり会場での啓発活動の実施【社会福祉課】
5	再犯防止の広報・啓発活動	●「青少年健全育成大会」や市の祭り等のイベントにおいて、地域住民に対し、再犯防止や犯罪をした人の社会復帰支援の重要性について理解促進を図ります。 —主な取組— ・市内まつり会場での啓発活動の実施【社会福祉課】 ●「社会を明るくする運動」による啓発活動の推進を行います。 —主な取組— ・商業施設での啓発活動の実施【社会福祉課】 ・「社会を明るくする運動」の作文募集【社会福祉課】

No.	取組	取組内容
6	関係団体との連携強化	●地域における見守り支援を行っている活動者に対し、更生保護にかかる研修等を行いながら、適切な支援、情報共有が行われるように努めます。 —主な取組— ・保護区での研修の実施【社会福祉課】

清須市保護司協議会とは…

保護司は、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員であり、犯罪や非行をした人の立ち直りを支える地域ボランティアです。保護観察官と協力し、保護観察を受けている人の指導及び刑務所や少年院に入っている人の釈放後の帰住先の調整などを行っています。また、「社会を明るくする運動」や薬物乱用防止教室など、犯罪や非行の予防活動を行っています。



△薬物乱用防止教室

清須市更生保護女性会とは…

更生保護に協力するボランティア団体です。主な活動内容は小・中学校や児童館、矯正施設、更生保護施設等への支援で、「社会を明るくする運動」への参加など、関係機関と連携した活動を行っています。



△社会を明るくする運動

生活困窮者就労支援員とは…

清須市内にお住まいの方で就職が困難な方を対象に、清須市しごと・くらしサポートセンターにて相談を受け、就職活動や職場定着の支援を行います。就職先候補企業の案内や履歴書の添削など、就職活動の支援を行います。

第7章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

(1) 計画の周知

本計画の理念や内容を幅広く市民に共有し、本市における地域福祉を推進するとともに、市民の地域福祉活動への参加を促進するため、様々な機会において計画の周知に取り組みます。

(2) 庁内連携体制の強化

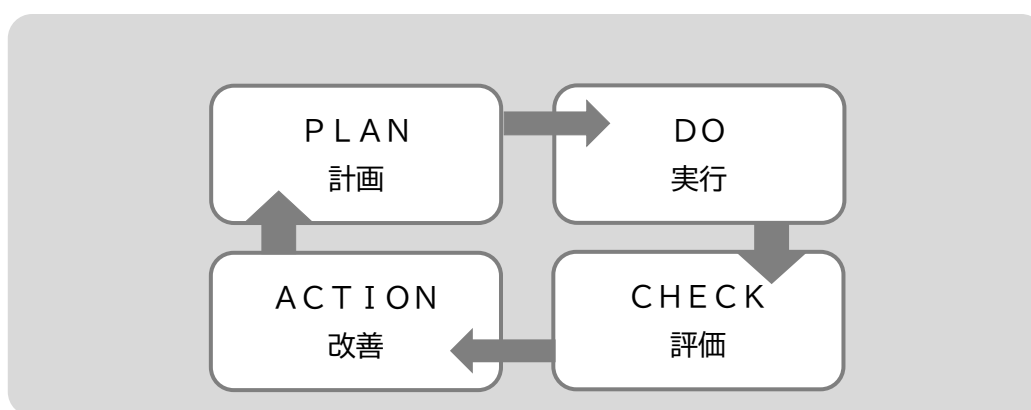
福祉・保健・医療分野をはじめ、防災、防犯、教育、環境等の福祉以外の様々な分野との連携体制を構築し、地域福祉のさらなる推進を図ります。

(3) 市民・団体等との連携強化

市と社協との連携を強化するとともに、市民、民生委員・児童委員、自治会、地域活動団体、サービス事業者、企業等と協働体制の強化を図ります。

2 計画の進捗管理・評価

計画の着実な推進に向けては、PDCAサイクルに沿って、施策の進捗状況について定期的に点検・評価することが重要です。計画の進捗状況を評価する指標として、進捗状況の点検・評価を行い、今後の方向性を検討します。



3 計画推進のための評価指標

基本目標ごとに成果指標を設定し、計画の最終年度に達成状況の評価を行います。その成果指標を達成するために、行政、社協のそれぞれで活動指標（成果指標を達成するための指標）を設定し、進捗の検証を行います。

基本目標1 地域の支え合いの仕組みづくり

■成果指標

地域活動に参加している人の割合の増加

（市民アンケートより、地域活動に「すでに参加している」と回答した割合）

基準値（2023（R5）） → 目標値（2029（R11））

19.5%▶▶▶ 基準値から増加

ボランティア・市民活動やNPO活動に参加している人の増加

（市民アンケートより、ボランティア・市民活動やNPO活動に「すでに参加している」と回答した割合）

基準値（2023（R5）） → 目標値（2029（R11））

5.0% ▶▶▶ 基準値から増加

■活動指標

※取組掲載ページ

第4章 地域福祉計画		
取組名		
指標項目	基準値(R5)	目標値(R11)
市民への学習機会の提供（P.44）※		
人権教室の参加者数	4,571人	5,000人
地域コミュニティの活動支援（P.46）		
自治会加入率	83.4%	基準値から増加
市民の交流促進・場づくり（P.49）		
清須市協働テラス参加者数	103人	135人
市民の交流促進・場づくり（P.49）		
いこまいか教室団体数	28団体	35団体
ボランティア団体等の活動支援（P.49）		
ファミリー・サポート・センター会員（提供会員・両会員）数	46人	70人
ボランティア等の人材育成（P.50）		
認知症サポーター養成講座受講者数	471人	490人

第5章 地域福祉活動計画		
取組名		
指標項目	基準値(R5)	目標値(R11)
福祉教育の推進（P.66）		
福祉協力校数	13校	15校
福祉出前講座・福祉学習会の充実（P.66）		
福祉出前講座・福祉学習会の開催数	25回	35回
活動への支援（P.70）		
ブロック社協数	26ブロック	28ブロック
活動への支援（P.70）		
市民活動ボランティアセンター登録団体数	96団体	106団体
活動への支援（P.70）		
新たなサロンの立上げ支援	-	3か所
参加・協働の促進（P.70） 企業における社会貢献活動の推進（P.70）		
フードドライブ事業協力企業登録数	9事業所	20事業所

基本目標2

必要とする人に必要な支援が届く仕組みづくり

■成果指標

生活上の不安や困りごとを
相談できる相手や場所が「ない」人
の割合の減少

(市民アンケートより、生活上の不安や困りごとを
相談できる相手や場所が「ない」と回答した割合)

基準値(2023(R5)) → 目標値(2029(R11))

25.8% ▶▶▶ 基準値から減少

「市の福祉サービスが充実してい
る」と感じる人の割合の増加

(市民アンケートより、「市の福祉サービスが充実
している」と『感じる』(「とても感じる」「時々
感じる」と回答した人の割合)

基準値(2023(R5)) → 目標値(2029(R11))

18.8% ▶▶▶ 基準値から増加

■活動指標

第4章 地域福祉計画		
取組名		
指標項目	基準値(R5)	目標値(R11)
相談窓口の充実 (P.51)		
自立支援相談機関での困窮者の相談件数	73 件	95 件
アウトリーチによる継続的な支援 (P.52)		
養育支援訪問数	277 回	310 回
アウトリーチによる継続的な支援 (P.52)		
民生委員・児童委員訪問数	10,581 回	11,500 回
生活困窮等に関する支援 (P.55)		
生活保護受給者のうち、就労支援による就労者数	15 人	20 人
生活困窮等に関する支援 (P.55)		
自立相談支援事業により、生活保護に至らなかった自立者数	33 人	36 人

第5章 地域福祉活動計画			
取組名			
指標項目		基準値(R5)	目標値(R11)
相談窓口の充実（P.72）			
生活福祉課題の 相談件数 ・基幹相談支援センター	17,000 件	18,000 件	
生活福祉課題の 相談件数 ・地域包括支援センター	17,500 件	18,200 件	
多職種連携の推進（P.72）			
連携会議の開催数	50 回	60 回	
介護者への支援（P.74）			
家族介護者交流 カフェ参加者数	80 人	90 人	
職員の人材育成、定着支援（P.76）			
職員研修開催数	18 回	28 回	

基本目標3

安心・安全な暮らしのための環境づくり

■成果指標

生活上の不安や困りごとを
相談できる相手や場所が「ない」
人の割合の減少

(市民アンケートより、生活上の不安や困りごとを
相談できる相手や場所が「ない」と回答した割合)

基準値(2023(R5)) → 目標値(2029(R11))

25.8% ▶▶▶ 基準値から減少

今までに地域の防災活動に「参加
したことがある」人の割合の増加

(市民アンケートより、今までに地域の防災活動に
「参加したことがある」と回答した割合)

基準値(2023(R5)) → 目標値(2029(R11))

38.7% ▶▶▶ 基準値から増加

■活動指標

第4章 地域福祉計画		
取組名		
指標項目	基準値(R5)	目標値(R11)
権利擁護体制の充実 (P. 61)		
権利擁護関連の啓発回数	40 回	46 回
地域の見守り活動 (P. 63)		
見守りシール交付者数	24 人	54 人
災害時の体制づくり (P. 63)		
地域防災リーダー養成講座の受講者数 (累計)	-	250 人
災害時の体制づくり (P. 63)		
防災訓練参加人数	2, 855 人	3, 700 人

第5章 地域福祉活動計画		
取組名		
指標項目	基準値(R5)	目標値(R11)
権利擁護事業の推進 (P.78)		
成年後見支援センター 相談件数	700 件	850 件
権利擁護事業の推進 (P.78)		
権利擁護関連の相談 件数 ・基幹相談支援センター	35 件	50 件
権利擁護関連の相談 件数 ・地域包括支援センター	400 件	500 件
災害対策の推進 (P.80)		
災害ボランティア コーディネーター数	50 人	65 人
見守り活動の推進 (P.80)		
見守り活動実施数	24 ブロック	26 ブロック

資料編

1 計画の策定経過

実施時期	内 容
2023（令和5）年7月7日	令和5年度第1回清須市地域福祉計画策定委員会
2023（令和5）年8月28日 ～9月15日	活動者アンケートの実施
2023（令和5）年9月1日 ～9月15日	市民アンケートの実施（18歳以上の市民）
2023（令和5）年9月1日 ～9月15日	団体ヒアリング調査の実施
2023（令和5）年12月6日	地域懇談会（清洲地区）の実施
2023（令和5）年12月11日	地域懇談会（新川地区）の実施
2023（令和5）年12月13日	地域懇談会（西枇杷島地区）の実施
2023（令和5）年12月15日	地域懇談会（春日地区）の実施
2024（令和6）年2月22日	地域懇談会各地区結果報告（全地区）の実施
2024（令和6）年3月21日	令和5年度第2回清須市地域福祉計画策定委員会
2024（令和6）年6月28日	令和6年度第1回清須市地域福祉計画策定委員会
2024（令和6）年8月20日	令和6年度第2回清須市地域福祉計画策定委員会
2024（令和6）年11月19日	令和6年度第3回清須市地域福祉計画策定委員会
2024（令和6）年12月25日 ～2025（令和7）年1月24日	パブリックコメントの実施
2025（令和7）年2月18日	令和6年度第4回清須市地域福祉計画策定委員会

2 清須市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条第1項の規定に基づき、清須市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び見直しを行うため、清須市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会において意見又は助言を求める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療機関関係者
- (3) 福祉関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定又は見直しが完了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選出される前に招集する会議にあっては、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

3 清須市地域福祉計画策定委員会名簿

所 属 等	委員氏名	備考
日本福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科教授	川島 ゆり子	委員長
愛知医療学院短期大学リハビリテーション学科 理学療法学専攻講師	木村 菜穂子	
西名古屋医師会 会長 (ゆたかクリニック院長)	加藤 裕	
社会福祉協議会 会長	時田 榮一	
民生委員・児童委員 連絡副会長	櫻井 彩子	副委員長
保護区保護司会 会長	加藤 恵嗣	
健康づくりリーダー 代表	吉田 正恵	
女性の会 会長	佐藤 あつ子	
地域学校協働本部 統括地域学校協働活動推進員	武島 敦子	
寿会 副会長	児玉 康彦	
心身障がい児者福祉協会 会長	太田 良治	
災害ボランティアコーディネーター連絡会 代表	法月 由紀子	
西春日井福祉会 代表	安ノ井 宏隆	(2023(令和5)年度)
	佐藤 択磨	(2024(令和6)年度)
市民公募	吉岡 英雄	
市民公募	鈴木 千恵子	
オブザーバー(清須保健所)	岩田 はるみ	(2023(令和5)年度)
	有川 かがり	(2024(令和6)年度)

(敬称略、順不同)



4 用語解説

ABC

DV (ディーバイ)	ドメスティック・バイオレンス。配偶者（事実婚・別居を含む）やパートナーなど親密な関係にある（あった）人から振るわれる暴力のこと。暴力には、身体的暴力（殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばす等）、精神的暴力（大声で怒鳴る、長期間無視する、ののしる、脅迫するなど）や性的暴力（性行為を強要する、嫌がっているのにポルノ雑誌やビデオを見せる、避妊に協力しない、中絶を強要する等）、経済的暴力（生活費を渡さない、仕事をして収入を得ることを制限する、相談なく無計画な借金を重ねるなど）、社会的暴力（外出や親族・友人とのつきあいを制限する、電話やメールを細かくチェックする等）などが含まれる。
DX (ディーエックス)	企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。
ICT (アイシーティ)	Information and Communication Technology の略。IT（情報技術）に、コミュニケーション（通信、意思疎通）の概念を加えたものであり、ネットワーク通信により知識や情報を共有する技術のこと。

あ 行

アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス。
医療的ケア	人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入等の生活支援のこと。このような支援が日常的に必要な子どもを「医療的ケア児」という。
インクルーシブ教育	障がいの有無にかかわらず、すべての子どもがともに学ぶ教育のこと。
エンディングサポート	治療や介護、財産管理、葬儀、相続など「終活」の内容を支援（サポート）すること。

か 行

清須市協働テラス	市民・団体・企業・行政などが、垣根を越えて清須市の協働について学び合い、語り合い、ともに育むために開催する定期イベント。協働テラスは、「外の世界を感じることができる、居心地が良く丁度良いところ」を目指している。参加者の活動状況や課題と考えていることなど一人ひとりの思いを設定されるテーマに合わせ、情報発信・情報共有する場所となっている。これまでなかなか言い出せなかったことなどを、気楽に話せる場所として開催している。
清須市成年後見支援センター	認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力に不安を感じる方が、地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度をはじめとした制度に関する相談や利用のためのサポートを行っている。清須市総合福祉センター内で、社会福祉法人清須市社会福祉協議会により運営されている。

清須市民げんき大学	高齢期は、定年退職や子どもの独立などを契機として、地域社会での役割や人間関係を築いていくなど、新たな生きがいを見つけれられる時期でもある。そのための健康の維持は不可欠であるため、介護予防の必要性の理解と、いつまでも健やかで元気に過ごせることを支援するため、「清須市民げんき大学」を設立。1年を通じたカリキュラムにより、受講生が健康や介護予防に関する知識を広げ、運動を通して日常的に健康づくりを進めるとともに、新しい出会いや発見、感動を分かち合えることを目指している。対象は、市内在住のおおむね65歳以上の市民で、卒業後に自身の介護予防に努めるとともに、地域活動に参加する意欲がある方。会場は、愛知医療学院大学内。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表す。
子ども食堂	家庭において共食が難しい子ども達が一人でも無料または低額で利用できる場を提供する取組。子ども食堂の多くは民間発の自主的な取組で、「地域における居場所確保の機会を提供する」「共食の機会を提供し、コミュニケーションや豊かな食経験を通じて、食の楽しさの実感を与えて精神的な豊かさをもたらす」等、様々な面からその役割が期待されている。
個別避難計画	災害対策基本法に位置づけられた、高齢者や障がい者等の避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画。
さ 行	
災害ボランティアコーディネーター	ボランティア活動を行う際の心構えや注意点などの啓発、各機関やボランティアの調整などを行う役割を果たす人。災害ボランティアコーディネーターに特別な資格は必要なく、養成講座に参加し、会員として活動しながら必要なスキルを身につけていく。大規模災害で被害が発生した場合、市は、社協に災害ボランティアセンターの開設を要請しボランティアを募集する。
就学前教育	小学校に入学する前の子ども（0歳から6歳）が通う幼稚園・保育所・認定こども園などで行われる教育の総称。一般的には「幼児教育」とも呼ばれる。就学前教育は、幼児が生活するすべての場で行われる教育を総称した概念で、具体的には、幼稚園における教育、保育所等における教育、家庭における教育、地域社会における教育のこと。
主任児童委員	子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員で、1994（平成6）年1月に制度化され、それぞれの市町村にあって担当区域をもたず、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいる。厚生労働大臣により、全国で約2万1千人いるとされる民生委員・児童委員の一部が主任児童委員に指名されている。
スクールソーシャルワーカー	SSW。教育や福祉の専門的な知識・技術を有し、活動経験の実績を有する人材である。子ども達を取り巻く環境（学校や家庭、友人関係等）で起きた問題に働きかけ、関係機関と連携するなど、多様な支援方法を用いて課題に対応する。
成年後見制度	精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、家庭裁判所に申立てをして、その方の権利を守る援助者を選ぶことで、法律的に支援する制度。本人の判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」の3種類に分かれている。
た 行	
ダブルケア	育児期にある者（世帯）が、親の介護も同時に担う状態。

電子連絡帳(レイ ンボーネット)	在宅医療・福祉統合ネットワーク。清須市民が住み慣れたまちで、いつまでも自分らしい生活を続けていくことができるように病院、診療所、歯科医院、薬局、訪問看護ステーション、介護保険事業所、地域包括支援センター、行政等が電子@連絡帳システム(多職種情報共有システム)を活用して連携し、市民を医療・介護・福祉の面から支援する体制の構築を目指している。
特定妊婦	出産後の養育について、出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。
な 行	
認知症サポーター 一養成講座	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する応援者＝認知症サポーターを養成する講座。
は 行	
8050(はちま るごーまる)問題	高齢の親と働いていない独身の50代の子どもが同居している世帯にかかる経済的困窮や社会的孤立に起因する問題。
避難行動要支援 者	災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
フードドライブ	食品ロス削減の観点から、市民や企業等から食品を無償で受け入れ、食糧支援が必要な方に無償で配布する事業。
母子・父子自立支 援員	ひとり親家庭や寡婦の方々が抱えている様々な悩み事(生活上の問題、子どものこと等)や母子・寡婦福祉資金の貸し付けの相談相手となり、問題解決の支援をする。
ま 行	
見守りシール	認知症などで徘徊行動がある方が行方不明になった時、発見者がスマートフォン等でシールに印刷されている二次元コードを読み取ることで、発見・対応をスムーズにするシステム。
みんなのげんき 塾	企業やボランティア団体などと連携し、市民が健康や福祉、暮らしについて学ぶ場のこと。
や 行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どものこと。
要保護児童	保護者のない児童または保護者に監護させることが不適當であると認められる児童。
要保護児童対策 地域協議会	警察署、保健所、教育委員会、市関係機関、医師会等の各関係機関が、子どもとその家庭等を支援する方法を検討する。責任をもって対応すべき支援機関(主担当機関)を選定し、連携して対応する。

清須市第 1 次地域福祉計画

発 行 清須市 健康福祉部 社会福祉課

〒452-8569

愛知県清須市須ヶ口 1238 番地

電話 052-400-2911

F A X 052-400-2963

発行年月 2025（令和 7）年 3 月

社会福祉法人 清須市社会福祉協議会

〒452-0931

愛知県清須市一場古城 604 番地 15

電話 052-401-0031

F A X 052-401-0032



清須市
第1次地域福祉計画